

平成29年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期14日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月14日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針 ○ 専決処分の報告 ○ 報告第3号から諮問第1号までの33議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月15日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（大村・渡邊・五嶋） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月16日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（高本・溝見・高橋） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月17日	土	休 会	○ 市の休日
6月18日	日	休 会	○ 市の休日
6月19日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（豊田） ○ 報告第3号から報告第9号までの質疑 ○ 承認第2号から承認第4号までの質疑・討論・採決 ○ 議案第37号から議案第45号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第8号から諮問第1号までの質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月20日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会
6月21日	水	休 会	○ 民生常任委員会

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月22日	木	休 会	○ 議事整理
6月23日	金	休 会	○ 議事整理
6月24日	土	休 会	○ 市の休日
6月25日	日	休 会	○ 市の休日
6月26日	月	休 会	○ 議事整理
6月27日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第37号から議案第45号までの 委員長報告・修正の動議・質疑・討論・採決 ○ 同意第8号から諮問第1号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6月14日 (水)

平成29年第2回宇城市議会定例会（第1号）

平成29年6月14日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4		施政方針について
日程第5	報告第2号	専決処分の報告について
日程第6	報告第3号	平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第4号	平成28年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第8	報告第5号	平成28年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第9	報告第6号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第10	報告第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第11	報告第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第12	報告第9号	平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第13	承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）
日程第14	承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）
日程第15	承認第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）
日程第16	議案第37号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第38号	宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第39号 宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第40号 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第41号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第42号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第43号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第44号 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第45号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 同意第8号 農業委員会委員の任命について（坂本 一雄氏）
- 日程第26 同意第9号 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏）
- 日程第27 同意第10号 農業委員会委員の任命について（前田 雄司氏）
- 日程第28 同意第11号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）
- 日程第29 同意第12号 農業委員会委員の任命について（城尾 孝児氏）
- 日程第30 同意第13号 農業委員会委員の任命について（亀山 久氏）
- 日程第31 同意第14号 農業委員会委員の任命について（吉良 邦夫氏）
- 日程第32 同意第15号 農業委員会委員の任命について（河野 一氏）
- 日程第33 同意第16号 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）
- 日程第34 同意第17号 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）
- 日程第35 同意第18号 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）
- 日程第36 同意第19号 農業委員会委員の任命について（植田 耕清氏）
- 日程第37 同意第20号 農業委員会委員の任命について（百家 美代子氏）
- 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（遠山 明美氏）

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 高橋 佳大 君 | 2番 高本 敬義 君 |
| 3番 大村 悟 君 | 4番 星田 正弘 君 |
| 5番 福永 貴充 君 | 6番 溝見 友一 君 |
| 7番 園田 幸雄 君 | 8番 五嶋 映司 君 |

9番 福田 良二 君
11番 渡邊 裕生 君
13番 尾崎 治彦 君
15番 長谷 誠一 君
17番 入江 学 君
19番 堀川 三郎 君
21番 石川 洋一 君

10番 河野 正明 君
12番 大嶋 秀敏 君
14番 河野 一郎 君
16番 永木 伸一 君
18番 豊田 紀代美 君
20番 中山 弘幸 君
22番 岡本 泰章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村 和弘 君 書記 横山 悦子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	本間 健郎 君
企画部長	岩清水 伸二 君	市民環境部長	松本 秀幸 君
健康福祉部長	清成 晃正 君	経済部長	吉田 裕次 君
土木部長	成田 正博 君	教育部長	緒方 昭二 君
会計管理者	戸田 博俊 君	総務部次長	成松 英隆 君
企画部次長	木下 堅 君	市民環境部次長	上原 久幸 君
健康福祉部次長	那須 聡英 君	経済部次長	中村 誠一 君
土木部次長	坂園 昭年 君	教育部次長	蛇島 浩治 君
三角支所長	内田 公彦 君	不知火支所長	辛川 広倫 君
小川支所長	園田 敏行 君	豊野支所長	木村 隆之 君
市民病院事務長	吉澤 和弘 君	農業委員会 事務局長	重田 公介 君
監査委員事務局長	中村 久美子 君	財政課長	天川 竜治 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） ただいまから、平成29年第2回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（入江 学君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、16番、永木伸一君及び18番、豊田紀代美君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（入江 学君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月14日から6月27日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの14日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（入江 学君） 日程第3、諸報告を行います。

お手元に配布しております議長の諸般の報告の1ページから6ページにお示しいたしておりますとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、平成29年2月分から4月分まで提出されております。

主な公式行事については、7ページのとおりであります。

次に、議会運営委員会及び不知火海湾奥調査特別委員会に一部変更がありましたので御報告いたします。会派の異動届が4月1日付で宇城市議会議長宛てに提出されております。これに伴い、堀川三郎君から議会運営委員の辞任届が提出されたので、委員会条例第14条の規定に基づき、これを許可いたしました。新たに大嶋秀敏君を委員会条例第8条第1項の規定により選任いたしました。

また、石川洋一君から不知火海湾奥調査特別委員の辞任届が提出されたので、委員会条例第14条の規定に基づきこれを許可し、後任に福永貴充君を選任しました。

次に、議員表彰受賞者の紹介をいたします。去る5月24日、東京都で開催され

ました全国市議会議長会第93回定期総会において、全国市議会議長会会長から議員在職15年以上の表彰を本市では3人が受賞されました。今回の受賞者は豊田紀代美議員、永木伸一議員、長谷誠一議員であります。各位に対し、長年の御苦勞に敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申しあげたいと思います。おめでとうございます。受賞されました3人の議員には、後ほど表彰状の伝達を行いたいと思います。

また、全国市議会議長会の評議員でありました宇城市議会議長に感謝状が届いておりますことを御報告いたします。

最後に、全国市議会議長会第93回定期総会において、宇城市議長が地方行政委員会委員に選任されましたので、併せて御報告申し上げます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。市長、守田憲史君。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、「熊本地震」からの復旧・復興状況に関する報告です。

熊本地震発災から1年2か月が経過しました。市では、公共施設の復旧や市民生活への支援などに全力で取り組んでおり、徐々にではありますが、以前の活気を取り戻しつつあります。そのような中、5月末現在で災害関連死の申請が18件あがっており、この内8件について関連死と認定されております。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、遺族の方々への支援手続きを進めてまいります。

半壊未満いわゆる一部損壊の被災者に対する市独自の支援である「被災住宅等再建支援事業」については、10月3日から受付を開始し、6月13日現在で1,251件について交付決定を行い、約5,844万円分の復興券を交付いたしました。

また、宇城市独自にいただきました義援金約6,400万円については、一部損壊の被災世帯を対象として、5月17日から配分の申請を受け付けており、6月8日現在で、約2,300件の世帯から申請がっております。

さらには、4月16日に松橋小学校を主会場として、関係機関や市民の皆様約2,500人が参加して「宇城市総合防災訓練」を実施しました。昨年の熊本地震からの教訓をいかし、初動対応の重要性や関係機関との情報収集の必要性を感じたところであります。

この総合防災訓練の後、5月に宮崎県で開催された「防災シンポジウム」の中で、宮城県南三陸町長の講演を聴く機会がありました。「南海トラフ地震の被害想定」という演題であり、関係防災機関との連携や自治体として平素からの取組みが、い

かに重要であるかの内容でした。

自治体のトップとして、大規模災害発生時の意志決定の困難さは、想像を絶するものがあり、平時の訓練と備えが極めて重要であることを改めて感じる機会でもありました。

次に、軽自動車税課税処理の誤りについての報告です。

昨年度に新車登録された軽自動車のうち、燃費や排ガス性能が基準を満たす車両については、グリーン化特例として税率が25%から50%を軽減されますが、今回、対象車両の一部について措置を行っておらず、通常税額を課してしまいました。対象車両である397台の所有者の皆様方には、おわび状と還付金通知書を発送いたしました。

今回の過失について、十分な反省を行った上で、今後は厳密なチェック体制を確立し、再発防止に向けて努力いたします。

次に、河江保育所移管についてです。

昭和29年、旧益南村立保育所として開所以来60年を経過した河江保育所の移管式を3月31日に行い、4月1日から「社会福祉法人小川福祉会」が河江保育所の伝統と歴史実績を引き継いだ上で、運営を行っています。

今後も、「公共施設の見直し方針」にのっとり、施設の民営化や統廃合については、施設の経緯・内容、スケジュールなどについて市民の皆様への説明と御意見を伺いながら進めていく予定であります。

次に、地方創生事業及びその実現のための金融機関との包括的連携協定についてです。

市ではこれまでに、様々な人口減少対策に取り組んできたものの、人口は減少傾向にあり、将来にわたって地域の活性化が失われていくことが危惧されています。

人口減少を抑制するためには、行政の仕事のあり方や行政経営のあり方についても「質の改革」が必要であると思っています。このような行政経営改革にあたっては、自助努力はもちろんのこと客観的な外部の視点が必要であるため、1月に株式会社肥後銀行及び公益社団法人地方経済総合研究所との包括的連携協定を結んでおります。

また、3月21日には株式会社熊本銀行及び福岡フィナンシャルグループとの包括的連携協定を締結いたしました。

この連携協定は、地域の政策課題を共有し、それぞれが持つ資源や機能などを活用しながら地方創生の実現と地域の災害からの一日も早い復興を目的としています。

今後は、中小企業振興や定住促進の分野において、連携した取組みを進めてまいります。

次に、第2次宇城市総合計画策定についてです。

平成29年度から8年間を見据えた「第2次宇城市総合計画」については、3月の「第5回宇城市総合計画審議会」において委員の皆様方から答申をいただき、まちづくりの指針となる基本構想と4年間の前期計画を策定することができました。

宇城市が目指すべきまちづくりのキーワードとして、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）宇城」と設定し、熊本地震からの早期復旧・復興からの取組みを最優先課題として捉え、「復興する」「育てる」「住み続ける」「持続する」「選ばれる」「活躍する」の6つのまちづくりの柱ごとに施策目標を掲げており、本年度からの事業に反映してまいります。

次に、コンビニ交付サービスの開始についてです。

全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」、「所得課税証明書」などの各種証明書を取得できるサービスが、4月から始まりました。

このサービスは、市役所の閉庁日や閉庁時間にも取得することができ、今後も民間とのウィンウィンの関係により、市民サービスの向上につなげてまいります。

次に、国営事業推進協議会設立についてです。

国営農地再編整備事業の円滑な推進のために、5月17日にJAや土地改良区などの関係機関で構成する国営緊急農地再編整備事業宇城地区推進協議会を設立しました。

熊本県内でも有数の農業地帯である松橋町豊川地区から旧不知火干拓までの地域は、農道が狭く水路も用排兼用などの理由で排水不良を起こし、降雨時にはたん水被害が発生するなどの課題があります。この協議会において、関係機関との連携により基盤整備事業を着実に推進し、地域農業の更なる発展につなげてまいります。

早速、本年度から地区調査に入り、同時に地権者の同意を得る作業を進めてまいります。

最後に、総務省からの派遣職員受入れについてです。

総務省大臣官房政策評価広報課の専門官1人を7月1日から受け入れる予定です。国は、全国55の自治体に人材派遣を行います。熊本県内への派遣は宇城市のみであり、部長級として2年間受け入れ、地方創生事業に係る雇用創出や地域活性化事業に携わっていただく予定であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（入江 学君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第4 施政方針について

○議長（入江 学君） 日程第4、施政方針について、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。市長、守田憲史君。

○市長（守田憲史君） 平成29年第2回宇城市議会定例会の開会に当たり、所信表明で市政に対する基本理念は申し上げておりますので、市政運営に対する私の方針を簡潔に申し上げたいと思います。

昨年の「熊本地震」及び「集中豪雨」による被害は、哀惜の念に堪えない出来事でありましたが、前を向いて、市民の皆様とともにこの難局を乗り越えていくため、全身全霊で復興に向けて取り組んでまいります。

このような中、全国の皆さんから御寄附をいただき、深く感謝しております。また、被災されました市議会議員の皆様や市民の皆様には、改めてお見舞いを申し上げます。

日本経済の現状は、内閣府が公表した月例経済報告によりますと、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されるとの基調判断がなされております。

その一方で、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされる懸念や海外経済の不確実性の高まり、金融資本市場の変動、さらに昨年の熊本地震が経済に与える影響に、十分留意する必要があるとしております。

また、政府の基本的政策としては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太方針）において、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持することとされています。

「第2次宇城市総合計画」を平成29年3月に策定いたしました。その計画では、「いざ、復興へ～市民生活を最優先するまちづくりを目指して～」を念頭に、熊本地震や豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組みながら、人口減少の抑制も目指し、今後8年間で宇城市が目指すまちづくりのビジョンを明記しております。

そして、この計画の最終年度である平成36年度には、「ちょうどいい！住みや

すさを実感できる都市(まち)」を目指し、市民の皆様が誇りを持って、次の世代に引き継ぐことができる宇城市を築き上げるための道しるべとなっております。

このため、平成29年度は、まちづくりの基本目標である「復興する」、「育てる」、「住み続ける」、「持続する」、「選ばれる」、「活躍する」の6つのまちづくりの柱を重点に取り組んでまいります。

国の平成29年度予算の概算要求においては、本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

具体的には、義務的経費において聖域を設けることのない抜本の見直し、可能な限りの歳出抑制を図るとともに、その他の経費についても前年度予算額の90%の範囲内での要求等により、優先課題への予算の重点化を進めることとしています。

宇城市ではこれまで、「可能性への追求プロジェクト」による政策課題事業の優先順位をしゅん別し、財源の重点化や地方交付税の段階的な縮減に耐え得る行財政改革に努めてまいりました。

自主的な財政健全化の取組みにより財政状況は確実に改善されてきましたが、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない状況に変わりはなく、国の動向に左右される不安定な状況であることを十分認識する必要があります。

今後、地方交付税の減少や人口減少・少子高齢化などの構造的課題もあります。戸馳大橋架替事業や長崎久具線新設事業などによる財政需要の増加に加え、何よりも熊本地震からの復興費用など新たな課題への対応も求められているところであり、これまでも増して創意工夫が必要な予算編成作業でありました。

予算編成方針に基づき、第2次宇城市総合計画の「6つのまちづくりの柱」ごとに重点施策の概要について申し上げます。

まず、「復興するまちづくり」についてです。宇城市においては、熊本地震において、多くの家屋等の被害、農業施設、企業や事業所、店舗等の被災により生活基盤や地場産業に甚大な被害を受けましたが、建物倒壊が原因で死亡された方は、幸いにもいませんでした。

このことは、人命を最優先として学校施設を含めた公共施設で耐震補強工事が実施されていたことや市民の防災意識の高さなどから、人的な被害が少なかったと考えられます。

しかし、耐震工事が済んでいなかった公共施設や上・下水道、道路などに甚大な被害を及ぼし、復旧には相当の時間と費用を必要としています。

さらに、公共施設の復旧にあたっては、今後の行政運営を効率的なものにしていくため、公共施設の統廃合を視野に入れた再構築が必要となります。

このことから、それぞれの施設の利用状況や将来の見通し、代替施設や類似施設との統合など様々な面から検討する必要があります。

そして、市民の皆様の一日も早い生活の再建を目指し、生活基盤や産業振興、保健・医療・福祉の分野において、国・県と連携し、復興に向けたまちづくりを進めます。

具体的には、復興まちづくり計画策定費用として1,500万円、災害公営住宅建設に係る費用として1,012万円、熊本地震復興基金を活用した被災者生活再建支援事業費用として3億583万円、道路・橋りょう・公園などインフラの復旧費用として4,750万円を今回の補正予算で計上しております。

次に、「育てるまちづくり」についてです。本市の次代を担う子どもたちが、将来にわたって主体的かつ社会の変化に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体を養い、たくましく成長できる教育環境と子育て支援が充実したまちづくりを進めます。

具体的には、不知火小学校校舎建設設計費用として2億円、松橋中学校体育館建設設計費用として1億5,000万円、小中学校へのエアコン設置費用として2億260万円、給食センター新設に伴う上下水道整備等費用として4,866万円、小中学校の教育振興に係る電子黒板等のICT教材費用として1,499万円を計上しております。

次に、「住み続けるまちづくり」についてです。全ての市民が、「ちょうどいい！住みやすさ」を実感できる医療や、保健・福祉・介護をはじめとした各種行政サービスや生活環境の整備、そして防災対策や防犯対策の向上を図ることで、将来にわたって安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

主な事業として、市民の健康管理のため、食を通して糖尿病を予防するために食事の順番を見直し、野菜から採取する「さしより野菜」と「30・10運動」を推奨し取り組みます。

具体的には、糖尿病予防対策事業費用として87万円、行政区管理防犯灯LED交換費用として3,920万円、公的病院等運営助成費用として9,103万円、洪水対策等河川改良単独事業費用として6,986万円を計上しております。

次に、「持続するまちづくり」についてです。土地の有効利用による乱開発抑制や農地・緑地の保全や少子高齢化に対応するためのコンパクトシティの形成、また継続的な流入や移住者の受入れを可能にする産業基盤及び都市機能の整備を図ることにより持続するまちづくりを進めます。

具体的には、地方創生推進交付金事業費として4,900万円、豊川南部地区基盤整備事業に係る農地集積促進費用として1億1,100万円、道路維持・改良等

単独事業費用として2億3,552万円、業務改革モデルプロジェクト及び窓口業務委託費用として2,457万円を計上しております。

次に、「選ばれるまちづくり」についてです。将来にわたって豊かで安心できる生活のためには持続的発展が不可欠であるため、交流人口や移住・定住者の増加、「ちょうどいい！」と実感できる環境や基盤の整備をまいります。

具体的には、三角東港から西港エリアの総合的な観光拠点づくりのための費用2,100万円、農林水産品のブランド化と販路拡大費用として2,100万円、金桁鉱泉の復活と観光拠点整備費用として2,000万円を計上しております。

最後に、「活躍するまちづくり」についてです。様々な交流の機会や住民が主役となるまちづくり活動やコミュニティビジネスなど、市民が参画する機会の創出により、障がいのある人や定年を迎えた高齢者層、女性や若者など、まちづくりの担い手としての役割や仕事で活躍できるまちづくりを進めます。具体的には、地域コミュニティ活動支援費用として700万円、伝統芸能継承活動支援費用として125万円、グラウンド照明設備改修費用として500万円、スポーツ競技大会運営支援費用として147万円を計上しております。

合併後12年を経過いたしました。地方交付税の減少問題、人口減少・超少子高齢化問題など、多様な財政的課題が山積しております。また、これまで手付かずであった公共施設の統廃合や事務事業の見直しを断腸の思いで実行したことにより、市の財政状況は確実に改善されてきました。今後も宇城市の未来のためにも行財政改革を進めてまいります。

以上、平成29年度の主要政策と予算の概要を申し上げます。市議会におかれましては、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。平成29年6月14日、宇城市長、守田憲史。

○議長（入江 学君） これで、施政方針についてを終わります。

-----○-----

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（入江 学君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について、総務部長に報告を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

まず、お手元に第2回宇城市議会定例議案ということで、四角囲みの資料が一つ、それと説明資料という二つの資料が配ってあるかと思います。

議案集の中の4ページから6ページが今回の報告案件になります。4ページのほうで、交通事故による損害賠償の件と、返信郵便料支払の遅延による延滞金に係る損害賠償ということで、全部で3件ございます。

まず、公用車の事故に係る損害賠償2件、賠償額80万7,253円の専決処分を行っております。

次の5ページから6ページの専決第5号、専決第6号とも平成29年2月15日、熊本市南区野田で発生した公用車追突事故に係る損害賠償の専決処分でございます。専決第5号は、市職員が公用車で走行中、車線変更をしようとして後方確認を行い、その後前方へ目線に戻したところ、信号待ちで停車中の車両が目前にあることに気づき、ブレーキをかけたが間に合わず追突し車両を破損させ、市に賠償責任が生じたものです。

専決第6号はその追突事故で追突された車両が、前の車両に追突し破損させ、市に賠償責任が生じたものでございます。なお、これら2件の損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車事故共済保険から補填されるということになっております。

次に、7ページの専決第7号につきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきまして、返信郵便料金支払の遅延により延滞料が発生したことにより、日本郵便株式会社に遅延利息6,314円を損害賠償として支払うものでございます。

以上、公用車事故等に伴う損害賠償につきましては、地方自治法の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項と指定されております。このことにつきまして、損害賠償額の専決をいたしましたので本議会において報告するものでございます。以上、詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） これで、報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第6	報告第3号	平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第4号	平成28年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第8	報告第5号	平成28年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第9	報告第6号	平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第10	報告第7号	平成28年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第11	報告第8号	平成28年度宇城市民病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第12	報告第9号	平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告につ

		いて
日程第13	承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）
日程第14	承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）
日程第15	承認第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）
日程第16	議案第37号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第38号	宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第39号	宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第40号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第41号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第42号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第43号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第44号	平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第45号	平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25	同意第8号	農業委員会委員の任命について（坂本 一雄氏）
日程第26	同意第9号	農業委員会委員の任命について（川村 良行氏）
日程第27	同意第10号	農業委員会委員の任命について（前田 雄司氏）
日程第28	同意第11号	農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）
日程第29	同意第12号	農業委員会委員の任命について（城尾 孝児氏）
日程第30	同意第13号	農業委員会委員の任命について（亀山 久氏）
日程第31	同意第14号	農業委員会委員の任命について（吉良 邦夫氏）
日程第32	同意第15号	農業委員会委員の任命について（河野 一氏）
日程第33	同意第16号	農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）
日程第34	同意第17号	農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）
日程第35	同意第18号	農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）
日程第36	同意第19号	農業委員会委員の任命について（植田 耕清氏）

日程第37 同意第20号 農業委員会委員の任命について（百家 美代子氏）

日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（遠山 明美氏）

○議長（入江 学君） 日程第6、報告第3号平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第38、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（遠山明美氏）までを一括議題とします。

市長から、一括して提案理由の説明を求めます。市長、守田憲史君。

○市長（守田憲史君） 今回は、平成29年第2回宇城市議会定例会で大変お世話になります。

提案理由の説明の前に、まずは全国市議会議長から、議員在職15年以上で表彰されました豊田紀代美議員、永木伸一議員、長谷誠一議員、以上3人の議員の皆さん、栄えある受賞、誠におめでとうございます。今後も宇城市発展のために引き続きお力添えを頂きますようお願いいたします。

また、全国市議会議長会の評議員を務められました入江議長には感謝状が届いているとのこと。これも併せて栄えある受賞、誠におめでとうございます。

それでは、提案理由を説明申し上げます。今回提出します議案は、まず各会計の繰越計算書に関する報告6件、宇城市土地開発公社の経営状況に関する報告1件、条例の一部改正に関する専決処分の承認3件、条例案件として宇城市西港観光施設条例の一部改正についてをはじめ3件、補正予算案件が6件、人事案件が14件、合わせて33議案をお願いするものでございます。

平成29年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ21億2,401万3千円を追加し、歳入歳出の予算総額を370億8,135万3千円とするものであります。今回の補正は、当初予算が骨格予算でありましたので、政策的事業や建設事業予算などの肉付けと合わせて熊本地震復興基金事業など、各種支援事業費を計上しています。

詳細につきましては、関係各部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。まず、報告第3号平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第5号平成28年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 報告第3号平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明いたします。議案集で8ページ、9ページになりますので、よろしくお願いいたします。

本報告は、昨年12月の定例会におきまして、平成28年度宇城市一般会計補正予算（第4号）で御承認いただきました黒崎内潟線戸馳大橋架替事業（上部工）の継続費につきまして、別紙のとおり調整を行いましたので、本定例会に報告するものでございます。

9ページに繰越計算書がございます。継続費の総額17億円、平成28年度継続費予算現額5,000万円、支出済額及び支出見込額が0円で、翌年度繰越額を5,000万円、うち未収入特定財源を5,000万円としているということでございます。

続きまして、報告第4号平成28年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告になります。議案集が10ページから16ページまでとなっております。

この報告につきましても昨年9月、12月の定例会、本年2月の定例会におきまして、平成28年度宇城市一般会計補正予算並びに専決等で御承認いただきました本庁舎耐震調査業務委託など、全55事業の繰越明許費につきまして、別添のとおり計算書を作成し、調整を行いましたので本定例会に報告するものでございます。16ページにトータルが書いてございますので、御覧いただきたいと思います。

翌年度繰越額を115億2,608万3,000円といたしております。うち、既収入特定財源933万4,000円、未収入特定財源100億1,212万6,000円、一般財源15億462万3,000円といたしております。

なお、計算書中0円となっている事業につきましては、平成28年度で事業が完了したということでございます。

次に、報告第5号平成28年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。議案集が17ページ、18ページということになっております。本報告は、平成27年度予算から平成28年度予算へ繰り越してございました松橋中学校プール改築事業につきまして、震災復旧事業を優先した結果、平成28年度内での完了ができませんでしたので、事故繰越しとして別紙のとおり繰越計算書の調整を行いましたので、本定例会に報告するものでございます。18ページが計算書になっております。

支出負担行為額が1億2,920万2,560円、翌年度繰越額が6,570万2,560円、うち未収入特定財源が6,284万4,000円、一般財源が285万8,560円と調整しております。

○議長（入江 学君） 報告第3号から報告第5号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第6号平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について及び報告第7号平成28年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 報告第6号平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について、詳細説明を申し上げます。

議案集の19ページをお願いいたします。簡易水道事業会計において予算を繰り越した場合は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

20ページをお願いいたします。平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越の内訳としまして、款2建設改良費、項1施設改良費で、工事費800万円でございます。繰越しの理由についてでございますが、適正工期の確保ができず、年度内の完了が見込めず繰越しを行ったものでございます。以上、報告第6号についての詳細説明を終わります。

続きまして、報告第7号平成28年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について詳細説明を申し上げます。議案集の21ページをお願いいたします。下水道事業会計において、予算を繰り越した場合は地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、22ページをお願いいたします。平成28年度宇城市下水道事業会計予算の翌年度繰越額は1億9,698万6,000円で、内訳としましては款1資本的支出、項1建設改良費、工事請負費1億3,585万4,000円、災害復旧の工事請負費6,113万2,000円でございます。

繰越しの理由でございますが地震による災害復旧工事を優先したこと、また、災害復旧工事においては入札不調による工事着手の遅れにより、年度内の施工完了が困難となったため予算の繰越しを行ったものです。以上、報告第7号についての詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 報告第6号及び報告第7号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第8号平成28年度宇城市民病院事業会計予算繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（吉澤和弘君） 報告第8号平成28年度宇城市民病院事業会計予算繰越計算書の報告について、詳細説明を申し上げます。議案集の23ページになります。

先の下水道事業会計予算の繰越報告でありましたように、病院事業会計においても予算を繰り越した場合は地方公営企業法第26条第3項により、議会の報告を必要とするものです。

24ページをお願いします。その内容であります。款1資本的支出、項1建設改良費、事業名病院施設改良事業。繰越額です、翌年度の繰越額の欄になります、2,360万円となっております。その財源は企業債と当該年度損益勘定留保資金

となっております。繰越しの理由でございますが、旧伝染病棟の解体整備工事の発注に当たりまして、請負業者を確保することが困難な情勢となり、年度内の事業完了が見込めないため翌年度へ繰り越すものであります。

以上で報告第8号についての詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 報告第8号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第9号平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 詳細説明の前に、まずおわびと資料の差替えのお願いをしたいと思います。報告第9号の資料といたしまして、「宇城市土地開発公社経営状況」という冊子を事前に配布させていただいておりましたけれども、内容に一部誤りがございましたので、本日お手元にお配りしたものと差替えさせていただきたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。深くおわび申し上げます。

それでは改めまして、報告第9号平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について詳細説明を申し上げます。議案集の25ページ、それから先ほど申しました差替え後の宇城市土地開発公社の経営状況の1ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度の収入支出決算額につきましては、公有地取得等の事業を行っておりませんので事務的経費のみでございます。まず、収益的収入支出についてでございます。1ページに記載しましたとおり、収入は受取利息のみの1,297円で、支出は一般管理費の8万2,300円です。支出の主なものは、公租公課7万1,000円と、監査報酬の1万1,000円等でございます。

9ページをお願いしたいと思います。この収入支出の差額でございます当期純損失の8万1,003円につきましては、2の準備金で前期繰越準備金94万9,962円から補填しております。

次に、2ページに戻っていただきたいと思います。資本的収入支出についてでございます。平成28年度は事業を行っておりませんので、収入、支出ともに計上はございません。

3ページ以降は決算の明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録及びキャッシュフロー計算書、12ページからは附属明細票と15ページに決算監査を添付いたしております。

また、16ページからは平成29年度の事業計画を掲載しておりますが、現在のところ公有地取得等の事業計画はございませんので、事務的経費のみの計上になります。

以上で平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を

終わります。

○議長（入江 学君） 報告第9号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。議案集が26、27ページ、資料集で3ページの案件になります。

内容につきましては、宇城市行政組織条例及び宇城市行政改革審議会条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。

平成29年4月1日から行政組織を見直すことに伴い、これまで経済部で行っていた観光に関する事務を企画部に移行し、企画部で行っていた企業誘致及び雇用対策に係る事務を経済部へ移行しました。

また、市長政策室を新たに設置することといたしました。このため、事務分掌について定めた宇城市行政組織条例及び市長政策室の前身である行政改革課の名称を引用している宇城市行政改革審議会条例を改正する必要がございましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法の規定により専決処分を行いましたので、本定例会で報告し、承認を求めるものでございます。承認第2号の詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 承認第2号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）及び承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）までの詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） 承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）宇城市税条例の一部改正についての詳細説明を申し上げます。

議案集は28ページから38ページ、説明資料は5ページから30ページになっておりますので、そちらのほう御覧いただきたいと思います。なお、議長のお許しを頂きまして、宇城市税条例の一部改正のポイントと題します資料を机上にお配りいたしておりますので、説明につきましてはこの税務課資料を基にさせていただきますと思います。

本案は地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとされました。これにより、宇城市税条例の一部を改正する必要が生じ、急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会において議決すべき事件を3月31日付市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正概要といたしましては、個人市民税は特定配当等及び特定株式等譲渡所得に

ついで法律改正による規定の改正でございます。また、法人市民税は延滞期間の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

次に、固定資産税は震災等に関連した負担軽減の特例措置導入に伴う規定の整備です。さらに軽自動車税は、グリーン化特例の延長に伴う規定の整備でございます。

それでは改正内容について御説明申し上げますが、改正が多岐にわたっておりますので、主なものについて御説明させていただきたいと思っております。なお、税務課資料につきましては、一部改正等を行う税目ごとに議案集のページと説明資料のページを付記させていただいております。

それでは、税務課資料1ページを御覧いただきたいと思っております。1番と2番は個人市民税の改正でございます。内容は特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、所得税の確定申告後において住民税申告により総合課税や分離課税など、課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

続きまして、3番と次の2ページの4番につきましては、法人市民税の改正です。内容は、延滞金の基礎となる期間が法律改正により規定されたため、改正を行うものでございます。

次に、5番から9番は固定資産税の改正です。まず、5番について御説明申し上げます。内容は震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産を取得した場合の固定資産税の特例について規定したものでございます。

続きまして、6番です。内容は児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得たものが、直接事業のように供する家屋及び償却資産について、軽減割合を規定したものでございます。

次に、10番について御説明申し上げます。内容は個人市民税の所得割の非課税の範囲について、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備で、施行期日は平成31年1月1日となっております。

次に11番です。内容は個人市民税において、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

4ページを御覧いただきたいと思っております。13番は固定資産税のわが町特例の割合について規定を定めたものでございます。次の14番は、固定資産税について耐震改修が行われた認定長期優良住宅等の減額を受けようとするものが提出する申告書について規定するものでございます。

5ページの15番は、軽自動車税のグリーン化特例の軽減について適用期限2年間延長するものとなっております。以上で詳細説明を終わります。

続きまして、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）宇城市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を申し上げます。議案

集は39ページ、40ページ、説明資料は31ページをお開きいただきたいと思います。

本案も地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことを受けまして、急を要しましたので、議会において議決すべき事件を3月31日付市長において専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

改正概要といたしましては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ所定の見直しを行ったものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の軽減措置拡大でございます。国民健康保険税の減額の基準について、5割減額及び2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げるものでございます。

背景といたしましては、地方税法施行令第56条の89の一部改正となっております。具体的な内容は、5割軽減が26万5,000円から27万円に、2割軽減について48万円から49万円に改めるものでございます。

また、第26条の改正規定につきましては、熊本地震による平成29年度国民健康保険税減免について、被保険者からの減免申請書の提出を免除いたしまして、職権で減免措置を講じることができるよう改めるものでございます。以上で詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 承認第3号及び承認第4号の詳細説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） 議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

議案集の41ページ、それから資料の32ページから33ページをお開き願いたいと思います。今回追加いたします旧宇土郡役所、通称九州海技学院とも呼ばれておりますけども、この旧宇土郡役所は平成27年7月に世界文化遺産の一資産として登録されました三角西港を構成する要素の一つであり、現在三角西港を案内する

観光コースにも組み込まれるなど、多くの観光客が見学に訪れています。

一方で、旧宇土郡役所の庁舎及び門柱、それから石垣は国の登録有形文化財に指定されており、その歴史的・文化的価値を将来にわたって保全しながら観光資源としての活用も図っていくため、今後は施設の適切な維持、保存、管理が必要となっております。このため、旧宇土郡役所を三角西港の観光施設の一つとして位置付けまして、今後適正管理を行っていくため、宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第37号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第38号宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第38号宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案集の43ページ、説明資料の34ページをお願いいたします。今回の改正は、県が施工する急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金の改正でございます。改正内容としましては、事業費の3分の2を県負担、残りの3分の1を市負担となっております。そのうち、受益者から徴収する分担金の額を市負担額の5分の1以内から100分の5以内へ受益者の負担軽減を図るために改正するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第38号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第39号宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（緒方昭二君） 議案第39号宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案集44ページをお願いいたします。1階の小川郷土資料館と、2階の小川地区コミュニティーセンターは、昭和54年建設の株式会社肥後銀行店舗を平成12年に旧小川町が買収し、改装して平成13年に両機能を備えて開館をいたしました。その後、平成25年度に実施した耐震診断で耐震強度不足が指摘され、補強が必要と診断されました。

また、以前から建物の老朽化が進んでおり心配していましたが、追い打ちをかけるように平成28年熊本地震が発生、施設内外とも地震の大きな影響を受け、以後施設を閉館しております。以上の理由により、施設を解体し、収蔵資料を豊野郷土資料館に移管しまして、郷土資料の機能の移管を図ります。

また、コミュニティーセンターの機能はレポートの有効活用で対応することとします。このため、宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

説明は新旧対照表で行います。議案等説明資料の35ページをお願いいたします。まず、右側の宇城市立郷土資料館条例現行欄、第2条の表中、2段目に記載しております名称の宇城市立小川郷土資料館及び位置を削除いたします。

次に、36ページをお願いいたします。右側の宇城市コミュニティーセンター条例現行欄、第2条の表中、2段目に記載しております名称の宇城市小川地区コミュニティーセンター及び位置を削除いたします。

また、別表（第1条）関係中、右側現行欄にあります小川地区コミュニティーセンターに関する全ての事項を削除いたします。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第39号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

お手元に、宇城市各会計補正予算書というのが配られているかと思えます。まず1ページをお願いいたします。1ページに予算の総額が記載してございます。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ21億2,401万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370億8,135万3千円といたしております。今回は肉付け予算ということになっておりますので、多額の補正になっております。

2ページをお願いいたします。主な歳入の費目につきましては、県補助金4億4,233万3千円、基金繰入金7億3,041万7千円、市債8億680万円等々でございます。

3ページが歳出になります。3ページ、4ページです。歳出の主な歳出費目では、総務管理費4億8,768万6千円、農業費2億2,483万8千円、道路橋りょう費2億3,552万2千円、小学校費2億9,822万2千円、中学校費2億7,937万2千円、文化費1億1,025万7千円等々でございます。

5ページをお願いいたします。第2表で債務負担行為の補正になります。今回、窓口業務委託ほか2件につきまして、紙面のとおり追加いたしております。

下段の6ページが第3表の地方債補正です。1追加で河川整備事業費ほか9件を

追加いたしまして、2変更で農業生産基盤整備事業費ほか4件の起債限度額を紙面のとおりに変更いたしております。

それでは、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。13ページからお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の右側、節2給料から節9旅費につきましては、内閣府の地方創生人材支援制度により、総務省より派遣いただく職員人件費等でございます。

節13委託料で、2,538万8千円を増額いたしております。業務改革モデルプロジェクト委託料1,620万円と窓口業務委託料780万9千円が主なものになっております。特定財源といたしまして、国庫委託金の業務改革モデルプロジェクト事業費委託金1,676万円を計上いたしております。

次に、下段の14ページでございます。目6企画費の中の節13委託料で1,500万円を増額しております。復興まちづくり計画策定業務委託料でございます。特定財源といたしまして、国庫補助金の社会資本整備総合交付金750万円を計上いたしております。

めぐりまして15ページをお願いいたします。目9防犯対策費、節15工事請負費で4,110万円を増額しております。行政区管理防犯灯LED交換工事費3,920万円と、防犯カメラ設置工事費190万円でございます。

下段の16ページをお願いいたします。目19熊本地震復興基金事業費、節19負担金補助及び交付金で2億8,615万5千円を増額しております。被災宅地復旧支援事業補助金2億円などが主なものでございます。特定財源といたしまして、県補助金の熊本地震復興基金交付金2億6,918万4千円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。目20地方活性化関連経費、節13委託料で4,048万1千円を増額しております。集落人口ビジョン・集落版総合戦略作成支援業務委託料1,418万1千円、DMOマーケティング実証実験業務委託料1,200万円が主なものでございます。特定財源といたしまして、国庫補助金の地方創生推進交付金2,450万円を計上いたしております。

少しめぐりまして、20ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金補助及び交付金で9,103万1千円を増額しております。公的病院等運営助成補助金でございます。次の款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、節19負担金補助及び交付金で4,881万9千円を増額しております。産地パワーアップ事業補助金2,745万3千円、攻めの園芸生産対策事業補助金1,291万6千円などになります。特定財源としまして、県補助金の産地パワーアップ事業費補助金2,745万3千円、攻めの園芸生産対

策事業費補助金1,291万6千円等を計上しております。

めぐりまして21ページをお願いいたします。目14農地用排水整備事業費、節15工事請負費で4,000万円を増額しております。用排水施設整備工事費になります。特定財源といたしまして、県補助金の農業基盤整備促進事業費補助金390万円と、農業農村整備推進交付金112万5千円、それと地方債で農林水産業債3,030万円、その他で農林水産業費分担金730万円を計上しているところでございます。目15ほ場整備事業費、節19負担金補助及び交付金で、1億1,100万円を増額しています。ほ場整備事業償還金補助金になります。特定財源といたしまして、県補助金の農業経営高度化支援事業費補助金8,325万円を計上しております。

下段の22ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目4観光費、節13委託料で、3,604万4千円を増額いたしております。

めぐっていただきまして、委託料がつつら書いております。委託料の主なものにつきましては、測量設計業務委託料2,000万円で、金桁鉱泉施設測量設計業務になります。節15工事請負費で、1,750万円を増額しております。農林水産物直売交流施設、宇城彩館ですけれども、その増築工事費になります。特定財源といたしまして、商工債2,000万円、農林水産物直売交流施設整備基金繰入金2,100万円などを計上しております。

下段の24ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費で1億1,620万円を増額しております。道路維持工事費などでございます。

26ページをお願いいたします。目3河川改良費、節13委託料で6,100万円を増額しております。洪水対策解析調査業務委託料が主なものでございます。

また、28ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料で2億216万2千円を増額しております。主なものにつきましては、不知火小学校基本設計業務委託料5,000万円、不知火小学校建設実施設計と不知火小、豊福小の空調実施設計費といたしまして、測量設計業務委託料1億4,000万円、それと不知火小の地質調査業務委託料1,500万円などでございます。

また、節15工事請負費で8,775万円を増額しております。不知火小学校、豊福小学校、空調設備設置工事費8,000万円が主なものでございます。特定財源といたしまして、教育債2億2,430万円を計上いたしております。目2教育振興費、節18備品購入費で831万円を増額しております。電子黒板等の購入費になります。

29ページをお願いいたします。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料で1億6,269万2千円を増額しております。主なものにつきましては、松橋中学校基本設計業務委託料3,300万円、それと松橋中学校建設実施設計合わせて松橋中、小川中の空調実施設計といたしまして、測量設計業務委託料1億1,500万円、松橋中学校地質調査業務委託料1,500万円が主なものになっております。それと節15工事請負費で1億1,000万円を増額しております。松橋中、小川中、空調設備設置工事費でございます。特定財源といたしまして、教育債2億2,920万円を計上いたしております。目2教育振興費、節18備品購入費で668万円を増額しております。電子黒板等の購入費になります。

30ページをお願いいたします。項6文化費、目2文化財保護費、節15工事請負費で2,100万円を増額しております。旧宇土郡役所耐震改修工事費になります。特定財源といたしまして、教育債1,900万円を計上いたしております。

少し飛びまして33ページをお願いいたします。下の方の表になりますが、項8学校給食費、目5給食センター建設費、節15工事請負費で4,860万円を増額いたしております。給食センター上下水道整備工事費になります。特定財源といたしまして、教育債4,610万円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目3公園施設災害復旧費、節13委託料で1,100万円、それと節15工事請負費を3,500万円増額いたしております。誉ヶ丘公園災害復旧費になります。特定財源といたしまして、災害復旧債4,600万円を計上いたしております。以上で歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明を行います。特定財源につきましては、歳出予算の中で一部説明しましたので、一般財源の主なものをちょっと説明させていただきたいと思っております。

戻りまして9ページをお願いします。款10地方交付税で7,282万5千円を増額しております。公的病院等運営費補助金の80%を特別交付税のルール分として計上しているというところでございます。

11ページをお願いいたします。11ページ中ほどの款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で財源調整のため、7億941万7千円の増額をいたしまして、補正後の財政調整基金繰入額の総額を13億1,968万6千円といたしております。

以上で、平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（入江 学君） 議案第40号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第41号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第42号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（松本秀幸君） それでは、議案第41号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。今回の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598万6千円を追加いたしまして、それぞれ99億4,618万7千円とするものでございます。

まず、歳入を御説明いたしますので106ページをお開きください。款3国庫支出金、目1財政調整交付金、節2特別調整交付金598万6千円につきましては、国民健康保険直営診療施設整備に係るもので、宇城市民病院において購入予定のX線テレビシステム及び電子内視鏡2,200万円に対する交付金でございます。

次に、歳出を説明いたしますので、次のページを御覧ください。款3後期高齢者支援金等206万円の減額につきましては、確定通知に基づきます確定額の一部を財源調整として減額補正するものでございます。款4前期高齢者納付金等206万円は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づき増額するものでございます。款11諸支出金、目2直営診療施設勘定繰入金598万6千円は、ただいま歳入で御説明いたしました交付金分を市民病院事業会計に繰り出すものでございます。以上で議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。補正予算書の201ページをお開きいただきたいと思っております。今回の補正は、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万8千円を追加いたしまして、それぞれ7億2,772万5千円とするものです。

まず、歳出から説明いたしますので207ページをお開きください。昨年12月末に厚生労働省から、後期高齢者医療制度で保険料徴収システムの設定に不備があり、平成20年度の発足当初から、全国的に保険料軽減判定におけるシステム誤りで保険料を過大または過小に徴収していたとの発表がございました。対象となるのは、世帯主または本人が自営業か不動産所得があるなどとして、青色申告をしている加入者の一部の方で、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われていたものです。

宇城市では還付対象が33件28人、納付対象が5件5人となっております。予算書の款2後期高齢者医療広域連合納付金は、過小に徴収していた5件5人分の保険料8万2千円でございます。款4諸支出金の保険料還付金68万3千円、還付加算金8万3千円は平成20年度以降、本来の額より過大に徴収していた33件、2

8人の方々に返還するものでございます。

次に、歳入を説明しますので、206ページにお戻りいただきたいと思ます。
款1後期高齢者医療保険料8万2千円は、ただいま御説明したとおり、過小に徴収していた方々からの保険料でございます。なお、法律で2年分しか遡れない規定がございますので、平成27年度以降に不足した分の保険料を納付していただくものでございます。款6諸収入は、還付金還付加算金分を後期高齢者広域連合から受け入れるものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（入江 学君） 議案第41号及び議案第42号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第45号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） まず、議案第43号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

補正予算書の301ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,229万1千円とするものです。

次に、304ページをお願いいたします。第2条地方債の補正になります。既決額590万円に、補正予定額750万円を増額し、限度額を1,340万円に設定、その他につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。307ページをお願いいたします。款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金、節1一般会計繰入金として169万3千円を財政安定化支援基準外繰入金として計上しております。また、款8市債、項1市債、目1簡易水道事業債、節1簡易水道事業債として750万円を増額しております。

次に、308ページの歳出について御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬に非常勤職員の報酬としまして117万4千円を計上しております。同じく節9旅費に非常勤職員の通勤費用として1万9千円を計上しております。

また、款2建設改良費、項1施設改良費、目1施設改良費、節13委託料に800万円を計上しております。内訳としまして、送配水管予備調査業務委託料50万円、測量設計業務委託料に750万円を計上しております。以上で議案第43号の説明を終わります。

続きまして、議案第44号平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

について詳細説明を申し上げます。補正予算書の401ページをお願いいたします。第2条平成29年度宇城市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を記載のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益の既決予定額に補正予定額1,150万円を増額し、収入予算総額を11億1,676万8千円とするものです。

支出の第1款、水道事業費用の既決予定額に補正予定額1,150万円を増額し、支出予算総額を10億8,941万8千円としております。

まず、収入から御説明申し上げます。404ページをお願いいたします。款1水道事業収益、項1営業収益、目2受託工事収益、節1受託工事収益に1,150万円を計上しております。これは、国道266号の道路改築事業に伴います配水管布設替工事の増額分として受託工事収益となります。よって、収益的収入の補正予定額1,150万円を増額し、11億1,676万8千円としております。

次に、405ページをお願いいたします。収益的支出の御説明を申し上げます。款1水道事業費用、項1営業費用、目3受託工事費、節18委託料に国道266号道路改築事業に伴います配水管付替工事の測量設計業務委託料として50万円を計上しております。

同じく節25工事請負費に、1,100万円の計上分でございますが、国道266号道路改築事業に伴います配水管支障移転工事の増額分となっております。これは、県工事への予算配分の増額に伴うものでございます。以上で議案第44号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第45号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。補正予算書の501ページをお願いいたします。

第2条は資本的収入及び支出についてです。収入の第1款、資本的収入の既決予定額に補正予定額1,610万円を増額し、収入予算総額を4億1,081万4千円とするものでございます。

支出の第1款、資本的支出の既決予定額に補正予定額1,700万円を増額し、支出予算総額を8億4,345万1千円としております。

502ページをお願いいたします。第3条は企業債の限度額の補正でございます。既決限度額1億8,470万円に補正予定額1,610万円を増額しまして、限度額を2億80万円とするものでございます。

続きまして、505ページの資本的収入の御説明を申し上げます。款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債、節1建設改良企業債に1,610万円を計上しております。これは、公共下水道の単独の管きょ工事費と設計委託費分となり

ます。

続きまして、506ページをお願いいたします。資本的支出の説明を申し上げます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費、節2.6委託料に200万円を計上しております。これは松橋町曲野長谷川仮設団地のみんなの家建設に伴います下水道管布設工事の設計業務委託料でございます。

同じく節2.9工事請負費1,500万円は、今申しました曲野長谷川仮設団地みんなの家建設に伴います公共下水道管布設工事費としております。以上で詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第43号から議案第45号までの詳細説明が終わりました。

次に、同意第8号農業委員会委員の任命について（坂本一雄氏）から諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（遠山明美氏）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（本間健郎君） 議案集は45ページから57ページが農業委員の選任の案件です。資料集が37ページから49ページということで、各々履歴書がついております。

それでは、同意第8号から同意第20号の農業委員会委員の選任について詳細説明を申し上げます。現委員が平成29年7月19日をもって任期満了になりますので、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものでございます。

委員の任命につきましては、これまで選挙による委員と、市町村長の選任による委員とがりましたが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、議会の同意を要件とする市町村長の任命による委員のみとなったことから、今回提案するものでございます。

45ページから順番に坂本一雄氏、川村良行氏、前田雄司氏、本崎弘氏、城尾孝児氏、亀山久氏、吉良邦夫氏、河野一氏、田口昭也氏、中山秀光氏、本郷幸弘氏、植田耕清氏、百家美代子氏の13人でございます。いずれも農業に関する識見を有され、農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方であり、経験・熱意においても優れた方でございます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、選任同意について御提案申し上げる次第でございます。以上で農業委員会の選任同意についての説明を終わります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。議案集の58ページ、説明資料では50ページになります。現委員であります小川町の遠山明美氏が平成29年9月30日付で任期満了となりますので、再推薦をいたしたく、議会の意見を聞く必要がございますので提案するものでございます。

遠山明美氏につきましては、人格・識見とも優れ、人権擁護委員にふさわしい方でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 同意第8号から諮問第1号までの詳細説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後0時03分

第 2 号

6月15日 (木)

平成29年第2回宇城市議会定例会（第2号）

平成29年6月15日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 高橋佳大君	2番 高本敬義君
3番 大村悟君	4番 星田正弘君
5番 福永貴充君	6番 溝見友一君
7番 園田幸雄君	8番 五嶋映司君
9番 福田良二君	10番 河野正明君
11番 渡邊裕生君	12番 大嶋秀敏君
14番 河野一郎君	15番 長谷誠一君
16番 永木伸一君	17番 入江学君
18番 豊田紀代美君	19番 堀川三郎君
20番 中山弘幸君	21番 石川洋一君
22番 岡本泰章君	

4 欠席議員あり

13番 尾崎治彦君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 本間健郎君
企画部長 岩清水伸二君	市民環境部長 松本秀幸君
健康福祉部長 清成晃正君	経済部長 吉田裕次君

土木部長	成田正博君	教育部長	緒方昭二君
会計管理者	戸田博俊君	総務部次長	成松英隆君
企画部次長	木下堅君	市民環境部次長	上原久幸君
健康福祉部次長	那須聡英君	經濟部次長	中村誠一君
土木部次長	坂園昭年君	教育部次長	蛇島浩治君
三角支所長	内田公彦君	不知火支所長	辛川広倫君
小川支所長	園田敏行君	豊野支所長	木村隆之君
市民病院事務長	吉澤和弘君	農業委員会 農事局長	重田公介君
監査委員事務局長	中村久美子君	財政課長	天川竜治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、3番、大村悟君の発言を許します。

○3番（大村 悟君） 議席番号3番、うき幸友会、大村悟でございます。今日の質問は、事前に通告しました大きくは5点であります。今日は早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、通告書にあります復興住宅という表記を災害公営住宅に修正させていただきます。よって、大きな1点目は、災害公営住宅整備と仮設住宅使用後の活用についてであります。

宇城市は、今年2月23日に独立行政法人都市再生機構URと災害公営住宅の整備に向け、基本協定を結んだということでもあります。迅速な整備のため、基本計画の策定などで支援を受ける方針であり、設計や建設などでURに委託する場合は改めて両方で契約を結ぶということを新聞記事で知りました。

そこで、小さな1点目です。災害公営住宅整備に向けての現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 災害公営住宅整備の現在の進捗状況についてでございますが、今年2月にUR都市機構との基本協定締結後、市有地であります豊野町糸石の響ヶ原地区と、松橋町大野区の憩いの家跡地を建設予定地として、5月に豊野町響ヶ原地区の業務実施契約を締結し、約20戸の建設計画の設計に着手したところでございます。松橋町大野区の憩いの家跡地には、約30戸を予定しておりますが、引き続きUR都市機構と協議を行いまして早期完成できるよう進めてまいります。

なお、憩いの家跡地につきましては埋蔵文化財が確認されておりますので、発掘調査の準備を進めるとともに、並行しまして建設に向けてのUR都市機構との実施契約を締結する予定としております。

また、そのほかの建設予定地につきましては場所選定に向けて、UR都市機構との意見交換等を諮りながら進めていきたいと考えております。

完成時期等につきましては、関係事務手続き、工事の進捗等により変わる可能性もございますが、現在のところ豊野地区につきましては、来年12月末といった報告を受けております。少しでも早期完成を目指していきたいと思っております。

また、入居可能な対象者につきましては、災害により住宅を失った者でなければ

ならないこととされておりまして、住宅被害が全壊、大規模半壊、または半壊で解体済みの世帯などとなっております。なお、住宅再建支援金や、住宅建設に向けた金融機関などから融資を受けた方などが対象外となっております。

現在、以上のような状況でございます。

○3番（大村 悟君） 現在の状況ということで、豊野と松橋につきましてはある程度具体的に説明をしていただきました。豊野につきましては建設予定地も決まり、約20戸の建設計画に設計着手したということでありまして、完成時期が来年12月末という報告も受けているということですが、できるだけそれよりも早くなりますようによろしくお願いいたします。

また、松橋につきましても建設予定地は大野区の憩いの家跡地であると、約30戸が予定されているということでありまして、さらには、引き続きURと協議を行い、早期完成できるように進めていくという流れのようでありまして。

そのほかの建設予定地につきましても場所選定に向け、今後URと意見交換しながら進めていきたいとの考えが示されました。入居可能な対象者につきましても、今答弁いただきましたが、ここで地域の方から聞こえてきた声を紹介させていただきます。

「公営住宅ができるとは聞いているが、気をつけていてもなかなか自分たちのところへは情報が流れてこない。解体した後に家を建てるかどうかで迷っている。公営住宅に入居できれば、年が年なので家の新築は止めようと思う。」そう思っておられる方が地域におられます。解体後、自宅敷地内の小屋に住んでおられる方があります。「仮設住宅に住んでいないので、災害公営住宅に自分たちは入れないのではないか。」とも心配しておられます。

今紹介しましたような入居希望の被災者に対して、どう対応していかれるのか市長にお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 熊本地震からの復興は、住宅の再建、住まいの確保が最重要課題の一つと認識しています。

災害公営住宅の建設につきましては、現在のところ100戸、熊本市も同等100戸でございますが、宇城市も現在のところ100戸を予定しているところですが、様々な事情によって公営住宅に入りたいといった世帯の増加も考えられますので、建設戸数の追加が必要であれば、国へ強く要望していきたいと考えております。

市としましては、被災者の生活再建に向けて全力を挙げて支援したいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

○3番（大村 悟君） 被災者の生活再建に向けて全力で支援したいということですので、対象者の意向調査等広範囲でやっていただき、一人の漏れもありませんよう、

よろしく願いいたします。

続きまして、仮設住宅使用後の活用の件についてであります。宇城市も含め、少なくとも6市町村が入居期間後も被災者の住まいとして再利用する意向であるという新聞記事がありました。4月26日付の熊日新聞であります。それから2か月近くが経っていますので、小さな2点目ですが、仮設住宅使用後の活用についてお尋ねいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 応急仮設住宅につきましては、県によりまして現在6か所、176戸を建設していただいております。使用期限は団地ごとに最初に入居された日から2年間ということとされております。応急仮設住宅の使用後につきましては、原則として仮設住宅を建設した県が解体撤去することとなっております。

ただ、東日本大震災では、その役目を終えた仮設住宅が県が自治体へ譲渡した事例もあり、仮設住宅の有効活用という観点から公営住宅として活用することが有効な方法の一つと考えます。しかしながら、現在建設されている場所が従来グラウンドであったり、民有地の場所もございます。

今後、様々な事情や条件、費用面といった課題整理を進めるとともに、有効活用する方向を考えていきたいと思っております。

○**3番（大村 悟君）** 今の場所でそのまま活用する、あるいは他の場所へ移設して活用するなど、方法はいくつもあると思いますが、仮設住宅の有効活用という観点から、公営住宅としての活用が有効な案の一つと考えるということですので、そのまま今のところで引き続き活用する方法を最優先して考えておられるのかなと推測いたしました。

ただ、現在の仮設住宅の建設地が市営グラウンドだったり、民有地の場合もあるので、課題整理を今後続けて最終結論を出すということだと理解いたしました。スムーズに課題整理ができ、市として、あるいは市民から見てもより良い結論が出ますよう期待いたしたいと思っております。

次に、大きな2点目の危機管理についてであります。宇城市においては、今年の予想をはるかに超える豪雨で普段浸水しなかったところが浸水被害という状況が生まれました。今後再び宇城市での豪雨がないとも限りません。そういう事態に備えて、これまでの経験をいかした対策を当然考えておかなければなりません。

そこで、小さな1点目ですが、豪雨時の道路及び宅地の冠水の対応策についてお尋ねいたします。これまで、住民への説明会等も開かれているともお聞きしていますので、特にきらら地区への対応も含めてお願いいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 今年の6月20日から21日にかけての梅雨前線豪雨では、時間100^{ミリ}を超える記録的な豪雨により、住家や道路、河川、橋りょうといった

公共施設が甚大な被害に見舞われました。

家屋の浸水被害としては、床上80戸、床下浸水281戸、合計361戸の被害がっております。その被害の約2割が市役所周辺のきらら地区を含む大野区の世帯でございます。この地域の浸水被害の解消と、市役所の防災機能の確保の観点から、昨年8月に市役所南側の排水ポンプ能力を約1.7倍に引き上げを行うとともに、豪雨の検証及び浸水対策の検討結果に基づきまして、今年の4月9日に大野区住民説明会を開催したところでございます。

説明会におきましては、地元住民からポンプ増強を含む排水機能の向上とポンプの停電対策、並びに浸水情報装置の設置、県への越水対策などの意見・要望がございました。

市としましては、住民の方の早期避難が可能となる浸水情報装置については早急に設置したいと考えておりますし、更なる排水機場の向上及び停電時の対策につきましても早期着手できるよう努力してまいります。

また、ほかの地区で浸水被害が大きかった箇所につきましても、排水のための仮設ポンプ5か所を12台から17台へ増設、洪水対策の基礎・解析調査や浸水メカニズムの解明など進めていきたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 地域の浸水被害の解消と市役所の防災機能の確保の観点から、既に昨年8月には市役所南側の排水ポンプ能力を約1.7倍に引上げを行ったということでもあります。

4月の大野区住民説明会で出た意見・要望への対応ということでは、浸水情報装置の早急な設置、更なる排水機能の向上及び停電時の対策についても早期着手の努力をするということでもあります。いつ豪雨となるか分からない状況でもありますので、早急な対応をよろしくお願いいたします。

次に入ります。先日宇城市の防災訓練が実施され、その中で地域の消防団、民生委員連携による安否確認も行われました。民生委員はふだんから把握しておられますが、「消防団には個人情報保護の観点から当日しか一人暮らしや高齢者等の名簿が渡せない。」というニュアンスの声もどこからか聞こえてきました。それに対して、「一人暮らしや高齢者等の名簿が当日消防団に渡されても、とっさには場所も分からなければ、どういう人が住んでいるかも分かりにくいのに。」という声があります。緊急時にその方法で果たして適切な対応ができるのか心配するところでもあります。

そこで、小さな2点目ですが、緊急時の高齢者安否確認方法についてお尋ねをいたします。以前から機器を貸し出しての安否確認という方法もあるようですので、そちらも含めて答弁をお願いします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 避難行動要支援者名簿につきましては、避難支援等の実施に関わる関係者（消防団、民生委員、嘱託員等）の方々に提供をしております。個人情報保護の観点から、厳重なる保管が必要なことから、消防団については本庁危機管理課及び各支所総合窓口課で管理を行っております。

先般の防災訓練の際の消防団への名簿の提供については、今大村議員言われましたように、当日配布・当日回収となっているとのことでした。消防団の見回り活動等で名簿が必要な場合は、担当課に申し出があれば随時お渡しができるとのことですが、ただし、活動後は担当課に返却していただくことになります。なお、嘱託員、民生委員へは毎年4月1日現在の名簿をお渡しし、各自で管理をしていただいております。

また、一人暮らし高齢者の安否確認方法として、高齢者が長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、安心相談確保事業として、緊急通報装置の貸与を行っております。対象者は65歳以上の一人暮らしの高齢者で、脳梗塞、心臓疾患の持病を有する方。災害時に機敏に行動できない方。また、心身に緊急事態が起こる危険性が高い人などが対象となります。利用者は、ペンダント式の通話装置を胸に下げ、緊急時には緊急ボタンを押しますと委託しております安心サポートセンターにつながり、携帯電話のように話すものです。状態によって、看護師による相談や警備員の駆けつけ、消防・医療機関への情報提供を行っております。また、月1回「お伺い電話」で安否確認を行っております。

平成28年度は、相談・連絡130件、救急車による搬送13件の報告がありました。センターから入居者への電話確認は1,929件となっております。

利用するには申請が必要で、負担は月額200円となります。生活保護世帯は無料です。現在、93件の契約があり、そのうち仮設住宅では19世帯が利用されております。この仮設住宅にいち早く取り入れたのが宇城市でございますが、それが評価されたのか、今回熊本地震復興基金の事業対象となりました。

対象者も拡大され、入居者で要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施設においては医療を有する者）について拡大され、無料で貸与できるようになります。

○3番（大村 悟君） 名簿につきましては、個人情報保護の観点から自由には渡せないということは理解できます。現在は地域の活動等で必要な場合は、その日に返すという条件付きながら申し出れば渡してもらえると答えておりましたが、是非今後に向けて検討していただきたいことがあります。

緊急時に安否確認、避難誘導を中心になっていただくのは地域消防団であります。消防団には、地域の要支援者等のことについては、普段からしっかり把握しておいてもらわなければなりません。緊急時だけ名簿を渡されても行動に行き着く

までにはかなりの時間が掛かってしまい、重要である実際の安否確認、避難誘導が遅れてしまうという強い声があります。その課題を解消するために、少なくとも消防の班長だけには嘱託員、民生委員同様に名簿を渡しておき、普段から知っておいていただくということが必要であると考えます。是非、検討していただきますよう問題提起をしておきます。

なお、緊急通報装置の貸与につきましては、利用状況を聞き、確かに緊急時に役立っていると感じましたので、更なる周知を徹底し、利用拡大を図っていただきたいと思います。

小さな3点目に入ります。地元には豊福校区連絡協議会というのがあり、年に2回ではありますが、各種団体長参加での意見交換が行われます。その中で、通学路を含む道路の安全確保の話が必ずといっていいほど毎年出てまいります。同様に各行政区の役員との情報交換の場も多いわけですが、その中でも生活道路での地区民の安全確保についての意見・要望等を多く耳にいたします。全国的にみれば、登下校時に子どもたちの列に車が突っ込み、死傷者が出るという事故が急が増えてきているようにも思います。事故が起こる前に、市として適切な対応をとっていただけないかという思いからの質問であります。

地元豊福校区の道路事情を説明させていただきます。豊福校区には、国道3号を避けて中道を通り、目的地へ抜けるという道路が大きくは3路線あります。竹崎から内田を通り、南萩尾へ抜ける道路。両仲間から本村、島を通過して久具に抜ける道路。同様に、両仲間から本村、島を通過してJA葬祭方面へ抜ける川沿いの道路の3路線であります。

最近、国道3号の渋滞を避けて、特に通勤時間帯にもこの3路線を利用されるので、この3路線非常に車の利用が増えており、さらには通勤時間帯で急いでおられるのかスピードを出す車がとても多いという課題があります。

そこで、小さな3点目ですが、地域住民の安全確保も含めての話になりますが、通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） 通学路の安全確保ということでございますが、平成26年8月に宇城市通学路安全推進協議会を設置し、関係機関と連絡し、取り組んでいるところでございます。

その中で、「宇城市通学路交通安全プログラム」を策定いたしまして、夏休み期間中に各小学校の通学路を学校と関係期間で危険箇所の合同点検を行い、対策が必要な箇所につきましては、歩道整備や防護柵設置、手押し信号機設置などのハード対策、また交通安全教育などのソフト対策を実施しております。

本年度も各小学校で危険箇所の調査を行い、夏休み期間中に学校・保護者代表及

び市、各道路管理者、警察で合同点検を実施する予定でございます。

また、地域の要望事項の中で交通規制につきましては、その都度警察との協議を行っているところですが、再度、要望事項等を確認し、協議を進めてまいりたいと考えております。

今後も関係者間で連携を図りながら、登下校時の児童生徒及び地域住民の安全確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 通学路については、学校と関係機関で危険箇所の合同点検を行い、対策が必要な箇所には歩道整備、防護柵の設置、手押し信号機設置等のハード対策を実施しているとのことですが、先ほどの3路線のうち、私も何度も通っていますが、内田の交差点、何らかのハード対策が必要な箇所のうちの1か所だと思っております。

また、同じように先ほどの3路線のうち、川沿いの道ですが、今回の質問を前に実際に通って確かめさせていただきました。同じような道路の状況でありながら、本村地区の橋の所には止まれの標識があるのに、両仲間、島区の橋の所には止まれの標識がないという状況であります。既に地区からの要望として出しているとお聞きしている箇所もありますので、早急に検討し、警察等関係機関との協議に入っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次は大きな3点目、ふるさと納税についてであります。これにつきましては、以前もお聞きし、さらにはほかの議員からのお尋ねもこれまでありますが、その後、総務省から返礼品見直し要請があるなど、状況が変化していますので、再度質問させていただきます。

宇城市の場合、総務省の返礼品見直し要請によって、何らかの変化があったのか。また、その変化によって納税額に変化が見られるなどしたのかについて確認をさせていただきたいと思っております。そのために、まず小さな1点目として、納税額の推移と返礼品の調達費用についてお尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） ふるさと応援寄附制度につきましては、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度としてスタートし、本市でも平成20年度から取り組んでいるところでございます。

本市のここ3年の収入状況ですけれども、寄附件数、金額、それぞれ平成26年度が263件、331万円、平成27年度が462件、939万4,000円、平成28年度が8,180件の約1億3,071万3,000円と件数、金額とも年々増加している状況でございます。

特に、平成28年度の寄附につきましては、熊本地震による支援目的の寄附が約

3,500万円あったことに加えまして、平成28年12月からさとふる、楽天といったさとふるさと納税ポータルサイトへ契約をし、返礼品を拡充したことや、ウェブサイトでの周知が進んだことで、前年よりも件数、金額とも大幅に増えているという状況でございます。

また、返礼品のあり方については本年4月1日付で「さとふるさと納税に係る返礼品の送付等について」といたしまして、総務大臣から技術的助言がっております。その内容は、返礼品の価格や割合の表示を行わないこと。さとふるさと納税の趣旨に反するような商品券や、プリペイドカード・電気・電子機器などは送付しないこと、3割を超える返礼割合のものは速やかに3割以下にすること。当該地方団体の住民に対し、返礼品を送付しないことなどとなっております。

これを受けまして、本市では6月1日から返礼割合が3割を超えていた返礼品を全て3割以下とし、また、宇城市民の方が宇城市にさとふるさと納税を行っても返礼品を送付しないことに変更しております。この変更による納税額の変化につきましては、まだ変更後間もありませんので、現時点では把握しておりません。

本市といたしましては、今後も国の示したルールに基づき、さとふるさと納税の寄附額の増額に努めてまいりたいと考えております。

○3番（大村 悟君） この3年間で見ると、件数、金額ともに年々増えていること、特に平成28年度の寄附については、熊本地震による支援目的の寄附が約3,500万円あったことに加え、新たなさとふるさと納税ポータルサイトとの契約や、返礼品を拡充したことなどにより、件数、金額とも大幅に増えたということでもあります。

また、本年4月1日付で総務大臣から「さとふるさと納税に係る返礼品の送付等について」としての技術的助言がっており、それを受けて宇城市においては6月1日から返礼品を3割以下とし、宇城市民が宇城市にさとふるさと納税を行っても返礼品を送付しないように変更したということでもあります。

小さな2点目に入りますが、さとふるさと納税をされる方は、使い道を指定して納税という方も多いかと思っております。そういう方々の気持ちを考えれば、いつまでも納税していただいた金額を貯めておくだけでは適切な対応だとは思いません。計画的な使い方が必要だと思っておりますので、小さな2点目として今後の使途計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（本間健郎君） これまで、本市のさとふるさと応援寄附では、寄附の使い道として環境、健康づくり、教育文化、地域産業の育成と雇用促進、それと観光振興、その他の6項目に分けて寄附者の方が指定できるような寄附を募ってきたところでございます。

取組みを開始した平成20年度から平成28年度末までの使途項目ごとの寄附額

の内訳は、環境が666万7,000円、健康づくりが421万9,000円、教育・文化で917万5,000円、地場産業の育成・雇用促進で910万5,000円、観光振興が489万3,000円、その他の項目が1億1,491万5,000円、総額で1億4,897万6,000円となっております。

以前は寄附額も少なく、安定的でなかったため、事業費等への活用はほとんど行っていないという状況でございます。地域振興基金に積み立ててまいりましたが、今後は必要な事業や寄附者の意向に沿った事業に活用していきたいと考えております。

特に、その他の項目のうち、約3,500万円は熊本地震に対する緊急支援項目でいただいた寄附でございますので、復旧・復興に関する事業に活用していきたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 取組み開始の平成20年度から平成28年度末までの用途項目ごとの寄附額の内訳を言っていただきました。現在は地域振興基金に積み立ててあるが、今後は必要な事業や寄附者の意向に沿った事業に活用していくとのことですので、計画的に活用していただきますようよろしくお願いいたします。

次に大きな4点目、ICT教育の推進についてであります。これまで、教育効果を上げるためには電子黒板だけでなく、デジタル教科書、タブレットの導入もお願いしたいと一般質問でも取り上げてきたところであります。

それに対して、「導入している他地域の検証結果を調べてみてから」という以前の答弁でしたので、まず小さな1点目として、先進地域の検証結果をどう把握されているのかについてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 先進地域の検証につきましては、市議会会派の山江村への視察研修の際、教育総務課職員が同行させていただき、活用状況を視察しております。

また、県内の各市の整備状況及び今後の導入計画を把握している状況でございます。

電子黒板については、他市においても2020年度までの国の整備目標に合わせて、今後計画的に導入を行う市や、英語活動のための導入を進めている市など、各自治体において導入が進められており、整備率が調査を行った8市と比較し低いレベルであると否めない状況でございます。

本市が平成30年度から先行実施を行う小学校の3年生、4年生の外国語活動及び5年生、6年生の英語科を実施する上でも電子黒板は必要な機器と認識しており、導入を進めていく必要があると考えております。

○3番（大村 悟君） 先進地の検証結果というより、県内8つの市の整備状況や、導

入計画を調べていただいているようであります。整備率を比べてみると、調査を行った8つの市と比較し、整備率は低いということであります。特に平成30年度からの先行実施の英語や外国語活動のことを考えると、電子黒板は必要な機器と認識し、導入を進めていく必要があるとの考えであることが分かりました。

そこで、小さな2点目として、本年度の予定も含めてであります、ICT教育に向けての機器等の整備をどう進めていくのか、今後の方向性についてお尋ねいたします。

○**教育部長（緒方昭二君）** 現在、購入及び本年度ロータリークラブから寄贈により、各小学校に2台、各中学校に1台を配備し、授業等で活用しております。

本年度につきましても、本会議に提出しております補正予算第1号において、小中学校に電子黒板等を購入するための予算を計上しているところでございます。

国の方針としては、2020年度までに電子黒板については1学級に1台、教育用コンピュータが1台あたり児童生徒数3.6人、無線LANの整備100%、校務用コンピュータ教員1人あたり1台と示されております。校務用コンピュータの整備は完了しておりますが、それ以外の機器については目標に達していない状況にありますので、目標年度までにできるだけ整備できるよう、今後も導入を進めたいと考えております。

○**3番（大村 悟君）** 本年度小中学校に電子黒板を購入する予算を計上しているとのことですが、特に電子黒板については2020年度までに1学級1台という国の方針もあり、できるだけ今後も導入に努めていくとの答弁をいただきました。

しかしながら、その答弁の中にはなかなかデジタル教科書やタブレットに触れてはいただけませんので、再質問させていただきます。

電子黒板の台数が増えた、あるいは今後も増えるということは、各学校、使用できる子どもたちの人数が明らかに増えるということで、大変ありがたく思います。しかしながら、更なる教育効果を考えた場合、デジタル教科書、タブレットの整備は避けて通れないと考えます。是非、宇城市においても今後、電子黒板以外の機器の計画的な導入をお願いしたいと思いますが、教育長の見解をお尋ねいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** ただいま議員の方から申し出がありましたように、国の方針としまして2020年度までに電子黒板などのICT教育の推進が求められております。そういった中で、機器等の充実整備だけでは教育環境の改善には結びつきにくいとこちらのほうでも考えております。

議員が話されたように、デジタル教科書等の整備につきましても、今後積極的に検討を行い、整備計画を作成しまして、各学校の実態に応じた計画的な整備をしていく必要があると考えております。

併せまして、機器等の導入の推進により、教育現場でそれらを使用される教職員の先生方に対し、ICT教育の推進に関するアンケート調査を実施いたしまして、現場で抱えられている問題点などを十分に把握し、それについての研修会を実施するなど、総合的にかつ積極的にICT教育を推進する必要があると考えております。

○3番（大村 悟君） 今後整備計画を作成し、計画的に整備していく必要があると認識していただけているようであります。さらには、機器の整備だけでは教育環境の改善には結びつきにくいとも考えておられるようで、その課題解消のために教職員に対してのICT教育関連のアンケート調査や、研修会の実施も行っていかれるようであります。是非、アンケート調査や研修と並行してのICT教育機器の導入についてよろしく願いいたします。

次に、大きな5点目の質問は、小中一貫教育の推進についてであります。現在、宇城市は国の指定を受け、小中一貫教育推進事業を推進している途中であります。3年目の今年が最後だと聞いていますので、その事業の中で今後の宇城市における小中一貫教育の方向性も議論されてきたのではないかと勝手に判断をしているところであります。

そこで、小さな1点目として、小中一貫教育推進事業の中での議論状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（緒方昭二君） 小中一貫教育推進事業につきましては、平成27年度、平成28年度に、一貫教育の施設一体型・施設分離型を実施している先進地の視察を行い、宇城市に合った一貫教育の勉強を行っているところでございます。

本年度は、事業最終年度にあたるため、今まで実施してきた研修の成果を踏まえ、宇土市と合同で宇城市全員協議会等を実施し、宇城市独自の小中一貫教育を推進していく上での今後の方向付けを行い、報告書をまとめることとしております。

議員御質問の推進事業の中での一貫教育の議論については、9年間の義務教育における系統的・継続的な学びを通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ることを目標に、5つの中学校区単位で以前から実施しております小中一貫連携教育推進協議会において、小中一貫教育につながる具体的な実践について協議を行っていただいているところでございます。

○3番（大村 悟君） 平成27年度、平成28年度に小中一貫教育の先進地視察を行い、本年度は宇土市と合同で全員研修会を実施し、今後の方向付けを行い、最後は報告書にまとめるということであります。また、小中一貫教育につながる具体的な実践については、以前からあります小中一貫連携教育推進協議会に協議していただいているとのことでもあります。

しかし、国の指定で3年間事業を進めている中において、この場でお尋ねしても

議論した内容、協議した内容が一向に見えてこないのは、やや寂しく思うところがあります。これから出すという報告書には、しっかり収められるような議論を今後早急に深めていってほしいと強く願うところでもあります。

次に、小さな2点目に入ります。法改正が行われ、義務教育学校が設置できるようになりました。極端に言えば、豊野小中一貫教育校の実践内容から考えると、豊野の場合は義務教育学校への移行も可能であると私は考えます。

そこで、小さな2点目として義務教育学校をも含めて、小中一貫教育校の今後の方向性についてお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 小中一貫教育は義務教育9年間を連続した期間と捉えまして、一貫性のある指導、それは学習指導と生徒指導ですが、これを行いながら小中学校が共同して教育活動を実践するところです。

そこで、小中学校間の垣根を超えて基礎、基本の定着や、自ら学ぶ力の育成などの学力の向上、そして異学年の交流や不登校問題の解消などの豊かな心を醸成するところを目指しております。

また、宇城市教育模倣校の3つの理念であります絆の醸成、子どもの育成、リーダーの養成、これに基づきまして宇城市の教育を一層推進することを目標にしているところでございます。

豊野小中学校におきましては、施設一体型の一貫教育校として4年が経過しております。議員のお話のとおり、教育活動の両輪であります学習指導、生徒指導ともにその成果が現れておりまして、現時点におきましては義務教育学校への移行は見極めている状況であります。

市内のほかの中学校区におきましても、小中一貫・連携教育推進協議会におきまして、一貫教育を踏まえた取組みが積極的に実施されております。施設一体型・分離型、それぞれの条件に応じた小中一貫教育を推進していくところです。そのためには、本年度中に一貫教育推進計画を作成し、その実現について議論していきたいと考えております。

○3番（大村 悟君） 豊野小中学校につきましては、現時点では義務教育学校への移行は見極めている状況にあるとのことであります。見極めているとのことでありますので、今、慎重に検討しておられると解釈いたしました。

また、施設一体型、分離型、それぞれの施設条件に応じた小中一貫教育を豊野以外の中学校区においても推進していくとの答弁だったかと思えます。本年度は一貫教育推進計画を作成するとのことでありますので、その計画の中には一体型か分離型かも含めて、各中学校区ごとの一貫教育のあり方が、さらには見極めているという豊野小中一貫教育校の義務教育学校への移行の有無等がより具体的に示されるも

のと期待しておきたいと思います。

最後に、関連しての再質問であります。豊野以外での中学校区においても、豊野と同じように小中一貫教育を推進していくとの今の答弁がございました。宇城市全域において、同じ教育環境を形成していくという、そういう市の思いは大いに歓迎するところであります。これは、宇城市の全児童生徒に同じ教育環境を形成していくことに大きくつながる重要な考えだと思えます。

最近、経済的理由により義務教育入学時に必要な学用品がそろえられないという家庭の話をよく聞くようになりました。入学を迎える時点で、宇城市全域の全児童生徒の教育環境をそろえるという先ほどの発想で、入学後支給の就学援助費を入学前の支給にするという制度変更はできないか。ここは教育長にお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 本市におきましては、就学援助費扶助要綱を定めておりまして、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対しまして、就学に必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資するための就学援助費を支給しているところです。

他の自治体などでは既に導入されている児童生徒の入学支援としまして、就学援助費の新入学児童生徒学用品費の支給時期の前倒し支給が行われておりますが、そういったものを参考にいたしまして、本市におきましても児童または生徒が円滑に就学できるように検討していきたいと考えているところです。

○3番（大村 悟君） 就学援助費のうち、新入学児童生徒の学用品費の支給時期の前倒しを検討していただけないかということですので、次年度から早速入学前支給となりますよう、時間は残っておりますが、期待しまして今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

11番、渡邊裕生君の発言を許します。

○11番（渡邊裕生君） 11番、うき未来21の渡邊です。早速質問に入らせていただきます。

国民健康保険の県単位化についてという質問なんですが、皆さんも既に御存じのことと思います。来年の4月、平成30年の4月から国民健康保険制度が都道府県

が行うということになりました。その背景にあるのは、医療給付費が今後金額・割合ともに大幅に伸びることから、医療費の適正化があると思われます。

2014年に成立した医療・介護総合確保推進法の中で、都道府県は地域医療構想を作成することが義務付けられました。この地域医療構想で、都道府県ごとの医療供給体制の枠組みを決め、医療費の大きなシェアを持つ国保を都道府県単位化する医療供給体制と医療費支払いをリンクさせ、医療費の適正化を目指すものだとしています。

なぜ、医療費の適正化かという点、厚生労働省の資料によりますと、国の医療給付費は2011年33.6兆円だったものが、2015年38.9兆円、2020年には40.3兆円、2025年には53.3兆円と増え続けていく見込みであります。

しかし、今回の県単位化の情報は、来年4月から始まるというのに、県のホームページなどにも詳しい内容はできません。そこで、国民健康保険制度がどう変わるのか、これまでとの違いを分かりやすく説明していただければと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 都道府県化になることでのこれまでとの違いについての御質問でございますが、議長のお許しを頂きまして、皆様方のお手元に改革後の国保の運営のあり方について、それから国保財政の仕組み、保険料の賦課・徴収の仕組みについて、厚労省作成のイメージ図をお配りいたしておりますので、こちらの方も御覧になりながらお聞きいただければと思います。

御承知のとおり、来年度・平成30年度から県は市町村とともに運営を担い、国民健康保険の財政運営の責任主体となります。主な業務といたしましては、市長村における保険料算定の基礎となります標準保険料率の算定と公表、そして医療費水準、所得水準を考慮した市町村ごとの事業費納付金を決定し、納入を求め、市町村に対して保険給付に必要な費用を交付すること、加えまして新たに設置されます財政安定化基金の運営管理などが県の役割となります。また、県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村が担う事務の標準化や効率化、共同処理・広域化の取組み、医療費の適正化に向けた取組み、保険料の納付状況の改善のための取組み等を推進することになっております。

一方、市町村の業務ですが、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、これまでと同様に被保険者の資格管理や被保険者証の発行、各種保険給付の決定、特定検診等の保険事業、そして新たに設けられます納付金制度の下で県が毎年定めます納付金を納付するために、保険料の賦課・徴収を行うこととなります。

なお、市町村ごとに保険料または保険税を選択できることになっております。本市におきましては、これまで同様税体系でいきたいと考えておりますので、ただい

ま御答弁申し上げました中で、またこの後保険料と申し上げるところにつきましては、保険税と置き換えてお聞きいただければと思います。

- 11番（渡邊裕生君） ただいま説明をしていただきましたが、皆さんは大体お分かりになりましたでしょうか。この流れ、要するに県が交付金を決定して、市に対してその額を払いなさいよと。市は、県からきたその額を100%県に市は納めなければならないという図式がここに書いてあるものと思います。

この中で、今説明がありました保険料、要するに県が各市に対して賦課するその分賦金といいますか、保険料はまずどのようにして決まるのか。その自治体ごとで、今状況はかなり違っていると思いますが、全国的に見ると各都道府県一律の保険料になるという話もあります。

熊本県の場合は、その辺のところはどういうふうになるのか、また、自治体のいわば宇城市は保険料率をどのようにして今後決めていくのか、そのことについて説明をいただければと思います。

- 市民環境部長（松本秀幸君） 3点御質問いただきました。まず1点目の保険料決定の仕組みについて、それから3点目の自治体の保険料はどのようにして決定するのかについてお答え申し上げたいと思います。

これまでは市町村が保険給付費に要する費用の見込を立てて保険料率を決定し、被保険者に対する保険料の賦課・徴収を行ってまいりました。来年度以降は県が保険給付費等の見込を立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した国民健康保険事業費納付金を決定いたしまして、市町村に対して請求いたします。市町村は、この事業費納付金を納めるため、県から併せて示されます標準的な水準の保険料率を参考にそれぞれの市町村の保険料率を決定し、被保険者に対しまして保険料の賦課・徴収を行うこととなります。

なお、現状の保険料は市町村ごとに年齢構成や医療費水準に差があること、保険料の算定方式が異なること、決算補填等目的の法定基準外繰入を行っている市町村があることなど、様々な要因により差異が生じているため、他の市町村の保険料水準との差を単純に比較することが困難な状況にあります。

このようなことから今回の都道府県化に合わせ、県が市町村ごとの標準保険料率を示すことにより、標準的な住民負担が見える化するものでございます。具体的には、被保険者の構成人員や所得水準、そして年齢構成の差異を調整した医療費水準など多くの算定項目を基に標準算定システムを活用いたしまして標準保険料率を算定するものでございます。

なお、市町村ごとの保険料率につきましては、これまで同様条例で定めることとなりますので、リストを改正する時はその都度条例改正案を議会に提案すること

なります。

次に2点目の、県内統一の保険料になるのか、それとも自治体で異なるのかという御質問に対しましてお答え申し上げます。

先般、熊本県が示しました平成30年度以降の国民健康保険運営方針の骨子案では、医療費の適正化などに取り組み、市町村ごとの医療費が平準化された段階で保険料水準の統一を目指すこととされているところをございまして、このことから当分の間は自治体ごとに保険料率は異なってくるものと考えております。

○11番（渡邊裕生君） ただいま説明をいただきましたが、細かい計算方式を今お尋ねしても到底分かるものでもございませぬ。ただ、流れとして理解していただければと思って質問をしました。その中で出てきました事業費納付金についてなんですけども、簡単な例え話をします。

「宇城市さん、おたくには100人いらっしゃいます。100万円の保険料をいただきますよ。」と県が言ってきたときに、宇城市は「いや、95人ぐらいしか払わないから、95万円ぐらいしか収められません。」というような話になったときに、徴収できなかった分は、「じゃあ、宇城市はどうされるんですか。」ということが一つの大きな課題として出てくるんじゃないかなと思います。この事業費納付金についてどのようにお考えになっているのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 事業費納付金に対する考えということでの御質問でございます。

議員が話されましたように収納率が100%に満たない場合、そういったところで保険料率をどのようにされるのかということですが、県が定めました標準保険料率と、県に納付する納付金の額を参考に、実際の保険料算定方式や申されました100%の収納率ではなく、予定収納率に基づきまして保険料率を定め、被保険者に賦課・徴収ということになります。

このようなことから、収納率が向上いたしまして、標準的な収納率よりも高い収納率をあげることができたら、標準保険料率よりも低い保険料率を設定することも可能になってまいります。また、県への納付金額を上回る保険料を徴収できた場合は、市町村が剰余金として翌年度に繰り越し、翌年度以降の保険料を抑えるということも可能になってまいります。

逆に、予定収納率を下回ったことで、保険料収納不足に陥ったり、予期せぬ保険給付費の増等で財源不足が生じた場合には、県に設置されます財政安定化基金から借入れを行い、借入れの翌々年度から無利子にて3年間で償還するという仕組みがとられることになっております。なお、災害や大きな産業変動が生じた場合など特

別な事情が生じた時は2分の1以内を交付するという仕組みも設けられているところですが。

県では、県内統一的な国民健康保険運営方針を定めるとなっていますが、現在多くの市町村で実施されております一般会計からの法定基準外繰入、いわゆる赤字繰入につきましては国が示しております運営方針策定要領によりますと、決算補填等目的とする一般会計からの法定基準外繰入は、都道府県化以降は計画的・段階的に解消を図るよう求めているところです。

市といたしましては、国による財政支援拡充の効果や、今後県から示されます運営方針などを踏まえ、その実現可能性について県などと十分協議していきたいと考えております。

- 11番（渡邊裕生君） 今説明をしていただきましたが、県が「いや、宇城市は100人なんだけど95人分がいいですよ。」という算定の仕方をしてくださいればいいんですが、「いや、100人だから100万円払ってください。」と言われたときに、「いや、95人分しか集まりませんでした。」と、その5%分をどうするかという話に、今部長は「県が設置するその財政安定化基金から借入れをすると、借りたら返さなきゃいけない。」と、「それは無利子なんだけど3年間掛かって返しますよ。」と。しかしそのことが、保険料のいわばその分を次の年の保険料に上乗せするという可能性も出てくるだろうし、別の考え方からすれば収納率が低ければ多めに課税をしておく。要するに、100人分の料金を95人に最初から賦課していくというやり方もあるだろうし、足りない分は一般会計から繰入れをするという、財政調整基金を取り崩すとかそういうやり方もあるのでいくつかの方法が考えられます。今部長は、県の財政安定化基金から借入れをするという方向で考えているということでありましたが、極力市民の保険料値上げにつながらないようなやり方で、まず考えていただきたいと思います。ですから、県が「宇城市は95人分がいいですよ。」という言い方をされるのだったら、それがやっぱり一番かなと思いますが、今のところで私達には知る余地はございません。

それからもう1点、一般会計からの基準外繰入の解消ということですが、私が聞いたところによりますと全国の国保会計に対する基準外繰入の総額は、全国で3,900億円といわれています。今回、国が示している財政支援として、2015年から低所得者対策として配分されている1,700億円、2018年から実際の責めによらない要因による医療費増大に対する財政支援、それと医療費適正化保険料収納等に努力した市町村に配分するための資金として1,700億円があると聞きました。このことは、この宇城市の基準外繰入の解消に果たしてつながるものだろうかと思うわけですが、そのところについての見解をお聞かせいただきたいと思

ます。

○市民環境部長（松本秀幸君） これまでの公費投入での基準外繰入解消に、公費投入が役立っているかという御質問でございますが、平成27年度から低所得者対策の強化のため自治体への財政支援といたしまして、ただいま議員話されましたように毎年度1,700億円の公費投入が行われております。低所得者の保険税軽減に対する財政支援によりまして、平成26年度に比べ、平成27年度、平成28年度はそれぞれ約1億6,000万円程度の歳入増が図られたところでございます。

この増加分が基準外繰入の解消につながったかという御質問ですけれども、平成26年度は2億2,000万円ほど基準外繰入を行っております。その後、税額を改正したということもあまして、平成27年度は当初で約1億6,000万円、その後減額補正いたしまして9,000万円の繰入れを予定しておりましたが、最終的には公費負担等の歳入増によりまして繰入れを行わなかったところでございます。

また、平成28年度におきましても当初で1億7,000万円、最終的には1億円の繰入れを予算化いたしておりました。しかし、保険給付費の減、それから保険基盤安定負担金の増、加えて保険者努力支援制度の前倒しによる特別調整交付金の増等により、実質繰入れは行わなかったところでございまして、この結果から判断いたしますと基準外繰入の解消につながったと現時点ではいえるかと思えます。

○11番（渡邊裕生君） ありがとうございます。宇城市は昨年、一昨年、国保のデータベース化の分析から非常に頑張られて、また保健師も各部署に配置をしながら努力された結果、宇城市で100億円超えといわれていたのが、何とか100億円を超えずに今踏ん張っているところだと私は知っています。その努力がいわばこのご褒美に結びつくのかどうかというのがちょっとありますけど、要するに頑張ったところに1,700億円の配分がくれば少しはやっぱり違うだろうと思えます。

ただ、こうやって県内が統一化されていくと、その努力をする自治体がちょっと果たしてどれぐらい頑張れるのかというのが少し今までよりも薄くなってきている気がします。ただ、宇城市せっかく今取り組まれておりますので、そこは頑張っただご褒美をいただけるように努力していただきたいと思えます。

次に地域医療ビジョンについてと書いておりますが、先ほど答弁の中にも出てきました医療費水準、それから医療費の適正化という言葉をおっしゃいましたけども、このことを今後どのように適正化を図ったり、医療費水準を抑えていったりというところで考えていらっしゃるのか、宇城市のビジョンをお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、県の地域医療構想、特に医療費に大きな影響を持つといわれるこの病床

数、ベッド数、これを国も県も減らそうというところで考えていると思いますが、県はこの宇城地域に関してどのように考えているのか、その分について分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 地域医療ビジョンということで、宇城市の医療費の適正化、医療費水準加えまして県の地域医療構想の中でのベッド数等についての御質問でございますが、まず、医療費水準、医療費の適正化対策の方からお答え申し上げたいと思います。

本市の一世帯あたりの医療費は平成27年度72万7千円ということで、14市の中では上位の方に位置しておりまして、年々増加傾向にあります。国は全国的に伸び続けておりますこの医療費の適正化に向けまして、国保データベースシステムというのを活用いたしまして、生活習慣の状況や健康状態、医療機関への受診状況等を把握分析することで、地域の健康課題等を明確にいたしまして、その課題を改善するための具体的な目標設定を行い、効果的かつ効率的な保健事業を展開していくための事業計画として、「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組みを求めています。

これを受けまして、宇城市では平成27年にこのデータヘルス計画を策定したところでございます。計画における状況を若干御説明申し上げますと、特定健診、特定保健指導につきましては平成27年度法定報告で受診率37%、保健指導実施率47.4%ということで、同規模の市あるいは国、県に比べますと高くなっておりますけれども、国が示しております特定健診受診率の目標値60%には遠く及ばない状況にあります。

年齢別で見ますと、65歳以上の健診受診率は41.3%となっておりますのに対してまして、40歳から64歳が32.4%と低く、健診も治療も受けていない人については実態が全く分からないといった状況にあります。

これまでも内蔵脂肪症候群をターゲットといたしました特定健診・特定保健指導に加え、高血圧・高血糖・腎機能低下などの重症化予防対象者への保健指導に取り組んでまいりました。また、受診率向上のため、市内医療機関を受診中の特定健診未受診者の方に対し、診療情報提供状況、提供事業にも取り組んでいるところでございますが、有所見者割合が高くなる壮年期男性の特定健診受診率が低いため、今後も継続した受診率向上対策が必要と考えております。

また、保健指導を実施している場合でも、医療に結びついていないという実態も明らかになりましたので、これまでの取組みを基に重症化予防対象者を中心に継続した保健指導を行っていきたいと思っております。

なお、本年度から市民課の国保年金係に保健師、管理栄養士の専門職を配置いた

しました。データヘルス計画の改定や、引き続き糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・頻回受診者に対する訪問指導等の事業に取り組むとともに、医療費適正化に効果的な事業の実施に向けても積極的に関わっていきたいと考えております。

いずれにしましても、今後高齢化が一層加速することを考えますと、医療費そのものを抑えることは極めて困難な状況にありますので、医療費の伸びを抑えることを目標に、ジェネリック医薬品の啓発も含め、関係部署と一層の連携を図っていきたいと考えております。

2点目の宇城地域医療圏におけるベッド数関係の御質問でございますが、熊本県が本年3月に策定いたしました熊本県地域医療構想では、2次医療圏を原則として、人口構造の変化の見通し等を考慮いたしまして、一帯の区域として地域における病床機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域といたしまして、県内を10の構想区域に設定いたしております。本市が含まれます宇城構想区域の病床数は平成27年現在1,484床で、全国の10万人あたりの数を100といたしますと、132.2で上回っている状況にあります。

しかしながら、平成37年における病床数必要量の推計では、997床に減少するとされております。

一方、平成37年の在宅医療等の必要量は1日あたり1,613人と見込まれ、そのうち新たに対応が必要となる患者数は入院からの移行分として1日あたり619人と推計されているところです。

このようなことから、本市におきましても平成37年をめどに、市民が住み慣れた地域で医療や介護、生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進め、在宅医療等の充実に必要となるサービスの基盤の強化、受皿づくりを検討し始めたところでございます。

○11番（渡邊裕生君） 宇城市のこれからの考え方、そして県の考え方を今お話していただきました。地域包括ケアシステムという言葉が出てきましたけども、この後の大きな2番目の質問と関わりがありますので、詳しいことはまた後ほどちょっとお話をしたいと思います。

最後に、一番関心事であります市民の負担、要するにこの国保税は今後どうなるのか。試算の状況がお分かりになれば、是非その試算の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○市民環境部長（松本秀幸君） 保険料率検討の参考にするために、平成28年度で試算をしてみました。

まず、納付金見込額に対します標準保険料率の試算によりますと、医療分、支援金分、介護分合計で本市の現在の税率と比較してみましたところ、所得割で0.7

9%の増、一方、均等割、平等割はそれぞれ6,700円、5,500円の減となったところでございます。

また、納付金試算額18億4,625万円に対しまして、本市の現行税率による試算では19億1,323万円という結果になりまして、約6,700万円超過しておりますので、税率引上げの可能性は現時点では低いと考えております。

今後も、国・県からの情報収集に努めまして、試算結果を更に分析しますとともに、納付金の財源となります国保税の収入額、医療費適正化の状況等を踏まえ、庁内において十分協議・検討していく所存でございます。

最後に、今後のスケジュールも若干御説明させていただきたいと思っております。まず、納付金、標準保険料率につきましては、夏頃をめどに実質的な検討調整が行われまして、年末から1月にかけて確定、1月下旬頃、県の方から通知される予定となっております。また、12月県議会で条例改正の審議、3月議会で予算審議が行われる見込です。

本市におきましては、県からの納付金標準保険料率通知を踏まえまして、正式な保険料率（案）を算出の後、3月定例会で予算審議、条例改正の審議をお願いする計画で、今後作業を進めていきたいと思っております。

○11番（渡邊裕生君） 今のお話で少し安心をしました。市の試算、県が求めてくるであろう金額よりも、今のところは十分それが徴収されているというところで、少しでも安くなればいいわけですが、このような試算が現実のものになるように私は祈ってます。

しかし、ぎりぎりにならないと来年の3月にならないとはっきり分からないというのも非常に、何と言いますか4月から始まるのに3月議会でというのもちょっと厳しいものがあるかなと思っておりますので、できるだけ情報が入りましたら早めに委員会でもお伝えいただければと思います。

ということで、次の大きな質問に移りたいと思っております。宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてという質問です。

つい先日のことではありますが、今国会で地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法案が通りました。新たな介護保険施設としての介護医療院や、高齢者と障害者のいずれにも対応できる共生型サービスの創設など、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするといわれています。

今年平成29年は第6期宇城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度であります。第5期からいわれております地域包括ケアシステムの構築について、内

容と宇城市の目指す姿、その充実度についてお聞かせいただければと思いますが、2025年問題を考えた時に、国も強化策を打ち出してきたことから、この地域包括ケアシステムの構築は避けては通れないものだと思います。今日はその実現に向けての課題にアプローチできればと思い、質問いたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） ただいま3点についてお答えします。資料としまして、議長のお許しを頂きまして資料2枚、地域包括ケアシステム、それと新しい総合事業の上限管理、これは後で使いますけど、この2枚を皆様にお配りしております。

まず、地域包括ケアシステムのこの資料を御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。この資料は厚生労働省のホームページよりもってきたものでございます。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システムです。地域の中にある多種多様な社会資源（医療、介護、福祉のサービスや行政、NPO、自治会、民生委員、住民、ボランティアなど）が一体となって町ぐるみで高齢者・家族介護者を支え合うための仕組みでございます。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）をめどにシステム構築を推進しております。具体的には、在宅医療と介護の連携、認知症総合支援、地域ケア会議の実施などについて平成30年4月までに取り組むこととなっております。

宇城市の目指す姿については、高齢者が住み慣れた地域で、地域の人々に見守られながらできる限り働き続け、健康寿命を延ばしながら生活できる社会を目指していきます。

地域包括ケアシステムにおいては、自立支援の考え方を基本とした自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を構築していくことが自治体の責務です。地域包括ケアシステム実現に向けた業務取組みは、介護保険関連にとどまらず、医療機関、地域のNPOやボランティア、子育てに関係する事業所をはじめ、多領域に及びます。情報を共有する組織を構築して、柔軟に対応していきたいと思っております。

充実と完成度についてございますが、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として、市に地域包括支援センターが設置されております。地域の高齢者の総合相談、権利擁護や介護予防が必要な方への援助などの包括的な支援を行っております。

地域包括ケアシステムは、医療や介護、介護予防などの切れ目のない連携が十分に確保される必要がありますが、医療と介護の関係、地域における顔の見える関係

ということが課題となっていると思っております。医療や介護、介護予防に関わる方々が相互に連携し、相談をし、支援をし合える環境をつくっていくためにも、在宅医療と介護の円滑な連携を図っていくよう努めてまいります。

- 11番（渡邊裕生君） ただいま説明をいただきました。資料も配っていただきました。自分がこの中心に、ここに住んでいるとすると、右上に介護、下に生活支援・介護予防、そして左に医療と、この3つのサービス体制が一体となって整うというのがこの完成した姿だろうと思いますが、この中でその医療との連携が課題であると今部長がおっしゃられておりました。そのことはまた後でちょっと話をしてみたいと思います。

次に、新総合事業の上限管理についてと題をしておりますが、この上限管理とは「何や、それ」と初めて聞かれた方もいらっしゃると思いますが、宇城市は全国に先駆けて平成27年からこの新総合事業に取り組んでおります。要支援1、2が介護保険から切り離され、一部を残し市の事業となったことは御存じのことと思いますが、簡単にいうと市の事業でありますから、市の予算の範囲内で行われるわけです。

当初、私たちが心配していたのは、「その予算をオーバーした時は一体どうなるの。サービスが打ち切られるんじゃないだろうか。」、そういうことを危惧しておりました。新総合事業への取組みの状況、それに係る予算の推移、事業内容についてお聞かせいただければと思います。

- 健康福祉部長（清成晃正君） 今、議員話されましたように、平成27年4月から要支援1・2の人が利用できる介護保険サービスのうち、従来の訪問介護と通所介護が市町村主体の独自事業へ移行となり、介護予防・日常生活支援総合事業になりました。この事業は65歳以上の全ての人を対象としており、介護保険の認定を受けなくても一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを受けられるようになっています。

宇城市では、今言われましたとおり平成25年度よりこの準備に取り掛かり、平成26年度から「若返り塾」や、「かたろう会」などの旧総合事業に取り組んでいましたので、他の市町村より早く、同様の事業がある新しい総合事業に取り組むことができました。

新しい総合事業の上限設定については、国では後期高齢者の伸び程度を目安として、要介護認定率が高まってくる75歳以上の後期高齢者の伸びに連動する形で費用の伸びを確保しながら、効果的、効率的な事業実施を目指すものとしています。また、地域における多様なサービスの提供を推進するため、人員基準や運営基準、単価などについては市町村において柔軟に設定できるとされております。

宇城市においては、お配りしております資料の新しい総合事業の上限管理という

資料を御覧いただければと思います。この中の左下に表1というのがあります。厚生労働省の算定でいきますと、下の段、上限額というのがありますが、これが上限額となります。その範囲内で宇城市は総合事業の予算ベースということで、上の段にありますように、宇城市は当初からこの上限の範囲内で事業を進めております。今後も引き続き、従来のサービス内容と同様なサービスを確保し、更にボランティアなどによるきめ細やかなサービスを一体的に提供してまいります。

また、国から示されるガイドラインの内容に沿いながら、的確な対応に努めてまいります。

- 11番（渡邊裕生君） 法律でこの新総合事業というのは、この定めた上限額の範囲内で行わなければならないと決まっております。オーバーしたら、オーバー分は市の一般財源をまたそこに上乘せするのかどうかという話にはなるんですが、宇城市の場合は今お答えがあったように、いろんな旧総合事業を早くから取り組まれていらっしゃって、今ありましたように「筋力アップ教室」とか、「元気がでる学校」とか、ほかにも「かたろう会」とか「若返り塾」とか、「みなくるサークル」とか、今度「いきいき百歳体操」を導入されるという話を聞いておりますけども、認知症予防でのいきいき教室とか、こういう地域でできる介護予防事業に早くから取り組まれていたことで、要するに単価的に事業費が抑えられた形でこの新総合事業に取り組むことができたこと、これ日本でも非常に誇れるというか、宇城市は先進事例のたぶん最先端に入るんじゃないかと私は評価しております。

自治体次第では、旧体そのままの介護施設にいくデイサービスとか、訪問ヘルパー事業をそのままこの新総合事業に当てはめていくと非常に単価が高くなりますので、この上限をオーバーするという可能性があるんですね。それが宇城市の場合は、例えば今年度でいくと、上限額は3億1,900万円に対して1億8,500万円の事業費で済んでいるという、このことはおそらく公表されると全国から行政視察がくるんじゃないかと、それぐらい私はすばらしいものだと評価しておりますので、どうぞ胸を張って、今後もこの事業に取り組んでいていただきたいと思っています。

最後に、時間も余りありませんが、在宅医療、介護の連携推進事業についてなんですが、先ほどありましたこの資料の3つの枝葉の一つであります、この医療との連携について、言葉としては在宅医療・介護連携拠点事業というのが去年、一昨年ぐらいまで聞かれていたんですが、それが推進事業という名前に変わりました。現在の取組み状況、その中でその在宅医療の実際の形として考えられるのが訪問看護だろうと思いますので、訪問看護の状況、それから今後の事業展開と、もう一つ一番大事なところが医師会との連携というところが、非常に大きな課題になってい

るんじゃないかと思いますが、そこら辺についてのお話を是非お聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今の御質問の中で、訪問看護の状況について、また今後の事業展開、医師会との連携についてという3点についてお答えいたします。

まず、訪問看護の状況についてでございますが、現在宇城市内にある訪問看護ステーションは6か所です。県がまとめた平成28年9月のサービス分の状況では、在宅で介護保険サービスを利用している方は1,995人で、そのうち訪問看護の利用者は157人で利用率7.9%、訪問介護の利用者は595人で利用率は29.8%になっています。いずれも国・県の利用率より低くなっております。

利用率が低い要因は、訪問看護師の不足や訪問看護の理解が進んでいないことなどがあると考えております。訪問看護の利用数は在宅での死亡者数と相関するものであり、その利用率の向上は医療・介護連携の度合いを図る目安の一つだと捉えております。

このことから、今後、国や県など関係機関と連携を図りながら、在宅医療、介護連携の事業の中で医療知識を深めていく取組みを行うことで、利用率の向上を図りたいと考えております。

今後の事業展開についてでございますが、下益城郡医師会と宇土地区医師会等を包括する事業推進の枠組みについて、両医師会、県・市の関係部署、地域包括支援センター等と協議を行ってまいります。

医師会との連携についてでございますが、地域ケア会議や、在宅医療・介護連携推進会議などを通し、医療、介護、双方の顔が見える関係の構築等を図っているところです。市全体での医療・介護連携を更に深めていくためには、地域医療の中心的な役割を担う地域医師会との十分な協議が必要であると認識しております。今後、両医師会との連携を密にして事業を進めてまいります。

○11番（渡邊裕生君） 先ほど松本部長からお話をいただきました病床数の話なんですけども、現在1,484という数字をいっていただきまして、平成37年度には997へ減少する可能性がある。500床近いベッドがなくなる可能性でありますから、大変な問題かなと思っています。どうしても、この在宅医療、看護の必要性というのは、今後高まらざるを得ないと予想されるわけなんですけども、今後医師会との連携が最大の課題と今部長もおっしゃられました。

現在、それを担当する部署、係が無いのが現状ではないでしょうか。問題解決に積極的に取り組むには、高齢介護課の中にこの地域包括ケアシステム構築推進係とか、医療介護連携推進係といったものを設置して、本気で取り組む姿勢が必要だと思っておりますが、まずはその医師会と話をし、そしてこの地域包括ケアシステムの

完成に向けてしっかり頑張る、そういうプロジェクトチームみたいなものをつくっていかないと、この2025年問題に向けてなかなかこの地域包括ケアシステムの構築というのは難しいんじゃないかと思っておりますが、その係、若しくはプロジェクトチームの設置に関するお考えはありますか。

○健康福祉部長（清成晃正君） 市では先ほども述べましたように、新しい総合事業にもいち早く取り組んでおりますし、平成27年度から保健師を高齡介護課に、平成29年度から保健師と栄養士を市民課国保年金係に配属し、連携・協力体制を図っているところでございます。

今後、担当部局と関係部局との庁内横断的な連携体制をつくることが重要であると思われ、担当者の育成や組織の構築を研究したいと思えます。

○11番（渡邊裕生君） 組織の構築ということで、十分お考えになられていかれたらと希望をします。特に医師会との話をされるにあたっては、毎年例えば課長が変わられるとか担当者が変わるということでは、なかなかその話は進んでいかないのではないかと思いますので、きちっとした医師会とのパイプをつくるには、それなりのやっぱり人を育てる、それしかないんじゃないかと私は思うわけです。

もう一つ、更にお尋ねをしますけれども、先ほど答弁にもありました2つの医師会、宇城市には宇土郡市医師会と下益城郡医師会という2つの組織があります。この2つの組織を相手にしながら話をしていくのは、大変なことだろうと思えます。この2つを例えば統合とかいうのも、おそらく不可能に近いと私は思いますが、これ提案ですけれども、その宇城市に関するお医者さん、宇城市にいらっしゃるお医者さんで、宇城医師団といったものを結成していただくように要請をされて、宇城市の医療と介護の連携を考えていただく形ができればいいんじゃないかなと思えます。

さらに、訪問診療を促進するためには、まず公立病院である宇城市民病院が率先してその任にあたり、医師会に対しての市の取組みの積極的な姿勢を示して、医師会との話合いに望むというのはいかがですか。公立病院の今後のあるべき姿として、市民病院改革プランの中で是非検討していただきたいと思うんですが、これはもしよろしければ市長、御答弁いただければと思います。

○市長（守田憲史君） 現在、市民病院には2人の常勤医師がおり、熊本大学附属病院等からの外勤医師の協力を得ることで、現状の診療を続けております。全国的に在宅医療の課題として従事する専門職、医師、看護師が不足しており、その需要の増加に対応しきれないのが現状であり、マンパワーの不足が課題になっております。

市民病院についても同様であり、議員御提案の市民病院が医療・介護連携の中心になり、事業を進めることにつきましては、現段階では厳しいものがあると考えて

おります。

○11番（渡邊裕生君） 民間のお医者さんに訪問診療をというのと、結局基本的にはその医療単価の問題で、「いや、なかなかそういうのはできませんよ。」とおっしゃる方がいらっしゃるというのも聞きます。市民病院のお医者さんはいわば給料制でありますから、病院の中で診療するのも、外に出て診療するのも、基本的には給料は同じということでもありますから、一般の町のお医者さんとは立場が違う。

今後、その公的病院のあり方というところに踏み込んで考えれば、こういうのも宇城市としてはやっつけていけば、随分この地域包括ケアシステムのこの3本の枝葉の一つが充実してくると私は考えます。医療との連携をどう構築するかが、せつかくここまで今、介護で新総合事業で取り組んで、非常にいい形ができていますので、この3つ目の枝葉、医療との連携、これがきちっと整うと宇城市は日本一の市になるんじゃないかと、私はそう思います。

是非、病院改革プランの中でもこういう議論がなされることを期待しまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを受けましたので、一般質問を行います。

まず、安倍内閣の政治について、暴走政治という呼び方がかなりの部分で定着してきたように思います。6月11日、日曜日のたまたま東京にいましたので、東京新聞のコラム欄に法政大学教授の山口次郎という先生が、こんなコラムを書かれていました。表題は「文明か、野蛮か」ということになっていました。引用します。

この1週間の国会審議を見て、日本の議会政治の崩壊は最終段階に入ったと痛感した。岸信介の孫が議会政治を壊そうとしている今、私は文明か、野蛮かの戦いだと訴えたい。衆参両院の決算委員会における安倍首相の答弁は何なのだ。聞かれたことには答えず、無駄話で時間をつぶし、自分は野次を飛ばしながら野党には野次を飛ばすなという。質問が終わると、つまらない質問だったと聞こえよがしにわめく。小学校の学級会でも子どもはもっと真面目に話合いに取り組む。首相は政治家

以前の人間としての基本的な礼儀作法ができていないと批判するしかない。道徳教育が大好きな首相に聞きたい。あなたは家で一体どんなしつけを受けてきたのだ。野蛮人の支配する国では公私の区別がなく、国の財産は権力者の私物であり、権力はエコひいきのために行使するのがあたり前で、役人は権力者に隷属する使用人であった。これはまさに安倍政権が支配する日本の現状である。あったことを無かったとすることが野蛮国である。ようやく権力者の下僕ではなく、法に従う文明人でありたいという公務員の声が政府内部で挙がっている。我々も文明人でありたいなら黙ってはいはならないのである。

同感です。安倍政治は、第一次の時に教育基本法を変えて、先の太平洋戦争が侵略戦争ではなかったという教科書の導入に道を開き、今の第2次以降の政権では戦争法を強行し、戦争できる国にすると同時にそれを支える秘密保護法、盗聴自由法を既に作り上げ、戦前の治安維持法を上回る共謀罪で、国民の自由と権利を丸ごと奪おうとしている。熊日などの今朝のニュースを見ると、全てが異例だといわれます。その異例の中で、今朝7時46分に参議院でこの法案が成立したとの報道もあります。審議の不十分さを認めながらも強行する。まさしく数の暴力に、少数意見を大事にするという民主主義の崩壊を目のあたりにした感じがします。

そういう中で、森友学園や加計学園問題との同時進行です。今治市役所の議会議事録などで新たな疑念も生まれました。地方官庁に翻弄される地方自治体。地方自治体の独立を保ちながら、しっかりチェック機能を果たしていくことの大事さを痛感しました。このようなエコひいきの政治ではなく、住民に密着している地方自治体の議員として、姿勢のあり方が市民の暮らしと福祉を守る点で行われているかどうか、しっかりチェックすることの大事さをも感じました。

そこで今回は、第1にあげた質問が国保税の問題です。先の質問の中で渡邊議員からも質問があったとおり、来年から広域化という大改革が行われます。この改革が市民にどのような影響をもたらすのか、現状にどのような問題があるのかなどを見ておくことが大事です。地方自治体に経営主体がある中の最後の機会かもしれませんので、まずは最初に、宇城市の国保会計の決算状況などを伺いながらこの問題点をはっきりして、広域化への教訓にしなければならないと思います。

まずは、申し上げたとおり国保会計の決算の状況をお伺いしていきたいと思えます。

○市民環境部長（松本秀幸君） 平成28年度国保特別会計の決算についての御質問でございますので、お答え申し上げたいと思えます。

国保特別会計の歳入決算見込額が9億7,575万円、歳出決算見込額が9億4,811万円で、歳入歳出差し引き3億2,764万円の決算剰余となる見込み

でございます。歳入のうち国保税収入は17億509万円で、前年度に比べ9,845万円の減額となりました。一人あたりの国保税収入額は9万7,545円で、前年度から2,563円の減額となっております。減額の大きな要因は、熊本地震を受け8,071万円ほど減免したことによるものでございます。

歳出面では、保険給付費が57億5,182万円と前年度に比べ1億7,907万円の減額となっております。

なお、平成28年度は熊本地震被災者に係る一部負担金免除額1億9,532万円ございましたので、これも保険給付費に含んでおりますので、実際は合わせましたところの3億7,439万円の減額といえるかと思えます。地震により医療機関で受診できなかったということが大きな要因であることは間違いございませんけれども、これまで長年取り組んでおります重症化予防策の効果が少しずつ出だしたのではないかとも思っているところでございます。

○8番（五嶋映司君） おっしゃるように、この平成28年度の、まだ予測だと思えますけれども、予測は非常にいい決算状況、国保としてはですね。その裏返しに何かあるかというこの問題はまた次の段階で検討していきたいと思えますけれども、それではまず決算の状況、平成28年度の決算の予測状況は分かりました。

それでは、2番目に国保世帯の所得構成や負担の状況がどうなっているのかというのをまず伺いたいと思えます。ついでに、平均世帯、夫婦子ども2人、所得200万円、これたぶん事前にお話したから計算出ていると思えますけど、世帯の国保税がどの程度になるのかもついでによかったら教えていただきたいと思えます。

○市民環境部長（松本秀幸君） まず、国保世帯の平成28年度所得構成について100万円単位で御説明申し上げたいと思えます。

100万円未満の世帯が全体の58.23%を占めております。次に、100万円以上200万円未満の世帯が22.43%、200万円以上300万円未満の世帯が8.78%、300万円以上400万円未満の世帯が3.65%、400万円以上500万円未満の世帯が2.18%、500万円以上の世帯が4.73%という構成割合になっておりまして、200万円未満の低所得者層は8,589世帯で、全体の実に80.66%を占めております。このように、ここ数年低所得者層が増加している要因といたしましては、非正規労働者や高齢者の増加が考えられるところでございます。

あと、負担の状況ということですので、平成27年度の現年課税分国保税調停額では一世帯あたり18万3,300円、一人あたり9万8,731円となっております。あと1点、標準的なところでの試算ですけれども、4人世帯で40歳以上2人、16歳未満2人、所得額200万円のモデル世帯で申し上げますと、現行の税率で

試算したところ、宇城市の現行税率40万1,500円となっております。

県から示された標準保険料率で計算いたしますと、介護納付金で平等割を賦課する3方式で39万2,700円、賦課しない2方式で41万8,700円という、そういった試算結果が出ているところでございます。

○8番（五嶋映司君） 国保の問題では、先ほど渡邊議員からもいろいろ質問がありまして、医療費の問題その他もありましたが、私は今の国保の状況がどういう状況で、これが移行のときにどういうことを考えなくてはいけないかということで、今の国保の状況を少し皆さんと知識を共有したいと思います。

まずは、今おっしゃったように、国保の世帯構成がどうなっているのか。ないしは医療費がどうなっている、国保税がどうなっているという問題を、質問項目が細かい点の2と3は入れ替えて、3と4を入れ替えてもってきます。2と4はほぼ一緒になるのかもしれませんが、一応議長の許可をもらってフリップを用意いたしましたので、宇城市の国保税の状況を示したいと思います。

まず、おっしゃったように宇城市の国保世帯の世帯構成は所得が200万円以下、いわゆるワーキングプアですね。ワーキングプアが80.7%、80.6いくつは切り上げてますから、80.7%です。

その次の300万円から400万円が黄色い8.8%です。500万円以上というのは4.7%ありますが、結局8割は貧困世帯の構成ということはまず理解をいただきたい。

それと、国保税はその中でどうなっているのかという問題であります。一人あたりの国保税です。県下に14市あります。45市町村ありますが、それは除いて市だけを比較しました。これでいきますと、一番右側が今年です。数字が入っているのが今年です。去年ないしは一昨年は宇城市はトップではなかったんですね。ところが、今年9万8,791円で宇城市は国保税トップにたちました。私が議員になる前も一時トップの時期がありました。議員になって、何とか安くしてほしいとやって、繰入れの制度をつくっていただいたりしたんですけども、なかなか、良くて順位から5番目か6番目ぐらいまでしかありませんでした。ただし、トップになったのはそれ以来初めてで、一番高くなっています。

これは、500万円以下で下の数字は切りましたから、グラフにしたらちょっと全体のあれしたときとは違いますけども見やすい状況で、傾向はそういう状況です。これでもう一つ見てほしいのは、国保税は右肩上がりに全部上がっていくのかというところでもないんです。

例えば合志市は平成25年はとても高かったのに、去年平成27年はかなり下げられています。玉名市もそうです。右肩上がりが続いているのは菊池市、人吉市と宇城

市と阿蘇市ぐらいで、これは行政が何らかの方法で一生懸命頑張ったというようなことになるのかなと思います。とにかく、宇城市は一番国保税が高くなっているというのがこの図です。

それでは、国保税を決めるときに一番重要になるのはその地域の医療費です。ですから、医療費を下げるために一生懸命皆さん努力されて、健康診断の診断率上げようとかいろいろやっています。じゃあその中で医療費はどうかというと、水俣市はうんと高いんです。これは水俣病の関係その他があって、水俣病のそういう関係があって、国保税は水俣市が一番安いんです。これはそういう理解をしていただきたい。

じゃあ、その他の荒尾市と人吉市まで比べてみますと、大体人口規模で荒尾市と宇城市はほぼ似た状況があります。この中でいくと宇城市の医療費は8番目ですから、半分よりも安いほうです。人吉市はかなり安くなっています。ところが、医療費の伸び率はかなり大きくなっていますから、かなり国保税の運営には苦慮する。ですから、この医療費が反映されるのが国保税です。見ていただいたとおり、いえることは宇城市の国保税が一番高いんだけど、医療費はそんなでもないよと。じゃあ、どうしてそういうことが起こるんだろうかということになります。

先にもうフリップを用意しましたので、その分だけを説明したいと思いますけども、今説明があったとおり宇城市の国保税の状況はそんなです。じゃあ、国保税自体がどういう状況かといいますと、平均世帯の40歳で子どもが中学校以下です、2人、16歳だから高校生・中学生ぐらいの世帯の国保税が40万円前後、計算の仕方によるところが多少ありますが約40万円。ということは、所得の20%が国保税です。ということは、仮にこの方が国保税を何かの都合で払えなかったとすると、次の月にまとめて払おうとすると、非常に雑な計算かもしれませんが1月の収入の4割を国保税として払わなきゃいけない、そういう結果になる。だから、遅れたら大変と一生懸命お払いになっているから、95%の収納率です、宇城市は。そういう状況になっています。ということは、いつも言っているとおり、国保税払いたくても払えないという状況がたぶん御理解をいただけたらと思います。

それでは、今そういう状況の中で、他の市町村の国保運営がどうなっているのかという点での理解を求めたいと思いますが、それでこの国保運営については先ほどの渡邊議員の時にもいわゆる2025年問題で医療費がどんどん、どんどん伸びていくと。全国的にいくと、もう何兆円規模で増えてくるというような状況ですけども、それに対応する形で、今宇城市の状況もそういう形で増えていっていますけども、ですから国保運営には非常に皆さん苦労されています、各市町村ですね。他の市町村の国保運営をどういう具合に捉えておられるか、まず伺っておきたいと思

ます。どうも質問の流れで変わって申し訳ないですけども、一つよろしく願います。

○市民環境部長（松本秀幸君） 議員から国保の運営につきまして、いろいろ御説明いただいたところです。県内の14市のみならず、全国のいずれの自治体も国保運営には苦慮しているところでございます。

先ほどお話ししましたように、国保のほう、非正規職員の増加あるいは高齢者の増加等によって、なかなか歳入が見込めず、逆に医療費は増加しているというところで、現在は一般会計からの基準外繰入というのをほとんどの市で実施いたしております。基準外繰入を行っていない自治体においては、基金からの繰入れというところで、基金ないしは一般会計からの赤字繰入等で収支のバランスをとっているような状況でございます。

本市におきましても、平成25年度、平成26年度と基準外繰入れを2億円前後行っております。そういった状況下、合併後国保税率・税額の引上げ等が全然行われていなかったということで、平成27年度現状に合わせたところで税率の改正をお願いしたところです。税率改正時点でも、赤字部分を全て税として転化すると負担がかなり大きくなるということで、その時点では半分を基準外からの一般会計からの繰入れ、半分を市民の皆さんに負担いただくということで改正してきたところです。

結果として、先ほど渡邊議員のところでもお話ししましたが、国費の1,700億円投入等があって、平成27年度、平成28年度は予算化はしましたものの、実質繰入れはなかったという、そういったところでございます。

○8番（五嶋映司君） じゃあ、基準外繰入の問題もフリップを用意しましたのでちょっと見ていただきたいんですが、14市の国保税の基準外繰入の一覧です。4年間です、平均が4年間しかとっていません。これでいくと、基準外繰入を行った4年間、平均一人あたりです。宇土市は一人あたり1万9,000円、約2万円ですから4年間に一人あたり8万円の繰入れをしたということになります。

宇城市4,700円、まあ5,000円として、だから4年間に2万円ぐらい、5,000円とすると2万円ぐらいしたということです。あとは天草市とか上天草市、熊本市、山鹿市、いろいろやっています。全市平均ではほぼ1万円ぐらい、一人あたり国保税に一般会計からの繰入れをしたといわれています。

この繰入れについては執行部との打合せの段階で、繰入れをする基準が少し違うので、これは絶対的な繰入れにならないのかもしれませんが。例えば人件費があります、国保税を運営する、その人件費を宇城市は一般会計から出してるけど、普通のところは国保税から出してる。それに対して繰入れをするというような話で、それ

繰入れの計算になるとかという話がありますので、多少違うと思いますが傾向としては違わないし、金額としてもそんなに大差はないということを御理解いただきたい。

結局これを見ると、先ほど言った国保税のこれと連動するんです。国保税が右肩上がりに上がるところと、途中下がったりするところは繰入れでまかなったりしているというような状況です。ですから、私が言いたいのは、先ほど言った国保税払いたくても払えない状況で、これは国の制度が悪いんだというのは昔からいっています。しかし、それをそのまま地方自治体がみていいという問題ではありませんので、地方自治体はもう止むに止まれず一般会計からの繰入れをして国保税を抑えてやっています。

今の宇城市の国保税がトップになった最大の要因は何なのか。税率を変えました、それが要因なのか。それとも、こういうような部分があるのか。それ辺の御理解は執行部ではどういう御理解をお持ちになっているのか。

○市民環境部長（松本秀幸君） 今の五嶋議員のフリップで御説明いただきましたような内容で、国保税の3か年の推移とそのグラフを見れば分かるところですけれども、本市におきましても平成26年度までは14市の中でも上位の方に位置はしていましたが、トップではなかったという状況から判断しますと、平成27年度税率、税額改正を行ったことで現状としてはトップになったという、そういった認識であります。

なお、平成28年度は県内14市の中で、2市ほど改正もされているところもありますので、正確にうちが一番高いかどうかというのは、今後調査していきたいと思っております。

○8番（五嶋映司君） 税率改定が一つのそういう役割を果たした。それともう一つは、やむを得ない状況として地震の影響なんかも多少はあると思うんです。だから、余剰金がこれだけ出た。そういうことを予測しなかったために、そういう状況になったというのは不可抗力の問題ですからあえていろいろ申し上げたくはありませんが、その税率改定も実際は半分は税率改定であろう、半分は一般会計を入れてやろうというのに、こんなになってしまった。だから是非その辺は精査がもっと必要ではなかったのかということを思います。

それでは、今のこの国保のそういう状況で、宇城市の税率、今言った一番高い要因がどれが全てとは言わないにしても重なって出てきている。しかし、医療費は安い、そんなに高くないんだと。だから、その設定の仕方によっては宇城市の国保税は引き下げる可能性もあるんじゃないかという私的な見解を持っています。

それでは次の問題で、今国は、先ほど渡邊議員の時にも出てきましたが、平成2

7年から低所得者対策として、1,700億円の地方自治体に対する国保補助金、国保への援助金を出し始めました。これも渡邊議員が言ったように、全国では三千何百億円、4千億円近い金を一般会計から繰り入れているんです。それに1,700億円ぐらいいしか入れないわけですから、これでは足りないんですけども、国も国保運営が苦しいということを見計らって、それと同時に来年からの都道府県化への意向の問題も絡めてのこれだと思いますが、ただ、ここで国保税全国的に非常に高いものですから、この1,700億円を使って、国保税を切り下げたところはかなりある。これは大阪社保協の資料によりますと、大阪内でもそういうのがあって予算化に繰り入れてそういう状況を生み出したところがあります。この1,700億円の果たす役割その他については先ほど渡邊議員の中でも説明ありましたが、私はちょっとその辺の認識が違うんじゃないかという気がするんですけども、この国保税、低所得者対策だけでは宇城市は使いました。ところが、これによって1億5,000万円近く of 税収になっている。その使い道はどういうものがあつたのか。国はそれだけに限定しているのかどうか。その辺をちょっと伺っておきたい。

○市民環境部長（松本秀幸君） 公費1,700億円の投入の効果につきましては、先ほど渡邊議員のところでお答え申し上げたとおりでございます。

なお、保険者努力支援制度というのが平成30年度から、来年度から取り入れられるところですが、それにプラス1,700億円の大体半分ぐらいを充てるというようなことで情動的には流れてきております。その前倒し的に平成28年度も実施されて、いうなら収納率の相乗対策等々、本市県下でも上位の方に位置しておりますので、その後についてはこの保険者努力支援制度分として特別調整交付金で1億円強の交付金があつたところですので、こういった1,700億円あるいは来年度からの3,400億円、そういったところを有効に活用しながら税率の見極めというの今後検討していく必要があると思っております。

○8番（五嶋映司君） 私はこの1,700億円は、一応国は低所得者対策といつてますが、市町村によってはその使い道をかなり幅広く勘案できる部分があるんだろうと思うんですね。だから、ある意味では次の問題につながる問題ですけども、同じ一体的な問題ですから、じゃあ次の国保の都道府県化の問題と一緒にして質問していきたいと思いますが、まず、この1,700億円はそういう形で使う可能性があると同時に、これ1,700億円というと、大体全国1,741ぐらいですね、自治体数。だから、大体一つの自治体に1億円、大小ありますから、宇城市は1億5,000万円ぐらいというから、そのぐらいいかなという感じはしています。

それと同時に今度は今おっしゃった3,400億円、来年度からは3,400億円というお金が国保運営に投入されます。今おっしゃったように、トップランナー方

式のやつも入ります。例えば、おたくはこれだけがんばったから300億円だったか、枠が700億円ぐらいの枠があって、それを分けますというようにいわゆる特例交付金みたいなものになるのかという気がしますが、そういう形になります。じゃあ、この3,400億円というのは、広域化したときに市町村の国保運営にどう影響を与えるのか。これはまだ決まっていない部分はあるかもしれませんが、しかし3,400億円になると、今度は倍近く入ってくるんですね。だからそうすると、単純に今の説明でいくと3億円ぐらい入ってくると。3億円になると、これも非常にうがった考え方ですが、うちの国保世帯約1万世帯、九千いくつですね。1万8,000ぐらいですか、国保世帯数が、人員数が。そうすると、国保世帯1世帯あたり3万円ぐらい下げてもいいなというような、3万円ぐらいの効果のある金額になるような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○市民環境部長（松本秀幸君） 現在、基準外繰入、全国的に3,400億円程度といわれております。そのようなことから、国は一般会計からの赤字繰入をなくそうということで、それに相当する金額3,400億円の公費投入ということで、来年度から始められるところです。

低所得者対策分あるいは保険者努力支援制度分については、当然のことながら市町村国保に歳入として入ってまいりますので、その分は市町村の判断で保険料率、税率の改正引上げ、引下げ等の判断材料にはなるかと思っていますところ。

○8番（五嶋映司君） 都道府県化の問題と一緒に伺いたいと思いますけど、先ほどの渡邊議員の質問の中で、一体化になると僕が一番興味があるのが国保税がどうなるのかということが一番興味あります。市民の負担が増えるのか、増えないのかというのが一番興味がある部分ですから、そういうことで私どもは議員として働かなきゃいけないと思っているものですから。その答弁の中では今回の宇城市の国保財政からいくと黒字になっていると。今、市が出した標準保険料率で計算をすると、宇城市は大分安くなると、安くしてもいいような雰囲気、いわゆる納付額は今の保険料で集めたら、納付額がかなり残るといような説明でした。

ところが、今回の都道府県化の第一の目標は、事前に今もおっしゃったとおり、2025年問題で医療費がどんどん伸びていく。その医療費を適正化というお話がありましたが、適正化よりも要するに増えていくのをなるべく抑えたい。だから給付を抑えるのか、受診するのを抑えるのか。要するに、医療全体の質を少し抑えていきたいというニュアンスがこの基本的な目標だろうと思うんですね。そうすると、住民の皆さんはサービスが悪くなる。ところが、今回の移行は介護保険と一緒に、制度は、ほぼ。基金をつくって、基金から出すので「一般会計から入れちゃだめですよ」という。ところが、今回は一般会計から「入れちゃだめですよ」とはいつて

いない。なぜかという、あまりにも国保の差がひどすぎる、地域差が。そういう意味では、先ほど部長がおっしゃったように、当面は宇城市の国保税にはそんなに大きな影響はしてないかもしれない。これは介護保険が導入された時もそうでした。今回の介護保険の改悪といいますか、変更で要支援1・2が総合事業に変わった時もそうでした。変わらないよといっているけど、じゃあ実際にどうなっているのかとなると、今からの問題がいっぱい出てくる。そういう状況になる可能性はないのか。そういうことに備えてどういうことをするのかという課題もあるんですけども、そういう状況はないのかどうかということだけは、執行部の認識はどうなっているのかお伺いしたい。

○市民環境部長（松本秀幸君） 今まで国保税の宇城市の状況等についての御質問をいただき、お答えしてきたところですけども、県下でも上位トップの方に位置しているということはもう十分認識いたしております。本市の今の税額というのが、負担割合からすると、ある面限界に近づいているのかなという、そういった気はいたしております。

そういった状況で、税率の改正、引下げ等につきましても検討を加えていく必要があるところですけども、今年度決算で3億円強の決算剰余金がでるような状況にありますので、この辺のところ、税率の見直しを介護同様3年に一度は適正な税率か、引き上げるべきか、引き下げることが可能かどうか、そういったのを制度化して、その時期の状況に応じた税率というのを今後図っていきたいと思っております。

併せて、今基金がもう枯渇しておりますので、こういった剰余金等は市独自の基金に積み立てておいて、可能な限り税率を上げなくて済むような、下げられるような、そういった体制を今後構築していければと思っております。

○8番（五嶋映司君） ちょっと質問が飛んだりして、本当に部長には御迷惑掛けましたけども、大変難しい問題です。しかし、やっぱり国保税、先ほど言ったように、平均世帯で200万円しか所得ないのに、年間40万円というのは、やっぱり国保税が余りにも高いと。

例えば、ある程度富裕な世帯でも最高額が80万円近くになってしまうと、これは大変な金額になってしまいます、年間ですね。是非、これは広域化された中でも独自のやっぱり先ほど答弁の中にもありましたけども、広域化されても結果的にはその地域の状況において、その時に密着した地方自治体はその地域の市民の健康には責任を持つわけですから、国保税の問題もそういうことで広域化されてもそういう問題は是非しっかり維持していただきたいと思っております。

そこで、最後に市長に伺いたいのは、今の状況がこういう状況があります。広域

化されていきます。そして、一般会計から繰入れはなるべくしなくていいように3,400億円入れるという話もなっています。しかし、それでも高い国保税があります。今までのこの見ていただいたとおり、宇城市の場合には最初は国保基金が大分ありました。それを使って何とかきました。しかし、もう限界になって基金がなくなって一般会計から繰入れをしましたが、やっぱりそれに対する国保税を何とか市民の負担を低くしようというようなことにはならなかった。また一番高くなってしまった状況ですけども、こういう状況、広域化になったときに、地方自治体はこの国保の問題を「じゃあ、県がやってくれるんだからそれでいいよ。」というお考えになるのか、それともやっぱり市民のことに关しては市民が責任をもって一定の部分繰入れを考えなきゃいけない状況があるのかどうか。その辺のことも含めて、総合的に感想でも結構ですから御答弁を頂きたい。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員御指摘のように、1位になりました。本当皆様方に御迷惑が掛かっているところだとは思いますが。しかしながら、私が就任しまして、全然余り行われていなかった税率を断腸の思いで上げさせていただいた、その硬直化の中での1位だったと。今後、これをもっと下げるために頑張らなければなりませんし、今年は1位かどうかまだ分かりませんが、その辺のところを今後引き下げられるものは引き続きその努力はしなければならない、重々理解できるところでございいます。

また、200万円以下の方々にとっての税率の深刻さは、これは我々もしっかり受け止める必要があろうと考えております。

それと、広域化については、私は歓迎しているところでございます。県全体で最後は責任を持ってもらおうと、そのときに我々宇城市の責任は当然あります。やっぱりそれなりの自助努力を国はさせるでしょうし、その努力をすることによって、宇城市の税率を下げるというのはこれは当然のことですので、努力のしがいも残っているということかと思えます。

しかしながら、そのもう1点、私県議をさせていただく中、宇城圏域は医療体制は恵まれているほうでございます。いつもいいですが、ヘリコプターその他の利用の頻度が一番高いのはこの宇城圏域でございます。天草、人吉、球磨、阿蘇よりもやっぱり近い分、30分程度が1番です。そのように、医療が恵まれている分、多少高くなる場所もあるかと思えます。それをもって、全体的なことを見ながら今後宇城市の努力すべきところはきちんと努力しながら、県の広域化に向けてその基準額も出てくるでしょうし、それをより少なくするための努力を今後努めてまいります。

○8番（五嶋映司君） 大変ですね。僕も大変だと思いますけども、是非今おっしゃっ

たようにやっぱり地方に密着した地方自治体です。広域化は具体的に動き出すわけですから、私はあんまり好ましくはないと思ながらもこの広域化はやむを得ない。ですから、その中で地方自治体ができる役割はしっかり果たしていきたいとおっしゃる答弁には、大変ありがたく思います。是非、言葉だけじゃなくて御検討いただいて、道筋を見つけ出していただきたいと思います。

ただ、宇城市は条件としては非常に恵まれています。ところが医療費はそんなに高くないんですよね。だから、宇城市は恵まれているんだから高いのはというお考えは、ちょっと見直していただくというか、そうではないんだと、あんまり医療費はそんなに高くないんだということだけは御理解をいただきたい。そういう主張をしているのは御理解いただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。去年の4月の地震と、ちょうど今頃もうすぐかかりますけど、6月の大雨で大変な被害を受けました。震災の被害については皆さんずっと今までいろいろな質問があつてますけども、私は今回は農地の問題だけに絞って質問をしたいと思います。しかもそれも、私の身の回りの我田引水じゃありませんけど、我が家の周りのものを、一番分かりやすいのでそのことで質問しながら全体的な展望をどうするのかということも伺っていきたいと思います。

まずは、当尾台地はかなりの被害が出ています。被害状況をどういう具合に把握されているのか。概略、御説明をいただければと思います。

○経済部長（吉田裕次君） 当尾台地のエリアにおける平成28年度の農業用施設等の災害関連事業費は、補助対象事業で農地復旧2件の約260万円、単独災害復旧事業は該当がありませんでした。

市単独の8割補助「農業基盤災害復旧補助金交付事業」として、水路施設等の復旧が3件で約48万円、県が実施しております熊本地震復興基金による「農家の自力復旧支援事業」が、4件で160万円という状況でございます。

そのほかに、受益者負担金が発生しない機械借上げを活用し、農業用施設の土砂除去を、7件完了しております。

その後、平成29年度は、5月末時点で、新たに当尾台地エリアの農業用施設等の災害報告が8件上がっております。そのうち4件については「農業基盤災害復旧補助金交付事業」で対応しております。1件は既に完了し、3件は現在施工中でございます。残り4件につきましては、崩れた土砂等が農業用施設をふさいでいるとの報告を受け、市単独費の機械借上げを活用し、土砂撤去を完了しております。

○8番（五嶋映司君） 大体この地域は、畑地が中心ですけども、120町ぐらいあるんですね。今私が言っているところは大体60町か70町程度の部分のエリアのことをいっています。そこでの被害がおっしゃったようにいわゆる激甚その他の国の

補助金でできるのは2件しかなかったと、その金額が250万円だったと。あとは、要するに市が独自にできるやつ、水路をふさいだり何とかという、いわゆる補助対象の基準に入るやつがあったというような報告でした。

私が実は災害のあとすぐやればよかったんですけども、私の手落ちでした。区長がいろいろ見られたのでいいだろうと見なかったんですが、今年になって指摘を受けて見て回りました。そしたら、かなり大きな被害が、大きさよりも数が多いというのを思いました。今おっしゃったような件数ではなくて、例えば荒れ農地の耕作放棄地の一部が崩れている。そういうものがありました。それと同時にもう1年ぐらい経っていますから、被害がその後広がっているんですね。市が調査された時は40万円未満とみたものが、今40万円以上になっているような可能性のところも大分ある。そういうところの把握はできているかどうか。その辺をちょっと伺いたい。

○**経済部長（吉田裕次君）** 農地災害は基本的に申請事業でございますので、40万円未満の場合は市単独になるか、ならないかは一応現地を確認してやっております。宇城市全体でも40万円未満というのは把握はしているんですが、土木と違いました負担金が発生します。そういうこともありまして、40万円未満の農地をお持ちの方は申請をしないというのがほとんどです。

あとは、単独災害もあるんですが、単独災害につきましても10%の負担金をいただきます。通常の災害は震災災害ということで、3戸以上とかいろいろ条件がございます。五嶋議員がおっしゃる40万円未満の荒れ地関係、そういうところはほとんどもうそのまま手付かずの状態でございます。

○**8番（五嶋映司君）** 実は、災害があったあとに私の勘違いがあつて、こんな大きな災害で激甚まで受けて、災害だから新しい制度があるんだろうと思っていました。ところがそれがなくて、今回初めて基金で40万円以下でも最高20万円ですから、40万円以下でも農地については基金事業でできるよという話が出てきました。だから、出てきたんですけども、みんな半分ぐらいは出してくれるんだろうと農家は思っているのが非常に多かった。残念ながら、私も理解不足でしたけども、現実的に今おっしゃったように40万円未満とか、市が申告制度であつて、調査もしないし把握もしないと補助金対象にもならないわけですからね、というような状況なのは、やっぱり今後いろいろ検討していく必要があるんじゃないかということをも指摘しておいて、この問題を見た中で感じたことで、次の問題に移ります。

この当尾台地は昭和54年から平成5年に掛けて、約15年ぐらい掛けて基盤整備が行われました。総面積176町、6反ぐらいあります。そのうちの畑地農地と分かれています。全部で173町で畑地が83町あります。これは農家の自己負

担が田んぼが23万円から28万円、畑地が16万円から20万円。その当時、自己負担でやりました。計算してみますと、農家の負担額が全部で3億7,300万円ぐらいあります、田んぼ、畑あわせて。これだけの金を掛けて基盤整備しました。ところが、田んぼは多少利用されていますから、この分は抜きにして、畑はほとんど利用されていない。利用されている部分もありますけども換金作物で完全にもうかっているような営業をやっているのは見受けられない。よく植わっているのを見ると、誰かに貸してキャベツが植わったり、何が植わったりしてますけども、今はキャベツとか、今年はニンニクが植わっておりました。ネギが植わったり、いろいろしますけども、ほとんどが農地を貸して誰かが作っている状況です。宇城市全体見てもこれだけの畑地の基盤整備した優良な農地はないような気がします。

はたして、じゃあこの農地の有効利用をどう考えているのか。これの支払いが終わったのは平成26年なんです。まだ二、三年前にやっと負担金の支払いが終わった。そして、本当は昭和54年に始まった頃は基盤整備が終わったら豊かな農業の夢があったはず。ところが、それは全部ポシャっちゃった。じゃあ、はたしてこの農地はどのくらいの潜在能力があるのか。宇城市の基幹産業が農業ならば、この農地をどういかにするか。その辺のことは考えていないのか。その辺のことも含めて、ちょっとズラっといきましたけども、御答弁をいただければありがたいと思います。

○**経済部長（吉田裕次君）** まず、利用状況の改善策ということですが、当尾台地においては後継者不足等の関係もあり、作付されていない畑も多く見られ、有効に利用されていないために農家の収益が上がっていないのが現状かと思われま

す。当地に何の作物が有効なのか検討する必要がありますが、仮に当尾台地全体の畑の面積、約83㌔にキャベツが栽培されると仮定しますと、潜在的な生産額は、熊本県農業経営指標の数値から農業総収入で3億2,100万2,500円、反あたりが38万6,750円となっています。

農業所得では、9,289万6,090円、これは反あたり11万1,923円となっております。キャベツは年に2回収穫が可能ですので、単純に年2回収穫された場合はその金額の倍になります。キャベツだけでなく、もっと収益性の高い作物であれば更に生産額も増加すると考えられます。

しかしながら、これらには労働力との兼ね合いもございますので、取り組む場合には一つの要因として研究していく必要があるかと考えます。

○**8番（五嶋映司君）** 今おっしゃるように、潜在能力は結構ある。ただ、今言ったように言われた数字がそのままはいかないと思います。そんなにもうからないと思うけど、その3億円ぐらいの売上はできるんじゃないかと計算はできる。そういう状況にあるのは事実だと思うんです。

ですから、ここで僕は提案です。今、大規模国営の干拓事業が始まります。今、担当課もできました。そこで一番課題になるのは、どういう作物をどう作るのかというのが一番課題になっているといわれています。ところが、今までやった当尾農地はそんなことほっぽりっぱなしになっています。終わったところも含めて、どういう農業をどう展開するのか、宇城市の中にはそういうものが議論できる行政の機構はありません。是非、行政の機構、例えばどこかでプロジェクトをつくるとか何とかというのは、そういう農業系の考えるプロジェクトないしはそういう機構を是非考えていただきたい。次の機会にこのことはまた質問しながら、具体的にはやっていきたいと思います。

ちょっと話は飛んでしまって、部長には申し訳なかったですけども、とにかくこのことに関しては宇城市の施策はそういう意味では何にもないんだというのが残念だ、そんな気がしてしょうがないんですよ。是非考えていただきたい。

最後になりますが、今教育問題でちょっといろいろ僕が話を聞きます。私どもは知らないことがいろいろあったりして、子どもの貧困対策については先ほど教育長も教育部長も答えられた。就学援助金の事前受給は考えるとおっしゃっている。だから是非、もう7月からやらないと間に合わないそうですから、是非具体化していただきたいということをお願いして、今、各小中学校で、これは仙台の事件がありました。これでいじめの問題がかなり多くまた出てきている。宇城市の中で、ちょっとこのところあまりそういう問題が出てこなくて、各小中学校いじめの問題、学校運営の問題、その他に関しては問題がないのかどうか、御報告をいただきたい。

○教育部長（緒方昭二君） 市内全小中学校における総件数では、平成25年度いじめが8件、不登校が33人、平成26年度いじめが41件、不登校36人、平成27年度いじめが64件、不登校40人、そして平成28年度はいじめが105件、不登校が46人と、年々増加傾向となっております。

平成25年度から平成26年度にいじめ件数が増えているのは、いじめ防止対策推進法が平成25年6月に制定され、いじめに対する定義が見直され、児童生徒がいじめを受けたと感じた案件も件数として計上しているため増加しているものがございます。その後の件数増加も、学校側の認識が深くなり、疑わしいものを含めて計上されているという状況でございます。以上が市の現状でございます。

○8番（五嶋映司君） 私どもも市民の皆さんから、「こういうことがあるのが、おまへたちは知っているか。」とよく聞かれるんです。ところが、なかなかそういう状況は僕らも知り得ない部分がある。当然守秘義務の問題もありますから、個人的な名前の問題なんか当然出せないから知らない部分があると思いますが、どうも中学校においてもかなり大きな問題がありそうだと、松橋中学校においても。ですから、

この辺のことを解決するために私たち議員が介入するという問題ではありません。

是非、逐次報告できる問題は報告していただいて、僕らが市民に説明できるような状況をつくっていただきたいということをお願いして、時間になりましたので私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後2時11分

第 3 号

6月16日 (金)

平成29年第2回宇城市議会定例会（第3号）

平成29年6月16日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 高橋佳大君	2番 高本敬義君
3番 大村悟君	4番 星田正弘君
5番 福永貴充君	6番 溝見友一君
7番 園田幸雄君	8番 五嶋映司君
9番 福田良二君	10番 河野正明君
11番 渡邊裕生君	12番 大嶋秀敏君
13番 尾崎治彦君	14番 河野一郎君
15番 長谷誠一君	16番 永木伸一君
17番 入江学君	18番 豊田紀代美君
19番 堀川三郎君	20番 中山弘幸君
21番 石川洋一君	22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 本間健郎君
企画部長 岩清水伸二君	市民環境部長 松本秀幸君
健康福祉部長 清成晃正君	経済部長 吉田裕次君
土木部長 成田正博君	教育部長 緒方昭二君

会計管理者	戸田博俊君	総務部次長	成松英隆君
企画部次長	木下堅君	市民環境部次長	上原久幸君
健康福祉部次長	那須聡英君	経済部次長	中村誠一君
土木部次長	坂園昭年君	教育部次長	蛇島浩治君
三角支所長	内田公彦君	不知火支所長	辛川広倫君
小川支所長	園田敏行君	豊野支所長	木村隆之君
市民病院事務長	吉澤和弘君	農業委員会 農事務局 局長	重田公介君
監査委員事務局長	中村久美子君	財政課長	天川竜治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2番、高本敬義君の発言を許します。

○2番（高本敬義君） うき未来21の高本です。ただいまから、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。執行部の方々、よろしくお願いいたします。

今回は大きく3点通告しておりました。1点目は人事管理、特に非常勤職員の任用についてお伺いしたいと思います。2点目は今回本議会に予算計上してあります窓口業務の民間委託について、3点目は昨日も渡邊議員、五嶋議員の質問にもありましたが、国保の県単位化についてということで、大きくこの3点について質問をしていきたいと思っています。

守田市政2期目、約4か月経ちましたけども、また新年度が始まって3か月ということで、新しくこの市役所に入られた職員の方々も少しは職場に慣れてきた頃ではないかなと思っています。

そしてまた、震災の復旧・復興、まだまだ一般質問等にもありますように、課題はたくさんあるようです。また、一方では国営の補助整備事業など、また大型事業も控えております。そういった状況の中で今年度、新年度にあたって、一部機構の見直しとか、職員の配置換え等も若干行われているようであります。いつも質問、気がかりになるところであります。特にこの震災後の職員の方々の大変さを思えば、健康で体調管理等々大丈夫なのかなと、時間外勤務などはどうだろうな、大丈夫だろうかなと、そういったところに気がいくところであります。今申しましたようなところも若干関係する部分もありますが、早速質問に入っていきたいと思えます。

まず、最初に新年度にあたって、守田市政2期目のいろんな諸課題もありましたし、新年度ということでの対応等もあろうかと思いますが、そういった行政の諸課題に対応すべく今年度の職場の人員体制の現状についてお尋ねをしたいと思えます。

○総務部長（本間健郎君） 今年度の人員体制ということで、退職者数、採用者数、全体の職員数、また定員管理の数などについて御説明申し上げたいと思えます。

昨年の退職者数は17人でございます。今年度の採用者数が13人です。この13人の中には教育主導主事の2人の方も含んでおります。ほかに昨年の年度途中で

看護師2人を採用しておりますので、17人の減に対しまして、15人の増ということで昨年の4月1日の職員数より本年度4月1日の職員数は2人少なくなって、510人といたしております。

定員管理の方針につきましては、以前答弁させていただきましたとおりでございますが、現在第2次定員管理計画に従い、計画を進めているところでございます。この計画の中では、平成29年度の4月1日現在では513人ということになっておりまして、ちょっと3人ほど現状は少ないという状況になっています。業務量と財政規模や、財政状況など類似団体等と比較し、将来を見据え、また職員の健康状態も勘案しながら適切に管理を行ってまいりたいと考えております。

○2番（高本敬義君） 先だって、私の後輩であります、職場の若い青年が病気で亡くなられたという、直接的にその職場がどうのこうのということではありませんけれども、そういったところも思えば、働きやすい職場づくりということで、業務量と人員配置に隔たりとかかい離がないような、そういうところに心がけていってほしいなと思っています。

先ほども申しましたけれども、特に震災後の復旧支援、こういう業務に特に取り組む職場の職員、働くものにとっては先だって熊日にも公務の職場の職員の方々も、労働安全衛生とか、そういった面では厳しい状況にあるという報道もなされておりましたので、総務部としては全体的な労務管理の面でも十分なる対応をお願いしておきたいと思っております。

若干再質問ということで、今、答弁していただいた内容に関連するところでありますが、今部長から話されました以前の一般質問の折に、定員管理の方針、市としての方向性ということで、人員管理とか退職者補充について当面指定管理とか、民営化などによって職場がなくなる場合を除いては、退職者相当数を補充していく、そういう方針を当面もっているというのが当時の総務部長の答弁であったかと思っております。第2次の定員管理計画の下に、そのように進められていくと理解してよろしいでしょうか。

もう1点は新規採用について、この公報の4月号に例年ですと6月号とか7月号に新規採用の募集が載っていたのが、大学卒業を対象にした募集が4月に載っていて、「試験がありますよ」というお知らせだったのですが、一般的な大学生の就職活動とか、そういったところとの時期的な整合性から今回から始められたのかなと思っていますが、そうでしょうか。

それと、この大卒のところに社会人2人含めて16人ほどの募集があったかと思っておりますけれども、早期退職はこれからまた調査されるのでしょうか、定年退職の数が大まかに分かれば教えていただければと思っております。その3点、よろしいでしょ

うか。分からなかった点があれば、また後ほどでも結構です。

○議長（入江 学君） 総務部長、分かる程度で。

○総務部長（本間健郎君） 前回、定員管理の方針ということで、退職者補充についてはそういった民間委託とか、業務の中でそのように考えていくというような答弁がなされたと思います。

第2次定員管理の基本方針といたしましては、基本ベースとしては交付税の一本算定に向けたところを考えながら、しかしながら行政サービスを維持する必要性から、必要な人材は確保していこうと。ただし、人口減少を踏まえた職員数の計画的な抑制は必要であろうということです。

それとまた、国や県から権限移譲や合理化によりまして、行政需要の変化が生じた場合は必要に応じて計画を見直していきたいと考えております。それと、新規採用の計画ですけれども、退職者につきましては定年退職者と別に早期退職者が出る場合もございますので、その辺はローリング方式で新規採用の計画は見直していきたいと考えております。

本年度新規採用の募集を6月に行いましたのは、先によその試験を受けてしまうというような状況が見受けられましたので、それと同時期に早めの採用を行いたいというところで、6月の実施となっております。

来年度の退職者は17人ということでございます。

○2番（高本敬義君） 来年も結構退職者が多い年になるかなと思いますので、今言われたような定員管理の方針はあるかと思いますが、行政サービスをきちんと提供していくという基本的なスタンスを忘れないように職員の確保もお願いしたいと思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思います。小さな（2）今年度の機構改革、職員配置変更等についてということですが、先ほど話しましたように、若干新年度にあたって見直しが行われているようでありますので、主な部署と特徴的な理由というか、目的あたりが御説明できればお願いしたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） 今回、様々な事務事業に対応するため、現実といいますか、政策方針に見合った組織体制に見直しを行ったところでございます。また、職員の能力向上に向けて人事交流等を行いました。主なものについて申し上げます。

まず、課の新設についてですが、政策実現に向けてスピーディーな事業推進を行うため、行政改革課を廃止いたしまして、新たに市長政策室を設置しました。併せて秘書係を総務課から市長政策室に移管しております。

次に、観光部門の一元化のため地域振興課を廃止し、新たに企画部まちづくり観光課を設置し、関連部署も合わせまして再編しております。それに伴い、雇用対策、

商工関係部門の一元化のため、商工観光課を商工振興課といたしました。

また、宇城市の大型プロジェクトである国営事業補助整備事業が平成29年度から本格化するため、農林水産課、農林水産係との兼務を解き、新たな課として設置しております。係についても実情に応じまして統廃合しているところでございます。

次に、人事交流についてですが、熊本県から人事交流として派遣されていた総務部長が県に帰任され、新たに企画部企画課に課長として2年の任期で1の方が派遣されている状況です。

逆に、宇城市から熊本県に人事交流で長寿社会局社会福祉課に派遣しました1人は帰任し、新たに高齢者支援課に2年の任期で1人派遣し、人事交流を行っております。また、熊本県教育委員から指導主事として赴任されていた方が1人帰任され、ますます多様化いたします学校現場に速やかに対応できるよう、今回2の方が指導主事として赴任されました。

そのほか、熊本県市長会東京事務所に輪番のため1人の新規派遣を行っております。さらに、従来は保健師と専門性の高い職種については、他の部署への異動はありませんでしたが、平成27年度から関連する部署への異動を行うことといたしました。

今年度は、保健師と栄養士を国保年金係へ、また、保健師を社会福祉協議会との間で人事交流を行っております。これは幅広い知識を習得してもらい、将来的に管理職への登用も考えてのこととございます。今後も事務事業の変化に応じて随時対応していきたいと考えております。

○2番（高本敬義君） 新年度の職員の配置一覧も見せてもらっているんですが、今お話があったところで少し気づいたのは、商工振興課は企業誘致、雇用もそこに置いてあるんですか。それはそれで判断して決められたんでしょうから、どうこうというのはないんですが、合併後企業誘致という部署が非常に企画にいたり、経済にきたりというような気がするんですけども、そういうところ、定まらないような印象をもっていますけども、それはそれで希望的意見です。きちんとスタンスを定めて地方創生の一貫にもうたってありますので、精一杯頑張りたいと思います。

それと、もう1点は少し関心のあるところですが、今最後の方で言われた専門職、保健師とか栄養士の交流というか、配置の件ですけども、保健福祉センターは元々そういう専門職を配置して、事務職と一緒に事業展開というのは従来から分かる話なんですけども、今回の人事交流の中で以前から配置してあったところも含めて考えると、地域包括センターは社協に保健師を配置されたということで、そこは地域包括センターの規定の既に持っている仕事の量なり、種類がありますのでそうい

うところに仕事されているわけですが、それと不知火支所の児童センターもそういう仕事に従来からあります。市民病院も当然、専門的なそういう栄養士の仕事があるということで、ある程度明確に業務の内容がされていると思いますが、平成27年から配置された高齢介護と、今回の国保の保健師と栄養士、担当部署は総務との協議の中でそういう人事を判断されたのでしょうから、ある程度どういう動きを、どういう業務の分担をとすることは、内々決めてかかっておられるかと思いますが、傍から見て、どうされているのかなというのが少しお聞きしたいということです。

とりわけ、昨日の先ほども言いました国保の運営が変わるという時期に、お二人の議員も言われたように、医療との関連とか、介護地域包括ケアシステム等々との関連でいくと、その国保のところに配置をする、専門職を配置するという意味合いは少しは分かるつもりですが、そういうところも含めての配置なのかというのを改めて目的・趣旨等を説明していただければと。現在、実際どういう仕事をされているか、それも少しお聞かせいただきたいと思います。

それと関連して、先ほどの今度6月の試験の部分で、保健師2人の募集が載っていたかと思うんです。そこは、基本的には増員をして保健師の力をいかそうという発想なのか、退職されるところで補充なのか、そこも合わせてお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） 今回の保健師の人事交流といいますか、他の部署への異動の件ですけれども、平成6年に「地域保健対策の推進に関する基本方針」というのが、平成24年の7月に大幅改正されております。

それと合わせて、平成15年10月に「地域における保健師の保健活動について」ということで、それが平成25年4月に見直されております。これによりますと、自治体に所属する保健師において、保健、医療、福祉、介護等に関する最新の専門的な知識及び技術、連携調整に係る能力、それと行政運営や評価に関する養成をすることは、自治体の保健福祉施策の推進において重要であるということが示されて、自治体では体系的な保健師の人材育成を図っていきなさいというようなことが記載してございます。

そんな中で、「どんなやり方があるの」というところで、保健師の専門的な知識・技術や、行政運営能力を向上するためには研修等に加え、ジョブローテーションによる方法が効果的というようなことも示されております。そんな中で、宇城市でもこういったジョブローテーションに取り組み、保健師の人材育成を行いながら、保健、医療、介護の連携強化として取り入れていきたいと、将来的には統括保健師と最近いわれていますけれども、そういった保健師の育成を行いながら管理職への登用も考えているというような状況でございます。

今度の6月の保健師2人につきましては、退職者補充になります。

○2番（高本敬義君） 今、総務部長からお答えいただいたんですが、市民環境部で国保の保健師と栄養士の実際の日々の活動状況あたり、何かコメントありませんか。

○市民環境部長（松本秀幸君） 国保の医療費の高騰ということで、昨日の一般質問にもお答えしたところですが、従来から保健師につきましては保健センターの方で、国保の被保険者も含めたところで重症化予防対策等々を実施してまいりました。

今回、4月から国保年金係に配置されたということで、国保に特化したところで、今後は保険者の努力支援というようなところで、国から調整交付金等まいりますので、保険事業を今まで以上に宇城市独自の施策を講じていくために、今は、4月以降は地域に出かけて被保険者の方々の実情把握等に努めているところです。

今後、今年度中を目標にどういった取組みが適切かというのを専門職、当然のことながら保健センターの保健師等にも協議・相談しながら方策をとっていきたいと考えております。

○2番（高本敬義君） 国保にその保健師、栄養士を置いたらという話は以前からあったわけですが、実際こういう人事になったわけですので、今、市民環境部長話されましたように精一杯お互い知恵を出して、特に来年からの国保の県単位化を思えばやっぱりその保健事業、健診の推進とか、その後の事後指導等にやっぱり集中的に取り組んでいくというのが当面の最大の課題かなと思いますので、是非頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。（3）臨時、非常勤職員の任用等についてということであります。

国会で、ちょうど共謀罪関連で荒れて混とんとしていた時期ではあったんですが、5月の中旬に地方公務員法及び地方自治法の一部改正というのが成立をしております。これは一昨年来、総務省で地方公務員の臨時・非常勤の任用について非常に曖昧な形でされている地方自治体が多いということでその実態調査をし、それを受けて任用のあり方に関する研究会というのが設置されましたけども、そこが昨年の平成28年12月末に報告書を出しました。それを基に、地方公務員法と地方自治法の一部改正が上程されて成立したということでもあります。

基本的には、全国に地方自治体臨時・非常勤約64、5万人いると推計されておりますが、その人たちの任用の体系が非常にバラツキがあるということで、関係法律を整備して、きちんとした任用の形をとってもらおうということでもあります。今は64万人ということで、後でまたやり取りの中で出てきますが、ここ宇城市も300人から400人ぐらいの臨時非常勤がおられるわけですが、そういう状況

の中で自治体の公共サービスを提供するというのでいけば、欠かすことのできな
い人材、存在になっているというのが実情であります。

しかし、逆にいうと任用の曖昧さ等も含めてですが、勤務条件もそんなにいいわ
けではありませんでして、俗に官製ワーキングプアといわれる状況でもあります。今
回の法の改正も後で少しお話にできますけども、完璧なものでありませんけども、
少し前進をしたということで、そのことについてこの質問でお互いの議論をし、よ
り改善ができていければと思います。

まずは本市における臨時・非常勤の実態をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（本間健郎君） 本市の臨時・非常勤の実態という御質問でございます。非
常勤の職員の任用につきましては、平成23年度に見直しを行い、要綱にしたがっ
て運用をまいっております。

しかしながら、昨年度保育士、司書補や看護師において、募集しても応募がない
などの事態が発生しております。そこで、特例として一部職種について任期の更新
を行い、業務に従事してもらっております。

ちょっと今、話が分からない人もいらっしゃるかと思いますけども、一応「要
綱に従い」というのは基本1年契約の3年更新まで、特殊なところでは1年契約の
6年更新までという部分で、終わりになった方の募集について応募をしても応募が
なかったのも、更に1年間更新したということでございます。

専門性の高い職種においては、先ほど申し上げましたように上限6年としており
ますけれども、今回につきましては、関係部署の要望を聞きながらちょっと見直し
しているところです。今後もその辺はちょっと今回要望がないという状況もあり
ますので、その辺の見直しを行っていきたいというような状況でございます。

また、先ほど若干地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律についてお
話されましたが、5月15日に交付されております。特別職の点で、基本的に曖昧
さがあるということで、うちでいえば相談員なんか特別職になっているわけなん
ですけども、その辺は勤務の体系上一般職じゃないかというような感じじゃない
だろうか。その辺を一般職に位置づけながら見直していただきたいというのが若
干あるところです。あとでたぶん詳しい質問があるかと思いますので、自治法の改
正についてはそれくらいにしておきます。

○2番（高本敬義君） 今、部長が答弁されましたように、今回、法律の一部改正はあ
りましたけども、その任用とどういう区分でというところの点でいくと、宇城市の
場合はそう今回の改正に間違っているところはないんじゃないかなとは受け止めて
おります。

ただ、今言われました今回少し問題にしたいと思っているのは、平成28年度末

に特に図書館の司書補とか、保育士も若干おられたのかかもしれませんが、3年とか6年、その職種は主には最長5回更新の6年という括りになっているかと思うんですが、その方々が「じゃあもう、いわゆる上限だから雇い止めになるのか」というところで、今部長がおっしゃられましたように、後の人材が見つからないということで、急々に特例という言葉が使われましたが、特例ということで任用をまた更新された方がいらっしゃるということであると、6年で打ち止めという運用規定だったのが結果的には7年になったと、実質ですね、ということだろうと思うんですが、その特例で更新したというそれを、どういう位置付けにされるのかなど。具体的には今回の法律の改正はあと3年後の平成32年に施行されるということで、それまでの間に国もいろいろ指示文書等々、マニュアル等々出してくるでしょうから、そこら辺りをにらみながら各地方自治体で決めていくという流れになっていくんでしょうけども、当面その今回の更新されたのをどういう位置付け、根拠にするかという、その判断を1回聞かせていただきたいと。

○総務部長（本間健郎君） 公務員上の非常勤職員については労基法にいう雇用止めといった5年とか、3年継続だったら長期契約にしなさいというようなものは適用されておられません。任期についても特段の法律的な取り決めはありません。ただ、原則的に1年間やりなさい、それと更新については相手方が自動継続でどんどん更新されていくような誤解を招かれないような運用を図ってくださいというようなところでございます。

本市において、3年とか6年とかという部分で運用上期限を区切っておりますけれども、基本的にそういった非常勤でも仕事してもいいよといった方の雇用の均等を図るために、原則的な期間を設けているところです。しかしながら、応募がない状況になりますと、市民の方に御迷惑を掛けるという状況が発生しますので、二、三度募集したにも関わらず応募がなかったところにつきましては、更に1年というようなところを今回認めているというような状況でございます。

○2番（高本敬義君） 実情は分かります。非常に苦慮しながらの人員確保だったんだろうなというのは分かりますが、たまたま今回、この法律改正で非常勤職員、特別職であろうが、臨時であろうが、一般の非常勤であろうが、基本1年間の任用で再任用はできるという法律改正に、基本的なところはそうなっていますので、そのように3年後きちんと運用を変えていかれることを基本的には私は望みます。望むところであって、今回平成28年度末にそういうことで延ばされたということであれば、それを何も突っくわけじゃなくて、いい方に解釈をして、上限の6年というのはそこでもう崩れたと、いい意味で。だから皆さん、今後來年の年度末になっていくわけですが、再任用したい方はどうぞ申し込んでください。ただそこで、皆さ

ん申し込みがあった方々を同じテーブルの上で評価をして運用判断をしますという、そういう流れになっていってほしいなというところを、今日の段階ではそういう要望をしておきたいと思います。

法の改正では、先ほど言いましたように3つのタイプの任用ではあるんですが、従来、これ昨年の12月のこの質問だったかと思うんですが、総務省からこの間出されている2014年だから4、5年前ですか、それともう1つ前の2009年にもこの臨時非常勤の任用についてというところが出てるんですが、そういったものを参考にしていかれると今回の法律の改正に大体合致する。そういうのをベースに、今回の改正はなされておりますので、是非参考にして、いい形での見直しを職員の方々に十分検討していただいて、また実際非常勤の方もおられるわけですので、何も蚊帳の外においてじゃなくて、一緒に入ってもらって、どういう任用の仕方がいいかというのは検討して作り上げていくという、そういうスタンスでいてほしいなというところですよ。

あと1点、あとで追加して臨時・非常勤の状況をもらいましたけども、現状で約313人の臨時・非常勤がおられるということで、このことについて現状、何かコメントありますか。

○総務部長（本間健郎君）　じゃあ、ちょっとお知らせしたいと思います。平成25年度が非常勤、臨時職も含みますけれども494人、うち臨時職が51人おりました。平成29年度、今が先ほど高本議員おっしゃられましたように313人、うち39人が臨時職員となっています。

大体、主な臨時職、非常勤につきましては保育士であったり、調理員、司書・司書補、教育指導員、認定調査員のような方々が非常勤として働いていただいております。大幅に減っているような感じがしますが、民営化等によりまして保育所関係の保育士や調理員の減少であったり、海技学院や老人ホームでの非常勤の皆さん方が減っておりますので、減っているという状況でございます。

○2番（高本敬義君）　臨時・非常勤も以前と比べると減ってはおります。合併当初、正規職員がざっと600人で、臨時・非常勤が400人ということでいくと、1,000人ほどの大所帯のこの宇城市の職員全体総数だったかと思いますが、現状でも冒頭に職員の数を510人ということで話されましたので、合わせて820人、正規職員510人に対して臨時・非常勤300人という構成でありますので、そのことはお互いやっぱり認識をしながら、任用、待遇改善等々職場の環境がよくなるような形を、今後も私たちもそうですが進めていければと思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思います。小さな（4）地方公務員法、地方自治法の改正については、今やり取りの中で出てきましたので、割愛をしたいと思

ます。

大きな2番、行政改革、(1)窓口業務の民間委託についてということでありま
す。今回、補正予算も出されております。まずその補正予算の見積もりというか、
どういう形を想定しての見積もりなのか、そこら辺りが分かればというところを1
点思います。

それと、確かに行革大綱等にうたってあるということで、そこに根拠付けをされ
ているのも分かりますが、この間、そのことで具体的な協議がその職場内だったり、
特に窓口の部署とだったり、そういうのがなされてきたのかなという心配もありま
すので、そこを含めてお願いしたいと思います。

○総務部長(本間健郎君) 予算については、一応1月から3か月間の引継ぎに関する
予算として、3か月分として780万円を計上しているところです。

あと、庁内の協議ということですが、窓口職員等々についての話し合いはして
おりませんが、部長会議、若しくは支所長、それと労組には御説明しながら、
本格的に今度説明会等を実施していきたいと考えております。

それと、背景等について若干説明させていただきます。そもそもは、行政改革の
中で窓口業務というのは当然入って、じわじわといえますか進めているところでご
ざいましたけれども、今回熊本地震におきまして結構マンパワーが削がれていると
いう状況の中で、早めにこちらを進めて、ちょっと余裕人員をつくりながら、他の
部署に人員を配置したいというのがそもそもの考えでございます。

概論的な背景を少し説明いたします。全国的に人口減少、高齢化の進行など、社
会構造の変化が進展いたしまして、地方自治体におきましては厳しい財政状況下で
あっても、質の高い公共サービスが引き続き効率的・効果的に提供されるための改
革が求められているということでございます。

本市では、平成17年度行政改革大綱を作成し、行政改革に取り組んでおりまし
て、平成27年度から平成31年度まで第3次行政改革大綱を策定いたしまして、
合併特例期間終了後の地方交付税の減少に対応していくため、行財政改革の推進に
努めているところでございます。

これまでの取組みといたしまして、市役所の組織再編、保育所等の民営化、指定
管理者制度の導入、公共施設の統廃合、職員定数管理、給与の適正化、市有地売却、
基金運用による自主財源の確保などに取り組んでまいりました。このような中、本
市におきましては第3次行政改革大綱に基づきまして、窓口業務の民営化を推進し
ていくこととしております。

対象とする業務の内容といたしましては、本所及び支所の戸籍業務、住民基本台
帳業務、税証明業務、福祉業務等のうち、民間が可能な業務であります。その中で

受付であったり、引渡し、端末の操作、交付決定等の判断材料の収集など事実上の行為、価値判断がない事実判断でできる行為または補助的な業務を想定しているというところがございます。

平成29年度においては既に4月1日からコンビニ交付が始まっています、戸籍業務、住民台帳業務等のうち、準備が整った業務を委託していきたいと考えております。

業務の形態といたしましては、請負により行われる事業を考えておりまして、今年度中に委託先を決定し、引継ぎ期間を設けまして、平成30年4月1日から本格的に施行したいと考えております。本市におきましては、権限移譲や地方創生といった財政上業務量が増大している中であって、昨年の熊本地震の発生で新たな災害対応業務などにより業務量が増大し、震災から復旧・復興に優先的にマンパワーを注がなければならない状況でございます。これらの業務への職員の配置転換が可能になってくるものと期待しているところがございます。

必要な職員規模を確保しながら、復旧・復興業務の加速化と市民サービスの向上も図るものでございます。

○2番（高本敬義君） いろんなところに、業務が膨大な量になりつつある。特にその震災対応ということで、人材不足というような、その確保という理由付けが話されましたけども、先ほどの補正予算でいくと、780万円で3か月分の引継ぎということではありますが、今の段階でどれくらい人員が確保できるかというのはまだ想定もできないですよ、できるんでしょうか。どこの部署をするという想定はもう既にあるんでしょうか。

○総務部長（本間健郎君） もう1個、委託事業の業務委託と別に、プロジェクト事業というところで、国の支援を受けてやる事業がございます。その中で様々な業務を分析しながら、委託できるところは委託、直営すべきところは直営というところで考えておりますので、全体的にどこの部署がどうなのかというところは想定は現在できていません。

ただし、先ほど申し上げましたように当面できるところは、現在もう実際コンビニ交付等で、自動で発行している業務については可能な部署だろうとは考えています。

○2番（高本敬義君） 補正を出される段階で、ある程度の想定ができていのかなど思いましたが、想定はできていて言えないのかどうか分かりませんが、この種の受託する業者というか、それは特殊なところですか。それとも、もう既に市の方に指名願いというか、そういうのが出されているんでしょうか、何社か。

○総務部長（本間健郎君） 特段、指名願い等は出されておられません。九州では結構共

立メンテナンスという会社がやられておりますけども、それなりに公募などしながら取り組んでいきたいと考えています。

○2番（高本敬義君）　じゃあ、もう3回いきましたので次、（2）の今少し答弁もされてきた中と重複する部分もあろうかと思いますが、本市の基本的な考え方を簡潔にお願いできたらと思います。

○総務部長（本間健郎君）　考え方ですけども、基本的には行革の大綱に基づいて推進しているということです。行政改革の必要性は、新たな行政課題や多様化・複雑化した市民ニーズへの的確な対応が求められ、限られた財源・人員で迅速で適切な対応ができる行政経営体制を構築する必要があるからでございます。

このようなことから、基本方針といたしまして、質の高い行政サービスの提供、安定した行財政運営、市民共同による連携を基本方針として取り組むものでございます。

あと、そういった中でこういった業務委託を進めていくわけなんですけども、今回の委託の考えの発端として、交付税の一本算定と合わせて交付税のトップランナー方式というのがございます。このトップランナー方式というのは、行政改革が進んでいる自治体に単位費用を合わせて交付税の需要額を算定するというような方式でございまして、いくつかの業務が現在算定されております。そういった部署については、業務改革が遅れているところは交付税が少なくなってきました、自分たちの実態の費用とかい離が発生するということで、宇城市といたしましてはその辺のかい離が発生しないような取組みをやっていきたいというようなところでございます。

そんなところで、権限移譲や地方創生といった財政需要が増大してくる中であっても、何回もいいますけども、熊本地震への対応というところをしっかりと受け止めになきゃならないということで、マンパワーを確保したい、減らしながらもマンパワーを確保したいというのが実情でございます。

限られた経営資源を活用しながら、そういったところを進めていきたいというようなところでございます。

○2番（高本敬義君）　一番根本のところはその人材確保という話で最後まとめられましたけども、途中にその交付税のトップランナー方式というお話がありました。

実際、この窓口の委託した場合に、単位費用というのはどれくらい下がるんでしょうか。

○総務部長（本間健郎君）　まだ窓口は、昨年情報では平成29年度から窓口業務についてはその対象になるというようなところですけども、最新の情報では平成29年度ベースの中で、窓口業務がトップランナー方式にはまだなっていないというよ

うなところで、実際単位費用の見直しという数字的なところは出ておりません。

○2番（高本敬義君） いつもその交付税の話が出てきますので、やっぱりトップランナー方式というのは国もそういう給を使って、地方自治体の業務を民営化させて、地方自治体の例えばこの宇城市の市という公共サービスを少しずつ崩していくというか、そういうやり方がやっぱり見えると思うんですよね。皆様方も職員、特に財政とか、それぞれの幹部職員されていると感じられると思います。だから、そういうところにあえてしなくてはいけないものではないかということをお願いしたいんです。

基本的に、私はこの窓口の民営化ということについては反対の意見です。よく、いろんな施設の廃止とか民営化とかいう話がありますが、例えばここの本庁でいろんな業務が想定されますけども、住民票を取りに来たり、税のところの証明を取りに来たり、相談されたり、福祉に来たりと、非常に個々人のプライバシーに関わる部署です。

そこに、先ほど請負という形での委託を考えているということでもありますから、業務としては同じ机は隣同士にあっても、もうそこではっきりと区別されていくんですよね、請負というのは。そういう中であって、やっぱり今窓口の職員の方々は日々大変でしょうけども、「御用はなんでしょうか。」と言いながら、相談から「じゃあ、この書類を書いて、交付しましょうか。」ということで書いてもらって、それを受け付けしてきちんとした書類を作成して交付する。年配だったり、若者だったり、新しくこの市に来られた方だったり、いろんな方がおられます。そういう方と接することで、行政の仕事を覚えていったり、この宇城市の行政はどうあるべきかと考えていくと思うんです。そういう一番先端のところを民営化するということは、非常におかしいです。この宇城市をなくしてしまいます。空洞化させます。私はそう思っています。

それと、もう既に御存じかもしれませんが、これも関係する地方自治法の改正の1項にあるんですけども、国も安倍政権もこういう業務を今はあんまり民営化が進んでいないからどんどん進めますと今いっています。毎年出される骨太方針の2015、1年か2年前でもう御存じのように、公的サービスの産業化というのを打ち出しているんです。そこから、こういう窓口業務をアウトソーシングしていこうということで、これ首相の言葉なんだろうけど、2020年までは今までのものを倍増させると言っているんですね。

それと、その中でこういう業務をじゃあ、誰がするかということで、地方独立行政法人を立ち上げて、市がそれを認可するとそこに受けさせることができますよと、この市役所の中に別の独立行政法人が業務をしていく。そういう状況が、この先あり得る国全体の自治体を取り巻く情勢になっていくと思います。そういうことにな

っていったら、もう取り返しがつかないようになっていくと私は思っています。

是非、そこら辺りもしっかり考えていただいて、今回、補正を出してありますのでどうするかまた委員会でも議論をさせていただこうと思います。

時間がそろそろきましたのでこれで終わりますが、真摯な御答弁、ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

6番、溝見友一君の発言を許します。

○6番（溝見友一君） 6番、うき幸友会の溝見友一です。議長のお許しを受けましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

昨年の4月熊本地震、そして6月の豪雨と、多くの宇城市民が被災しました。市民の方々の中には、まだ住む家が決まらない方もいらっしゃると思っています。この場をお借りしまして、全ての被災された方々にお見舞を申し上げます。

そして、宇城市も復旧・復興が始まったばかりです。これから、宇城市がよりよい町づくりのために、市民にとって何が必要か、何ができるかを議論し、進めていくことが重要だと考えます。

早速質問に入ります。1、定住対策について、皆さんも御存じのとおり、日本全国で人口減少が続いています。東京一極集中型で、東京の人口の推移が2000年1,206万人、2010年1,315万人、10年間で約10万人の増となっています。2020年まで増加する見込みとされています。九州では福岡県が九州の中で一極集中、福岡県の人口の推移を少し述べさせていただきます。2000年501万人、2010年507万人、2015年510万人で、15年間で約10万人ほど増加しています。

熊本県においては、2000年には約186万人、2015年には178万人、15年間で約8万人の減となっています。8万人の減という数字は、宇城市と宇土市の人口が減ったと考えられます。その中でも、熊本県では増加している市町村があります。合志市、大津町、菊陽町等が人口が増えていると聞いています。合志市の中を見ても、2000年で4万9,400人、2005年西合志と合併で5万1,200人、2015年で5万9,200人、10年間で約8,000人の増加、

2025年には約6万5,000人まで増加すると見込まれています。

理由として1975年辺りから、急激に人口が増加し始め、熊本市周辺という通勤・通学の利便性及び適度な住宅価格帯であることが考えられます。宇城市ももっといい条件だと私は思っています。しかし、「市内工業団地等の企業の進出の影響からか、現在も増加傾向が続いています」と合志市のホームページにありました。

宇城市を見てみると、合併当時2005年人口は約6万4,000人、今年の4月で6万人を下回っているとも聞いています。12年で約4,000人の減となっています。人口は確実に減少しています。そして、この熊本地震、地震後に人口の推移はどうなっていくのか。人口ビジョンは今後、宇城市の人口は何万人になるのか。市は人口減をどこで止めようと考えているのか。

(1) 熊本地震後も宇城市の人口が減少し続けている。本市の対策・考え方について質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） 熊本地震後の市の人口につきましては、地震直前の平成28年4月1日現在と本年の4月1日とを比較しましたところ、673人が減少しております。この数字は過去5年間の平均で、約400人減少しておりましたので、より減少が顕著となっております。

熊本地震後、1年が経過しましたがけれども、市では約2,900戸の家屋が全半壊し、みなし仮設を含め、今なお仮設住宅にお住まいの世帯も800戸に上ります。

現在、市におきましては、災害公営住宅の建設を始め、復旧・復興への取組みを進めているところでございますが、今後も居住地として宇城市を選んでいただきますよう早期の復旧・復興に向けた取組みを進めてまいります。

さて、昨年1月に策定いたしました宇城市人口ビジョンでは、市の人口減少の主な要因として少子高齢化の進展、それから周辺地域と中心地域の二極化、それから若年層の流出などが挙げられており、このままでは2060年の人口が約3万1,000人になると推計されております。

このため、市では宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若年層の流出抑制や少子化対策など多方面にわたる35の事業を展開しておりますが、昨年度は熊本地震の影響により、十分な取組みが進まなかった面もございます。まだ、熊本地震からの復旧・復興も道半ばではありますが、本年度から本格的な事業推進に取組み、2060年度までに推計値より1万人多い約4万1,000人を維持することを目標に、復旧・復興と合わせ総合的な取組みを進めてまいります。

○6番（溝見友一君） 今の答弁でこのまま進めば3万1,000人、頑張っても4万1,000人、寂しい数字です。厳しい数字だと思います。

先ほどの合志市と比べても、宇城市は決して劣ってはいません。JRも皆さんも

御存じのとおり5つの駅がありますし、何回も言われますインターも2つあります。そういった利便性を考えた時に、合志市として6万5,000人増えていっている、宇城市は3万1,000人に減っていっているというのは、もう少しやっぱり行政、市のほうの協力、努力、啓発活動が必要だと考えられます。

そして、私ももう一度宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に目を通してみました。基本的なところを少し読ませていただきます。

宇城市総合戦略では若年層の流出を抑制し、将来にわたって持続的に発展できるよう地域をつくるため良質な雇用をつくる、稼ぐ力を高めるという観点の下、以下のとおり基本目標を定めます。

基本目標1、地域の稼ぐ力を高め、良質な雇用を創出する。基本目標2、稼ぐ力を高める人の流れをつくるとともに、人のつながりを強化する。基本目標3、稼ぐ力を高めるため、都市核の競争力を強化するとともに、人口減少に合わせた地域のシステムを構築する。基本目標4、稼ぐ力を高めるための強力な地方創生推進体制の構築とありました。

確かに、熊本地震の影響で取組みが進まなかったことも、私も理解できます。宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成31年度までの5年間の計画と聞いています。現在取り組んでおられる35の事業の進捗状況を教えていただきたい。

○企画部長（岩清水伸二君） この総合戦略に掲げられました、先ほど答弁いたしました35事業ございます。既に取組みを始めている事業が18事業、現段階でまだ着手に至っていないものが17事業ございます。

総合戦略の策定期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としておりますけれども、1年目にまず総合戦略を策定いたしました。それから2年目から本格実施を予定しておりましたけれども、御存じのとおり熊本地震の影響により、住宅メーカーや教育機関などの連携ができなかった部分もございます。

なお、この総合戦略の策定期間は5年間としておりますけれども、平成32年度以降も引き続き2次、3次の計画を立てまして、人口減少対策に継続して取り組んでいきたいと思っております。

○6番（溝見友一君） 計画実施期間の平成27年から平成31年までと考えていましたが、引き続き計画を立てていくとあり、少し安心しています。復旧・復興と平行して進めていただきたい。

先ほど基本目標に、稼ぐ力を高める人の流れをつくるとともに、人のつながりを強化する、地元出身者をつなぐ大学生や地元出身者との連携強化、地元高校との連携強化、異業種交流推進、若手社員検討会、交流会等の開催とあります。実施されているのか、計画はあるのかを質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） 計画に掲げてあります地元出身者との連携、高校との連携といった課題についてと思います。

まず、地元出身者との連携についてでございますが、進学・就職を契機として宇城市とのつながりが途絶えている現状でございます。つながりを途切れさせないためには、若い世代の同郷ネットワークを構築し、地元出身者とのつながりを継続化していく必要があります。このネットワークの構築では、今年度地域主体の人口減少対策や、集落機能維持を目的としました集落版総合戦略の作成に取り組むこととしております。まずはその中で、地域と協力し、地元出身者の把握を行ってまいりたいと考えております。

次に、地元高校との連携についてでございます。現在、地元の企業や事業所と協力いたしまして、高校卒業予定者を対象としました合同企業説明会を開催しております。一方で、地域活性化や少子化対策の一貫として、松橋高校の生徒が取り組みました結婚式プロデュースというプロジェクトの応援の支援を行ってまいりました。こうした取組みは、地元高校生の入学者の増加や、地元への定着率の向上、また、高校の魅了と向上につながるものと考えておりまして、地元高校との更なる連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○6番（溝見友一君） 地元出身者、地元高校との連携強化に努めていただきたい。

ここで、一つ例を申し上げます。荒尾市では、地元高校3校ほどだと聞いてますが、そこと、地元高校特別枠ということで、市に採用されているというのが昨年新聞に載っていたと記憶しています。

それも少し、地域で就職を限定するのは駄目だという法律も確かにあります。これはでも、荒尾市の場合は高校を限定したとした考え方ということで、そこをクリアしているのかなと考えています。

昨日、インターネット等で調べたんですけども、何人枠とか、何人が採用されたというのも余りちょっと情報がなくて、この勉強をさせていただき、議会で表現させていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。地震から復興を図っている今だからこそ、宇城市に大きなビジョンを持ってまちづくりに取り組んでいただきたい。（2）今しかできないまちづくりがあると思うが、本市の考え方を質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） 熊本地震からの復旧・復興の取組みを進めていく上で、今後のまちづくりにおいては地震後に策定しました市の最上位計画でもあります第2次宇城市総合計画に基づき取組みを推進していくこととしております。

この総合計画では、復興する、育てる、住み続ける、持続する、選ばれる、活躍するまちづくりを基本目標としております。中でも、最優先に位置付けております

復興するまちづくりにおきましては、主に生活基盤、社会基盤、産業基盤の面において、早期の復旧・復興に向けたまちづくりを進めてまいります。

土地の有効活用による乱開発の抑制や、農地・緑地の保全、それから少子高齢化に対応するため、コンパクトなまちづくりの形成、また、移住者の受入れを可能にする産業基盤や都市機能の整備を図ることで、持続するまちづくりを進めてまいります。

その上で良質な雇用をつくるための稼ぐ力を高める取組みである地方創生による定住促進やまちづくりにつきましても、戦力的な移住、企業誘致の推進、空き店舗対策、金融機関や住宅メーカーとの連携強化など今後の復旧・復興と併せまして積極的に取り組んでまいります。

また、地域の防災拠点となる公共施設等においても、災害に強い安全、安心なまちづくりを進めていくため、今年度第2次総合計画の下、新たに宇城市復興まちづくり計画を策定しまして、スクラップアンドビルドの視点で、新たな防災拠点の整備も視野に入れながら、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

○6番（溝見友一君） 答弁でありました総合計画では、復興する、育てる、住み続ける、持続する、選ばれる、活躍するまちづくりを基本目標として、生活基盤、社会基盤、産業基盤の早期の復旧・復興に向けたまちづくりを進めていただきたい。

第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）2017年から2024年、いざ復興へ。市民生活を最優先する都市（まち）を目指してを、もう一度読み直してみました。

その中に、第6章「活躍する」まちづくりを目指して、（2）学生との連携強化、（3）地元高校との連携強化、これにも地元高校との連携強化とありました。先ほど宇城市まち・ひと・しごと総合戦略にもありました。宇城市にとっても、学生、地元高校の連携は不可欠だと分かります。

少し話は逸れますが、松橋町では図書がある商店街をつくろう会で平成27年から、街なか図書館濱まち・出町店を運営しています。濱まち店では、平成28年度来館者数1年間で延べ4,000人、図書貸出1,889冊、地元に必要な図書館になっています。そして、週に1度移動図書館も来ていただいています。本当に助かっています。しかし、ボランティアの数が少なくなっています。地震後は大変苦労されています。地元の高校生のボランティアとの連携を図っていただきたい。そして、地元の高校の入学者数も減っているとも聞いています。高校にとっても良いアピールの場になると考えられます。さらに、高校生に地元の良さ、町の人とも触れ合う良い機会になるのではないかと思います。答弁をお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 街なか図書館と地元の高校生との連携についてという御

質問でございます。今ありましたように、街なか図書館は本をもっと身近に感じてもらおうと、地元の有志の手により、ボランティアで運営されております。

先ほどの議員の御提案のとおり、こうした取組みに地元高校との連携協力体制が整えば、街なか図書館の活動枠をもっともっと幅広く地域に浸透し、将来にわたって継続的な活動につながるものと思います。

一方で、高校生にとってみましても、ボランティア活動等がこの貴重な社会体験となるなど、非常にお互いにとって有意義なものだと考えています。市としましても、是非そういった体制が整いますよう支援を行ってまいりたいと思います。

○6番（溝見友一君） 答弁を聞いて安心しました。是非、実現に向けて支援していただきたい。

次の質問に移ります。2、保育環境について、近年宇城市でも待機児童解消に向けて取り組まれています。認定こども園や、保育園の定員増や家庭保育などの新設で、3、4年で200人以上の定員増となっていると聞いています。このことは、市民に評価されています。

（1）国は2020年をめどに、待機児童ゼロを目指すと報道されているが、本市はどのように、更に対策を考えているのかを質問します。

○健康福祉部長（清成晃正君） ただいまの質問に対して、国の動向、その内容と宇城市の状況についてお答えいたします。

まず、国の動向でございますが、本年度平成29年度末に待機児童ゼロを目指して施策を行ってきましたけど、社会状況の変化、特に女性就業率の向上によりその達成が見込まれないということで、今回、新たなプラン、子育て安心プランについて平成29年5月31日に安倍首相が発表されたことを受け、厚生労働省より各都道府県を通じて6月2日付けで通知が届いております。

その内容を申し上げますと、子育て安心プランはまず平成30年から平成31年度の2年間で、待機児童を解消する予算等の確保、遅くとも平成32年度末で待機児童を確実に解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受皿整備等を進めていくものとされています。

具体的な支援策として、保育の受皿拡大などの6つのパッケージから構成されておりますが、詳細なメニューについては内容が固まっていない部分もあり、詳細が固まり次第情報提供されることとなっております。

その中で代表的なものとしましては、保育の受皿拡大を支える保育人材の確保があり、保育士等の処遇改善を踏まえたキャリアアップのための研修の体系化や、新たな保育所保育指針の施行などがあります。

本市では待機児童解消に向けた対策としまして、今溝見議員おっしゃいましたようにこれまで認可保育所の施設整備及び受入れ体制に属した利用定員の見直しを行っており、今年度の4月1日現在での待機児童はゼロという状況でございます。しかしながら、年度途中の入所までには対応できない状況であり、引き続いた対策が必要と考えております。

また、3月議会で答弁のとおり、入所希望が集中しています松橋地区の待機児童を解消するために、新たな保育園の開設に向け、施設の規模、地域等について協議を進めているところでございます。

○6番（溝見友一君） 平成29年度4月、今年度の4月に待機児童がゼロとあり、うれしく思います。しかし、毎年9月、10月になると待機児童が増えるという状況になっています。

松橋地区で新保育園等の新設とありました。更に詳細な説明が固まり次第情報を精査し、施設の規模、地域等について協議を進めていただきたい。1年をとおし、宇城市が待機児童ゼロになることを心から望みます。そうなることで、定住対策に大きく貢献できると考えられます。

しかし、支援となれば年月が掛かるとも考えられます。既存の保育園の増員は考えられないのか質問します。

○健康福祉部長（清成晃正君） 認可保育所等においては、利用定員に変更がある場合、子ども子育て支援法の規定により、県との協議が必要となっております。

本市では、毎年事業者に対して利用定員協議を実施しております。近年の状況では、平成27年の新しい制度改正に伴い、それまでの入所実態を踏まえて利用定員協議を行い、先ほど議員話されましたように、保育園130人、認定こども園66人、家庭的保育5人、総計201人の増員を行いました。

また、制度改正後の平成28年につきましても、保育園10人、認定こども園30人、総計40人の増員、平成29年度につきましても保育園10人の増員を行っており、待機児童解消のための対策となっているところでございます。

制度改正後の利用定員増の主な要因としましては、施設整備に伴うもの及び認定こども園の創設がでございます。なお、定員増について、国からの明確な判断基準はございませんが、大半の市町村では連続する過去2年間の利用人員の状況により、県との協議判断をしているところでございます。

また、利用定員により運営費補助単価に影響を与えることから、利用定員の増減につきましても慎重に協議を進めているところでございます。

○6番（溝見友一君） 答弁のとおり、平成27年度に201人の増、平成28年度に40人の増、平成29年度には10人の増ということがありました。3年で251

人の定員の増とよく分かりました。新園、既存の保育園の定員増を地域性とバランスを考えながら、慎重に迅速に進めていただきたい。

次の質問に移ります。3、教育環境について、本年度で宇城市内の小・中学校全てにエアコン設置が完了となると聞いています。学校教育の環境改善に伴い、夏休みを短縮し、秋休みを検討されているのかを質問します。

○教育長（平岡和徳君） ただいま溝見議員が御紹介のとおり、小学校、中学校におけるエアコンの設置につきましては、本年度中に市内全ての学校の普通教室に設置が完了する予定であります。エアコンの設置完了によりまして学校教育は、その環境は著しく改善されるものと思われま。

議員の御提案の教育環境の改善に伴い、夏休みを短縮し、秋休みを導入してはいいかがかということでございますけれども、御存じのとおり、小学校では英語科の導入がありまして、授業時数増加分の確保を現在検討しなければならない状況がございます。

また、毎年発生しておりますインフルエンザ等による休校など、授業不足への対応が必要となっているところです。各学校現場におきましても、こちらへの対応に對しまして、大変苦慮している状況にあるところです。

教育委員会といたしましては、今後も各学校の実態に応じた教育環境の整備を図りながら、児童生徒の学力の向上と、豊かな心を醸成しながら、家庭における子どもの育成も考慮した学校経営に努めてまいりたいと考えているところです。

○6番（溝見友一君） 実は平成26年6月定例議会で、2学期制の必要性、メリット・デメリットについてと、秋休みの導入について質問させていただきました。2学期制の必要性については、その時十分理解させていただきました。しかし、保護者に分かりやすく、誤解のないよう啓発活動に努めてくださいということをお伝えしていました。

その年の8月には、宇城市の2学期制についてのホームページで、分かりやすく説明文が記載されておりました。迅速な対応は評価されます。保護者からの戸惑いや、不満の声もあまり聞くことがなくなってきました。

秋休みのメリットを少し説明させていただきます。小学校4年、5年、6年、もちろん中学生、宇城市は部活が盛んです。クラブチームも盛んに行われています。特に土曜、日曜、祭日となれば、大会・練習試合など休みの日に家族で楽しむことが少なくなっています。

ある保護者の話で、「長男が小学校5年で部活に入って、皆で家族で旅行に行くことが少なくなった。中学校に入学してからは、ほとんど行けなくなった。決して部活やクラブ活動が悪いとは言っていない。むしろ必要だと考えている一人です。

秋休みがあれば、もちろん3学期制の学校は秋休みがありません。大会もなく、練習試合の相手も少なく、家族で楽しむ時間がとれます。」

ちなみに、大津町では2学期制で夏休みの2日間を秋休みに振り替えて、10月の体育の日を挟んで5日間とあります。荒尾市でも、秋休み10月7日から10月11日までとあります。5日間のうちの2日間は観光客が少なく、どこに行っても人が少なく、料金があまり高くない。家族のきずなを深めるいい時間がとれると考えられます。宇城市も2学期制を導入して5年間は秋休みがありました。是非復活させていただきたい。秋休みは定住対策で教育環境の充実のアピールになると考えます。答弁をお願いします。

○教育長（平岡和徳君） 本市でも以前は秋休みがございました。しかし、現時点では廃止している状況です。これは、以前導入していた頃に比べますと、学校教育を取り巻く環境というものが非常に変化をしております、先ほど申しました英語科の導入など、また、次期の学習指導要領の対応等、今後更に変化の大きなものがこちらのほうにくる予定です。

溝見議員の御提案の秋休みの導入につきましては、授業時数の確保であったり、先ほど話しました次期学習指導要領への対応、こういったものへの状況を慎重に見極めました上に、各学校や保護者などの関係者と十分な協議をすることによって、今後、前に進めていくところが必要であれば、内容を熟議していくところだと考えています。

○6番（溝見友一君） 日本全国の2学期制を導入されているところの秋休みの状況をしっかり調べていただいて、ほかのところができるなら宇城市もできるんじゃないかと考えられますので、是非復活を望みまして、次の質問に移らせていただきます。

（2）若者の流出を抑えるため、地元就職すれば奨学金の免除を考えてはどうかと質問いたします。

○教育長（平岡和徳君） 本市における奨学金の貸付けについて説明させていただきます。経済的な理由により、就学が困難であると認められ、かつ他の就学金の貸付措置を受けられない方に、無利子で行っているという状況です。

貸付内容につきましては、月額高等学校において2万円が10人、短期大学において2万5千円が10人、大学に置かれましては3万円、または5万円の選択額を20人としておりまして、在学する学校等の正規の就学月数分としております。

返還につきましては、学校を卒業した翌年から、高等学校では6年、大学などは8年と就学年数の2倍の期間で償還していただくこととなっております。なお、本市ではこの返還金が次の奨学金としての活用となっております。

議員御提案の給付型奨学金につきましては、全国的に奨学金返済が困難になって

いる問題を受けて、その検討が始まっているとの報道がなされています。議員が話されるところの本市が直面している人口減少に歯止めを掛けるため、地元で定住し、就職することで奨学金の返還を免除するとのことでありますけれども、本市の奨学金貸付内容は返還金を原資として運用をしている現状がありますので、その実現には新たな財源が必要になると考えております。

この件につきましては、今後他の自治体の動向や、本市の財政状況等を見据えながら研究をしていく必要があると考えております。

○6番（溝見友一君） 4、5年前に、小豆島に研修に行つてまいりました。その時はオリーブ産業を学びにいったのですが、その時職員の方から「小豆島では若者が少なくなって、働き手がいなくなってきました。そこで、町が考えた施策があります。」ということで紹介されておりました。そこを少し紹介いたします。

①奨学資金の貸付金額の増額、大学等月額5万円、前は3万円だったそうです。②返還金免除、要件の拡大、大学等を卒業後小豆島町に住所を有し、島内で貸付期間の2倍の期間就業した場合は返還を免除する。③所得制限の緩和、扶養家族が3人の場合736万円未満。拡充した目的、1、免除項目の追加により、大学等卒業生のUターンを促進し、小豆島で活躍してもらうことにより地域の活性化を図る。2、制度の大幅な拡充で進学意欲を高めることにより、生徒の学力向上を図る。3、奨学資金を大幅に増額することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。4、奨学資金を大幅に増額することにより、小豆島と都市部との経済格差の是正を図ると研修を受けてまいりました。

その時は、海に囲まれた島の町は大変だなと本当、そのぐらいの思いがありましたが、頭の隅っこにへばりついて、今思い出したところです。宇城市も今までは若者がたくさんいました。しかし、人口減少は今もなお進んでいます。働き手がない、若者がいなくなりつつあります。卒業後、貸付期間の数年、市に居住し、就職すれば返還を免除する制度が必要だと考えます。未来の宇城市のため、今の宇城市のために考えてほしい制度だと考え、もう1度質問します。

○教育長（平岡和徳君） 御紹介のとおり、一部の地域では学生の定住促進や、地元学校への進学促進を目的にした一定の条件を満たしたときに、貸付奨学金の全部または一部を免除する制度がございます。

また、一定額を給付する自治体なども出てきております。しかしながら、免除や給付を行う際には、そのための財源も考慮していかなければなりません。今後、若者の定住促進や地域創生の観点から、議員が話されたように他の自治体の取組みを深く研究しまして、教育委員会としましても準備してまいりたいと考えております。

○6番（溝見友一君） 答弁でもありましたように、もちろん財源は必要です。いろん

な定住対策にも財源が必要です。

小豆島の拡充した目的に、大学等卒業生のUターンを促進し、地元で活躍してもらうことにより地域の活性化を図るとありました。今実施しても遅くありません。是非、検討を望みまして次の質問に移ります。

(3) 小学校の部活動から社会体育への以降の進捗状況について質問します。

○**教育部長（緒方昭二君）** 社会体育移行につきましては、昨年市内小中学校の校長先生、保護者代表、スポーツ団体関係者等の委員18人で構成する宇城市社会体育移行検討委員会を設置し、3回の会議を行い、その会議では小学校運動部活動の社会体育移行の方針や、学童スポーツクラブの活動指針など策定し、移行に向けて協議を進めてまいりました。

また、全ての小学校において校内委員会が設置され、部活動の再編や指導者の確保に向けて、学校と保護者が一体となって取り組んでいるところでございます。中でも、指導者確保のためには地域を知る保護者の方々に積極的に取り組んでいただき、平成29年度中にはある程度の方向性を見い出せればと思っているところでございます。

今後も各学校から社会体育移行への説明などの要請があれば、教育部職員と社会体育移行のコーディネーターが出席して、社会体育移行への概要や市の方針、また県内の動向などの説明を行い、保護者の不安を払拭しながらスムーズな社会体育移行ができればと考えているところでございます。

○**6番（溝見友一君）** 実は、この部活動が社会体育に移行するという質問も、平成26年の6月定例議会に質問しました。その時の答弁がこちらにあるんですけども、ちょっと時間がなくなったので読もうと思っていたんですけども、割愛して進めます。

その時の答弁から変わったのが、宇城市では平成31年から社会体育に移行する、それと宇城市社会体育移行検討委員会が設立したということが、ここから進んだかなと思っているところですけども、情報があまりにも少なく、私もPTAの役員の一人です。心配している一人でもあります。具体的に移行の準備が進んでいるところがあれば事例を教えてください。

○**教育部長（緒方昭二君）** 教育委員会では、平成31年度に部活動をそのまま社会体育に移行する方向で準備を進めており、よって今まで通り、小学校の体育館やグラウンドを利用して活動できる方向で考えております。

指導者の確保におきましては、ある学校では宇城広域連合の消防署職員が指導者として協力できるという報告や、地域の方が外部指導者として教職員とともに活動を始めたという報告など聞いております。

県内では、宇土市や長洲町など移行しているところもございますが、ほとんどの市町村が平成31年度の移行に向けて準備を進めているところでございます。

○6番（溝見友一君） 分かりました。指導者が見つかったところもあり、今も外部指導者と職員がともに活動を始めたということを知り、少し安心しました。

しかし、平成31年度は宇城市全ての小学校がより良い移行がスタートできるよう努力を望みます。

すみません、あと一つ、確認のために器楽部はそのままですね。器楽部は一つのものだけでも何十万円と掛かると聞いていますので、確認をお願いします。

○教育部長（緒方昭二君） 今回の移行につきましては、運動部活動のみ社会体育移行となりますので、器楽部については現在のとおり、学校管理下による部活動となります。

○6番（溝見友一君） 安心しました。ちょっと保護者のうわさの中では、器楽部も何か移行するよというちょっと話がありましたので、ここで確認できたことは幸いです。

最後の質問に移ります。地方創生と復旧・復興について、発災後、宇城市では地方創生という言葉あまり耳にしなくなりました。確かに復旧・復興は、宇城市にとって第一重要項目です。しかし、ほかの都道府県では進んでいます。地方創生と復旧・復興を併せて考えなければなりません。

（1）松橋駅、小川駅、三角駅周辺の整備開発について、今から何をやっていかれるのかを質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） 市が昨年度末に策定いたしました第2次宇城市総合計画では、計画終期の平成36年度において、人口5万5,000人を維持できる持続可能なコンパクトシティの形成により、市民一人一人がちょうどいい、住みやすさを実感できるまち、宇城を目指していくこととしております。

その中で、駅周辺の都市基盤の整備におきましては、商店街などとの連携を図りながら市の玄関口として誰もが訪れやすい交通環境の整備や、交流の場の創出など活気があふれ、魅了ある生活空間を持つ新たな市街地整備を推進することとしております。

特にJR松橋駅におきましては、昨年10月に東西自由通路が開通しまして、平成31年度までには東西の駅前広場、あるいは駐輪場、駐車場などの整備を行う予定としております。併せて、西側周辺のアクセス道路の整備、あるいは排水対策なども同時に進めてまいります。このような取り組みが、新たな民間活力による開発への呼び水となり、駅周辺の更なるにぎわいの創出につながることを期待されております。

また、J R小川駅におきましては、一昨年に県道竜北小川停車場線、J R線路を跨ぐ跨線橋が開通いたしましたので、小川駅西側周辺もまたベッドタウンとしての機能が格段に向上いたしました。今後、この駅周辺の開発構想にも取り組みたいと考えております。

J R三角駅におきましては、県が整備を進めておりました三角東港駅前広場再開発事業が今年の4月に完了しております。今後は、市が行う地方創生の取組みなどを通じて、地元商店街などとも連携し、それぞれの駅の立地などの特色をいかしながら、今後の駅周辺のにぎわいの創出につながる取組みを進めてまいります。

○6番（溝見友一君） 少し時間がなくなってきましたのでちょっと慌てて質問させていただきます。

熊本地震後、松橋駅から停車場線沿いは解体が進み、昔の面影がなくなってきています。あと1年ほどすれば解体が終わり、ほぼ昔の状態が見えなくなるような気がしています。

前の議会でも質問させていただきました停車場線の拡張についてですが、その時と状況は明らかに違います。今しかできないこと、今だからできること、県道松橋停車場線の拡幅整備を県に要望し、商店街のにぎわい創出につながる整備を行っていただきたいと質問します。

○土木部長（成田正博君） 県道松橋停車場線につきまして、毎年県に単県事業要望調書として提出をしております。なかなか採択までには至ってはおりません。

県におきましても、昨年の災害工事等の関係もありますが、本年も要望調査が8月から9月頃に掛けましてございます。引き続き、県に強く要望していきたいと思っております。

○6番（溝見友一君） あそこは計画道路となっていて、新築を建てようとしても2回引いて建てなければなりません。そこを早く県の方で買っていただいて、あそこの整備ができ、歩道がゆっくり歩けるようになれば自ずと商店街の活性化につながっていく呼び水になるかと思っておりますので、是非お願いしまして次の質問にいきます。

（2）観光を宇城市としての考え方について、熊本県内各地の地域別の観光客数について述べさせていただきます。本来ならば、順番をつけて表現するのはあまり良くないと思いますが、分かりやすいので皆さんに分かりやすく表現するため、順位をつけて表現させていただきます。

1年間の観光客の順位と数です。1位が阿蘇地域1,586万人、2位菊池地域720万人、3位荒尾・玉名地域607万人、4位熊本市561万人、5位天草地域439万人、6位宇城地域409万人、7位山鹿市404万人、8位八代地域352万人、9位人吉・球磨地域318万人、10位水俣・芦北地域272万人、1

1位益城町地域234万人です。

1位は阿蘇、黒川、大観峰、阿蘇ファームランド等と記載されています。2位は菊池溪谷、菊池温泉、3位はグリーンランド等がある、4位は熊本城があり、5位は天草五橋、崎津教会等、宇城市は三角西港と記載されていました。

私は正直びっくりしました。温泉がある山鹿温泉や、八代の日奈久温泉、人吉温泉、湯の児温泉よりも宇城市の観光客数が多い。もちろん宇城市地域なので、宇土市、美里町、そして宇城3町での407万人の観光客が来ていると、もっと宇城市民が知るべきだと考えます。商売にもつながるヒントが与えられると考えられますし、統計上広く知ってもらうことで、活性化につなげてほしいと考えますので質問いたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 議員が話されましたとおり、平成27年の県の観光統計によりますと、宇城地域2市1町の観光客総数が前年より5万8,000人増えまして、409万2,000人でした。その内訳は、日帰り客が400万9,000人、宿泊客が8万3,000人でした。

一方、本市における平成27年の観光客総数が226万6,000人で、内訳が日帰り客223万3,000人、宿泊客が3万3,000人で、いずれも前年を上回っております。

特に三角西港の世界文化遺産への登録決定によりまして、西港の観光客数は51万7,000人となりまして、前年に比べ18万7,000人の大幅増加となっております。ただ、この観光統計の数値には、純粋に観光目的で訪れた方だけではなく、スポーツ、レクリエーション、施設や物産館への入り込客も含まれてございます。とは申しましても、こうした来訪者の飲食などの消費を考えますと、こういった需要につきましても、広い裾野を持つ観光産業の振興には欠かせません。こうした視点で今後も観光振興に取り組むことが最重要であると認識をしております。

話は少し変わりますが、政府が先日、訪日外国人を中心とした観光を地方創生の切り札と位置づけまして、地方への観光客の呼び込みなどを進めるとした新たな成長戦略の素案を示しております。その素案の中には、地域の魅力を高め、多くの観光客を呼び込むため、市場調査やプロモーションを担うDMO組織を2020年度までに全国100か所で発足させる目標も掲げられております。こうした取組みに移行するため、本市でも三角地域全体で観光マーケティングに取り組むマーケティング委員会という組織を立ち上げまして、市場調査、いわゆる観光の消費実態調査などを実施しているところでございます。

○6番（溝見友一君） あと1分となりましたので、答弁は必要ありません。

答弁でありました宇城市だけで226万人、西港で51万人ということで、西港

以外にも175万人が来ていること、三角西港を中心とした開発はもちろん必要ですし、175万人の調査、分析、研究をし、市内各事業所へ発信していただきたい。稼げる観光のためにお願いします。

しかしながら、一つ気になることがありました。宿泊数の数が3万3,000人、多いのか少ないのか。226万人に対しては少ないようには感じられます。

宇城市が今極端にいうと、熊本県の中で一番多いのが熊本市36.6%、宇城市が宿泊者率は1.2%です。どう考えるか分かりませんが、宇城地域には宿泊先がないから宿泊者数が少ないのか、宿泊者が少ないから宿泊先がないのか、私は宿泊先が少ないから宿泊者が少ないと考えます。宇城市にホテル誘致の努力を望みまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（入江 学君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時11分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

1番、高橋佳大君の発言を許します。

○1番（高橋佳大君） 1番、新志会、高橋佳大です。

まず、遅れまして先の市長選では守田市長の2期目の再選、誠におめでとうございます。4年間の御活躍を期待しております。

私も3年前に当選して、初めての議会で一般質問したのがこの6月の定例会でございます。任期もあと数ヶ月となり、初心を忘れずにおごりや緩み、たるみはないかと自己検証をしながらの日々を送っております。最初で最後、今回の一般質問が今期最後の質問となるかと思えます。それでは、議長のお許しがありましたので、通告した件に従いまして質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に訂正したい箇所があります。1番目の「地域振興について」を、「県道32号小川・嘉島線の架替について」に変更と、3番目の「震災後の更地活用と歴史ある街並みの保全について」を付け加えますので、よろしく願いいたします。

まず、大きな1番目の地域振興策について質問いたします。郷土資料館についての質問でございます。小川の歴史と文化を知る貴重な施設が今回解体されることが分かっております。市の行財政改革の一環として、施設の統廃合や民営化の推進など断腸の思いで実行された、これも時代の流れに逆らえない致し方ない一面もあり

ます。

数年前から資料館の存続の声もありましたが、施設の老朽化、耐震整備の不備、そして今回の被災により解体ということですが、郷土資料館の今後の跡地の利用、資料の保管はどのようにされるのかお尋ねいたします。

○**教育部長（緒方昭二君）** 施設の老朽化に伴い、機能集約を図るため、豊野郷土資料館を平成28年度に内部改修を実施いたしました。廃止されます小川郷土資料館の跡地についての利用方針は現在のところ定まっておられません。

また、収蔵資料については資料の選別を経て、豊野郷土資料館で展示するものと当面の保管施設である戸馳生涯学習センターへ搬送いたします。そして、小川町に縁の深い資料については、ラ・ポートのロビーや通路を有効活用して展示するよう準備を進めているところでございます。展示資料の選考については、小川の歴史を学ぶ会との協議で決定させていただきました。

次に、地元商店街の活性化につながるような郷土資料の有効活用については、資料の貸出や譲渡も含め検討したいと考えておりますので、場所の提供や資料の適切な管理に御協力いただきながら、是非地域からの要望等寄せていただければと思っております。

○**1番（高橋佳大君）** ありがとうございます。跡地の利用はまだ定まっていないという答弁、ここは元肥後銀行の跡地でありまして、7町歩のいわばメイン通りのど真ん中にあります。何かにもし再利用されるときは、住民の方々の十分な議論を重ねた上で、活性化の起爆剤となるような成果の上がる企画を期待いたします。

また、収蔵資料は選別を経て他の施設に搬送し、ラ・ポートなどに展示することですが、私の考えとしましては町内の行事には3つの大きなイベントがあります。それに加えて郷土歴史めぐりなど、年間多数の来訪者など来たついでに資料館などに興味を持たれ来館されると思います。わざわざよそに見に行くかどうかは疑問に感じます。

しかし、小川の歴史を学ぶ会の方々と協議をされ、決定されたことには異議はありませんが、街並みに資料館があつてこそ価値があると思います。

市も有効活用のために貸出や譲渡も含めて検討するとあり、そこで次の質問ですが、街並みの既存の建物に資料の展示の一覧もあるが、その場合、町内会独自の資金では限度があります。補助事業の対象はあるのかお尋ねします。

○**教育部長（緒方昭二君）** 展示施設等の整備についての補助金ですが、企画部にまちのむらづくり応援団補助金というものがあります。

地域活性化のための実施団体の組織化、事業目的・目標及び事業の継続性等を定めていただきますと、施設改修等に掛かる原材料費や住民周知のためのチラシ印刷

費及び講演会開催費等が補助対象経費となりますので、活用できるか地域全体で御検討いただきたいと思います。

- 1番（高橋佳大君） 企画部のまちのむらづくり応援団補助金の事業があると分かりました。先ほどの質問で、溝見議員が街なか図書館のことを話されておりました。これもやはり、松橋に図書館がないから、皆で民意で運営しようというところで建設されたものと思います。私、地元もやはりこれと個人の思いではなく、地域の総意として取り組む必要が大事ではないかと思えます。

次の質問に入ります。2番目の県道32号小川・嘉島線の架替についてです。県道32号小川・嘉島線の一区間である小川町商店街の表通りには、交通量の多さから長年来、歩行者の安全性への懸念を抱えております。

しかし現在、小川中学校前を抜け、国道3号へと接続するルートが整備され、商店街を通過する交通量は減少傾向にあると考えます。しかしながら、歩道のない表通りでは、いまだに歩行者の安全性が確保されているとは言い難い現状にあります。代替ルートが整備された現在、県道32号小川・嘉島線を市道として架替え、歩行者優先道路を検討していただきたいが、市としての考えを伺いたいと思えます。

- 土木部長（成田正博君） 県道と市道の経緯について説明をいたしますので、少し長くなるかと思えますが、よろしく願いいたします。

県道32号小川・嘉島線は、本市小川町の西北小川の国道3号を起点としまして、熊本市城南町、甲佐町を經由して上益城郡の嘉島町の国道445号に至る延長24^{キロ}の主要地方道でございます。

昭和52年2月に幹線道路網を構成しまして、地域相互の広域的な連携強化に資する路線としまして、道路法並びに法定要件であります路線認定基準に基づき、県議会の議決及び国との協議を経まして路線認定が行われております。

なお、主要地方道は道路法の規定によりまして国土交通大臣が指定する主要な都道府県、県道若しくは市道でありまして、高速道路及び国道と一体となって広域交通を分担する広域幹線道路として位置付けられた道路とされております。その整備や維持管理を要する費用の一部は、国庫補助などにおきまして特別の扱いを受けることとなっております。

一方、市道益南・小川線につきましては、小川町の市立ふれあいスポーツセンター、近くの国道3号江頭交差点を起点とする路線であります。これまで、小川町の時に行われました道路改良、交差点改良に加え、平成20年度から実施しましたまちづくり交付金によります事業、更には社会資本整備交付金事業による通学路対策としまして、歩車道分離の幅員10^{メートル}の道路への改良、並びに安全防護柵や照明等の設置がなされております。

この社会資本整備交付金事業のしゅん工に伴いまして、関係した市道路線を一旦廃止し、起点は元のままの国道3号から、終点を小川中学校から小川町寺町交差点に変更しまして、路線名も益南・小川線に見直しをし、平成26年度末1級市道として認定を行ったものであります。

新たな市道路線の延長は1,628mでございます。県道の小川・嘉島線は起点から寺町交差点の区間約830mで、両路線とも児童生徒の通学路として指定をされております。

継続的に通学路の安全を確保するために、学校、PTA代表、道路管理者、警察等が参加する合同の安全点検を毎年実施しております。県道と市道を現状のまま交換、付け替えるということでございますが、地域振興局にお聞きしました。県内では今までそのような事例はないということございました。

ただ、全国的には本市の状況とは若干異なりますが、静岡県でカーナビが普及しまして、観光客の車両すれ違いが困難な狭い箇所が多い県道に導いてしまうといった現象となりまして、道路幅員の広い市道と県道を交換するといった観光地の熱海市の事例がございます。

現時点では、確認できたそういった事例も少なく、近年改良を済ませた市道と築年数の長い県道との交換は、維持管理の費用が今後掛かってくると思われま。そういった面で、市にとっては不利益な面が出てくるのかなと思います。

今後、県道小川・嘉島線に対する地域のニーズ、市にとりましての有効性や費用対効果など課題の整理や研究をしていきたいと思ひます。

○1番（高橋佳大君） 詳細にわたった説明をいただきまして、ありがとうございます。地域振興局の交換にそんな事例はないと厳しい意見とかありますが、この問題は今日、明日と結論が出るとは思っていません。地域からこのような意見があるということを知ってもらいたいと思ひます。ありがとうございます。

答弁に近年改良を済ませた市道と県道との交換は、今後県道において維持管理の費用が掛かり、不利益な面があるとありますが、この不利益な面は費用だけなのか、市の財政にとってか、住民にとっての不利益なのかお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 先ほど申しました不利益な面と申すのは、市にとって財政的な負担が掛かるということで、市全般に対しての面かなと思ひております。住民にとっての不利益とは今のところは考えておりません。

○1番（高橋佳大君） 交換することによってのリスク、維持管理費用の発生が生じるとのこと、このリスクも今後の課題として考えて進めていきたいと思ひます。この問題は、引き続いて要望していきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に入ります。3番目の震災後の更地活用と、歴史ある街並み

の保全について質問いたします。今回、震災で商店街の多くの建物が被災し、百年以上に渡る伝統建築物など、多くの建物が解体をされます。市の第2次宇城市総合計画基本構想における教育の文化、施策などの項目に後世に残る芸術文化、伝統芸能、文化財の保存と活用を目指しますとあります。熊本地震によって大きく被災したものの、歴史ある街並みと文化芸能を有する小川町商店街と周辺地域の景観が大きく変わっている現状であります。どのような方針を検討されているのか、市の考えを伺います。

○土木部長（成田正博君） 震災に伴いまして、住家等の解体が行われたことにより、市に多くの空き地が発生し、震災前と景観が大きく変わってきた状況でございます。

そういった中で、地域の環境を整備するといった事業としまして、街なみ環境整備事業がございます。この事業の目的は、住宅が密集し、生活道路等が未整備であることから、住宅等が良好な美観を有していない区域について、ゆとりと潤いのある住宅地区形成のために住宅や生活環境施設等の整備改善を行うというものでございます。

事業の地区要件としまして、面積が1㍍以上、住宅戸数に対する接道不良住宅の割合が7割以上、それと道路や河川、公園などを差し引いた面積に対する住宅戸数の割合が1㍍30戸以上であること、または面積が1㍍以上で道路幅員6㍍以上の延長が道路総延長の4分の1未満であり、公園、広場、緑地の合計面積が全面積の3%未満であることとなっております。

街なみ環境整備事業の内容といたしまして、4つの事業のメニューがございますが、まず1つ目としまして協議会活動助成事業といった協議会の活動に対する助成で補助率は2分の1です。

2つ目は整備方針の策定事業ということで、街なみ環境整備方針の策定に対します助成で、これも補助率は2分の1ということです。

3つ目は街なみ整備事業ということで、事業計画の策定、地区施設等の整備及び空き家住宅等の除去に対する助成で、これも補助率は2分1ということになっております。

4つ目といたしまして、街なみ整備助成事業ということで、事業計画に基づき、住民が行います門、あるいは塀等の移設及びこれに伴います分筆登記、共同施設、修景施設の整備に対する助成でございます。これは3分の1でございます。

具体的な事業の流れとしまして、まず、地域住民と市によります地域課題の抽出から始まりまして協議会の設置、整備方針の策定、住民とのまちづくり協定の締結、また事業計画の策定、事業の実施といった流れになってまいります。この事業を実施しました事例の多くは、旧城下町あるいは宿場町などの歴史的街並みの維持保全

という内容のものが多いうございます。

宇城市では、本事業に不知火町松合地区が平成12年から平成17年までの間に取り組んでおります。総事業費が約1億3,000万円、国と市、地元がそれぞれ負担が約4,400万円ずつとなっております。本事業の実施につきましては、協定の整備方針に沿った統一感を持った街並みの形成を行いますために一定のルールが必要です。ルールを設けて、改築や集計の際には協定運営委員会の中で建物の施設の様式が指針に沿ったものかどうかの審査を行うなど、良好な整備に努める必要がありますので、個人の建物に対しましても制約を受けることとなります。

このように、地域住民の負担や統一した意識の必要性といったハードルの高い事業でございますが、要望があれば事業内容の説明会などに対処したいと思っております。

次に、負担金についてでございますが、先ほど申しました不知火町松合での事業の負担の割合は、国費3分の1、市町村費3分の1、地元負担3分の1でございました。なお、この本事業で実施できるのは街並み環境ということで、公道から見える部分だけで、公道から見えない部分の内部補強でありましたり、内部の工事の補修につきましては補助では認められませんので、個人負担が別途生じてくるといった状況でございます。

○1番（高橋佳大君） いろいろと詳しい答弁、ありがとうございます。再生には街並み環境整備事業があるとのこと、内容も大まかに分かりました。この事業には4つのメニューがあり、この事業を実施されました先の不知火地区、いろいろと述べられております。その事例も、やはり旧城下町や宿場町などの歴史的な街並みの保全という内容のものが多いと思います。

この小川町も昔は宿場町としまして、薩摩藩の江戸時代の参勤交代の宿場として栄えた時代もありました。今現在の建物にもそこで生活もされておりますし、建物もありますし、テレビで有名な篤姫様のお輿入れの際は小川町に滞在され、250人ほど連なって宿泊された記録も残っております。

余談でしたが、この事業で電線などの地下の埋設は可能であるかどうかをお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 電線の地中化ということでございますが、実施にあたりましては、まず電線の所有者、九電あるいはNTT、有線放送などの意見を聞きながら、現在埋設されております水道管、下水道管、NTTケーブルなどを調査した上で、可能であるかどうかを判断しながら進める必要があると思います。

電線類の地中化のメリットとしましては、通りの景観が改善されます。それと、災害時に電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった被害も軽減されてきます。

デメリットといたしまして、被害があった場合は架空線に比べ、復旧にかなりの時間と費用を要するという事をお聞きしております。

課題といたしましては、整備費用が1キロあたり大体4億円から5億円と聞いております。様々な課題の整備が必要かと思っております。

- 1番（高橋佳大君） 電線の地中化は本事業で行うことは可能であり、しかしそれによって生じる膨大な費用、被害があったときの復旧の遅れ、メリット・デメリットの度合いを検証しなければなりません。

この街並みの整備には、地元の多くの方々が将来の行末を案じられ、どうにか活気あふれる街並みに戻りたい思いにあふれ、今回団体名「苺萱会」を数十人で結成されました。将来の街並みにおける思いを市長に答弁をよろしく願いいたします。

- 市長（守田憲史君） 街並みについての御質問だと思います。宇城市でも昨年の地震により、解体後更地になっている区域もございます。その活用については、所有者の方の思いが一番であります。

事業内容について説明しましたが、補助事業ですので様々な制約や事業費次第では、大きな個人負担も出てくることも考えられますので、まずは住民の方の合意形成を見守っていきたいと考えております。

- 1番（高橋佳大君） 市長、ありがとうございます。住民の合意形成が一番大事で必要不可欠だと私も思います。でも今はまだ、課題も模索中でありまして、温かく見守ってほしいと思います。

次の質問に入ります。行政区公民館事業の建て替え補助金についてです。128行政区の集合場所である重要な自治公民館は、地域の集落におけるコミュニティの場として長年にわたって利用された公民館もかなり古くなって、建て替えの時期になって検討されているところや、もう建設の準備期間の計画にいった地区もあります。そもそも、当時建設された物件も、地区の予算の都合でリサイクルを活用した廃材などを利用して新築された地区も多くあるかと思っております。

そこで、建て替え補助額は100万円と聞きますが公民館の必要性、地区あつてのこの街であり、地域活動の拠点であり、災害時の避難所、高齢者の方々の集いの場でもあり、役所の出先施設の役割を担う集合場所にはもう少し手厚い保護や支援があってもいいかと思っております。せめて今の2倍ぐらいの助成はほしいと思っておりますが、増額にはどのような考えかをお尋ねいたします。

- 教育部長（緒方昭二君） 各地区の自治公民館は集会所や高齢者の憩いの場としての役割、さらに地域住民の教育文化及びレクリエーション活動の地域住民の連帯感を高め、地域のきずなや自治意識を醸成する拠点として利用されていると認識しております。

また、昨年の熊本地震では、自家用車等の交通手段を持たない高齢者の方々が、自治公民館を身近な自主避難所として利用された事例が多くあったということでございます。熊本地震以外で、施設の老朽化に伴う建て替えを行う地区には、自治公民館の整備費補助金といたしまして、総事業費の20%を乗じて得た額を補助しております。ただし、100万円を上限としております。

議員御提案であります上限額をおおむね2倍、200万円に変更につきましては、これまでの補助金との整合性を踏まえまして、検討していく必要があると考えております。

○1番（高橋佳大君） 整合性を踏まえて検討する必要があるとの答弁、ほかの13市の調査票を見ても、高いところで750万円で約4割が200万円から300万円であります。根拠のない数字ではないと思います。

行政区の方々も、建設のために数年に渡って積立金をされているわけで、高額な資金を必要とする建設ですので、年間を通じてそんなに申請数があるとは思えません。行政におんぶに抱っここの状態ではなく、それぞれの方が努力されていることを理解されて、増額は是非御検討、期待をいたします。

次の質問に入ります。宝くじ事業及びその他の事業についてです。宝くじの益金を活用した事業で、昔は共同体の施設にはほかにも助成事業があったような気がいたします。お尋ねします。

○企画部長（岩清水伸二君） 行政区公民館の建設についての財源補助についてということですが、こうした事業に活用できる財源といたしまして、財団法人自治総合センターが実施いたしますコミュニティセンター助成事業という制度がございます。

この事業は、自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源といたしまして、住民が行うコミュニティ活動を推進するため実施しているものでございます。助成対象となる団体は、市区町村が認めるコミュニティ組織となっております。行政区がこれにあたります。あたりますが、認可地縁団体として市長村への登録が別途必要となっております。

対象経費といたしましては、施設の建設、または大規模修繕及び備品の整備で土地の取得や造成、既存施設の解体処理等は対象外となります。また、助成金の額でございますが、総事業費の5分の3以内で1,500万円が上限となっております。行政区の負担もあり、周到的な資金計画も必要となってまいります。募集時期については例年8月頃に行われますが、交付の決定は最終的には自治総合センターが予算の範囲内で行いますので、申請したら必ず受けられるというものではございません。

ちなみに、宇城市におきましてはこれまで5団体がこの助成制度で公民館の建設を行い、地域のコミュニティ活動の拠点として、また防災拠点として活用をされて

おります。この自治総合センター事業には、公民館整備事業のほかにも祭り用品の整備、あるいは行政区の放送器具用品の整備などを対象としたメニューもございますので、本制度については嘱託員会議や宇城市、広報うき、ホームページで周知に努めておりますので、是非広く活用していただきたいと思っております。

○1番（高橋佳大君） 宝くじ事業、なかなか宝くじと同様に当たらない、助成されるものではないとあります。どのくらいの確率なのかお尋ねします。

○企画部長（岩清水伸二君） 確率と申しますか、現在の応募状況についてちょっと御説明いたしたいと思えます。

県全体での直近3年間の応募状況になります。平成29年度が県下で熊本県全体で9件の応募に対し6件採択、平成28年度が9件のうち6件、平成27年度が9件のうち4件という採択状況でございます。毎年自治総合センターから県への助成金の配分額は決まっております、平成26年度までは県段階での採択件数は1,500万円の3件、4,500万円ございました。先ほど申しましたとおり、ここ3年間は補助率を下げ、なるべく多く採択できるような措置が取られておりました。

また一方で、補助率が下がりますと、この助成金額が少なくなります、当然、枠が4,500万円と決まっておりますので。そうしますと資金計画の面で準備する地元の負担が大きくなりますものですから、応募団体が今度は絞られてくるということもありまして、また平成30年度以降については元の3件採択へと戻す方向性も検討されております。結局、もう1,500万円というものを期待して、地元もそれに合わせて資金を準備するということのはっきりすると。そうすると、毎年変わらなかなかに資金計画がうまくいかないという面もございます。

この公民館建設の助成事業は補助金の額が高いため、申請団体も多く、なかなか採択が難しい面もございますけれども、要件を満たし、継続して申請を続けていけば採択も決して夢ではない、不可能ではないと考えてところでございます。

○1番（高橋佳大君） ありがとうございます。次の質問に入ります。地方創生についてです。コミュニティビジネス創出拠点整備事業について質問いたします。

今、全国的に人口減少が進展する中、宇城市でも地方創生に取り組もうと宇城市まち・ひと・しごと総合戦略が、平成28年3月に策定されました。その矢先、昨年4月、熊本地震が発生し、その影響で事業の取組みが遅れていると聞きます。このような中で、現在小川町の総合福祉センターが解体中でありまして。解体後は、地方創生事業の一つとしてコミュニティビジネスの拠点施設が整備されると聞きましたが、この横文字のコミュニティビジネスとはどんなものなのか、また事業の概要についてお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） まず、コミュニティビジネスとはということでございます。地域が抱える課題を地域の人材やノウハウなどの地域資源をいかしながら、地域住民が主体となって、ビジネス的な手法によってこれを解決しようとするものでございます。

本市でもまちづくり団体や、少人数のグループなどの皆さんが地域を活性化させようと、様々な活動に取り組んでおります。その活動の中で、事業収益をあげまして組織として活動を持続的なものとしているものがコミュニティビジネスと思っております。

次に、事業概要についてでございます。この事業は、施設の単なる建て替えではなく、この地方創生の課題である雇用をつくり出すと、その拠点施設として地方創生事業の交付金を活用して整備をするものでございます。総事業費が約1億400万円で、活動拠点となるホールを建設いたしますとともに、試験的にビジネスを運営することができるチャレンジショップや屋外オープンスペースを整備するものでございます。

○1番（高橋佳大君） この施設は雇用をつくり出す拠点で、地方創生拠点整備交付金の活用で、事業の内容はよく分かりましたが、具体的にはどのような施設、設備が計画されているのかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 施設の具体的な中身についてということでございます。まず、活動の拠点となるホールとチャレンジショップ、それから屋外オープンスペースの内容についてお答えいたします。

まず、活動の拠点となりますホールにつきましては、主に様々な職業の人やグループ、世代の人々が特産品の開発、販売などコミュニティビジネスの創出に向けた会議や打合せなどを行う施設になります。

次に、チャレンジショップは鉄道用のコンテナハウスを改造して設置いたしまして、試験的にあるいは一時的な店舗として活用したり、またギャラリーとしても利用できる仮の店舗でございます。ここで、いろんなノウハウや経験を積んで本格的な出店につなげていく施設になります。

次に、屋外オープンスペースはマルシェ、市場ですね、マルシェの開催や地域に密着した行事、祭りなど地域住民がいつでも活用できるイベント広場となります。これらの施設については、今年度末までに整備を行いまして、来年4月からの供用開始を予定しております。

○1番（高橋佳大君） 雇用を目的としたチャレンジショップの一時的な店舗の出店、また屋外オープンスペースはマルシェの開催など幅広い活用ですが、今までの総合福祉センターに併設されていた体育館は、ミニバレーや卓球などの屋内スポーツの

場として活用されていました。

今回、この新しい施設では、今までどおり使用できるのか、できないのかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 今度新しい施設に運動機能があるのかという質問だと思います。この施設の目的は、先ほど申しあげましたように地方創生事業の趣旨目的に沿ったコミュニティビジネスの創出、つまり雇用の創出が目的でございます。

こうしましたことから、主に会議や打合せ、ワークショップ等行う場として考えておりました、残念ながら運動目的の活用は想定されてございません。これまで地元住民の皆様が講堂、小体育館でございますけども、ここでミニバレーや卓球等のスポーツの場として活用されてこられたことは十分承知しておりますけども、この事業の趣旨を何卒御理解いただければと思います。

○1番（高橋佳大君） 分かりました。続いては2番目の事業の効果について質問いたします。

地方創生では、まち・ひと・しごとという3つの視点から地域の特色に応じた人口減少抑制策が必要だといわれていますが、まさに本事業は仕事をつくり出すことにポイントを置いた重点施策だと思います。

そこで、市としてこの事業でどのような効果を見込んでいるのかをお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 事業効果についてという御質問でございます。この事業では、地域の平均所得の向上や雇用の創出など、地方創生への波及効果を期待できるものが交付金の対象とされております。

本市の事業は、地域全体の所得向上につながる取組みとして、地域資源を活用しながらビジネス化を促進するものでございます。ボランティアなどのコミュニティ活動だけでは財政面での課題があり、組織として活動を継続することが非常に困難になることが多いといわれております。

しかしながら、このビジネス的手法を取り入れることにより事業収益をあげまして、活動をより安定化させる、そして組織として持続的な運営が可能となると考えております。

このように、地域の課題を解決するコミュニティビジネスをつくり出すことで、地域の活性化と地域コミュニティを再生する効果が見込まれております。この施設の活用で、新しく事業を起こしたいと考える住民の方々や、事業を拡大したいという既存の事業者にとりましてはビジネスチャンスの拡大が見込まれ、また本格的な出店につながれば、商店街の空き店舗対策としてもその効果が期待できるものと考えております。

○1番（高橋佳大君） この事業は地域全体の所得の向上、稼ぐ力をつけるその施設としてビジネスをつくり出し、個人の新規事業の拡大など、まさに個々の機能がいかんなく発揮されれば、地方創生の役割を果たすセンターになると確信しております。また建設されたなら、実績の効果などの検証も必要だと思います。

次の質問に入ります。熊本地震からの復旧・復興についてです。まず、1番目の災害公営住宅の建設についてです。質問いたします。この件につきましては、昨日大村議員の質問と重複しますので、私の場合は場所の選定についての質問に絞りたいと思います。

まず、場所選択には民有地か市有地か、また道路状況、近場の公共施設、生活必需品の購入に近い利便性と、それと併用して町内の行政区の人口度合いなどを考慮されると思います。小川地区にも数戸の建設があると思います。4校区で成り立っている小川町は現在仮設住宅が河江に約40戸、小川に20戸あります。小野部田地区も被害が甚大でした。人口の度合いを比べても、河江は上昇気味、小川は平行線、小野部田は少し下降気味な傾向になっております。

市営住宅も他の校区と比較しても少なく、バランスのとれた人口施策も必要だと思います。そこで、建設の場所として今回小野部田地区に建設はいかがなものかをお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 災害公営住宅の建設場所と戸数につきましては、昨年9月に行ったアンケート調査結果を基に今検討しているところでございます。

調査結果によりますと、入居を希望されている世帯全体の約75%が60歳以上の世帯でありました。市としまして、このアンケート調査結果と、これから訪れます高齢化社会を見据えて、利便性のある公共施設や商店、医療機関等にできるだけ近い場所への建設を考えているところでございます。

アンケート調査結果の中で、各町の各校区ごとについて建設希望場所を聞いた結果によりますと、松橋町が最も多く、次に小川町といった状況で、議員提案の小川町の小野部田地区にも希望される方が数名いらっしゃいました。確かに御意見の人口減少地域に建設するということは、減少の歯止めに対するいくらかの効果があるものと考えられます。

市では、2回目のアンケート調査を6月1日から実施しておりますので、災害公営住宅の建設場所につきましても、この調査結果を参考に進めていきたいと思っております。

○1番（高橋佳大君） 将来は公営住宅の市営住宅として利用されることと思います。小野部田地区は公共施設、商店、病院などにも近い、利便性もあり、地理的にも恵まれております。空き地も多くあります。検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。2番目の復興計画についてです。熊本地震により、宇城市でも公共土木施設や農業施設のほかに、学校や公民館など多くの公共施設が被害を受けました。当然、復旧計画があると思いますが、ただ元の姿に戻す、復旧するのではなく、熊本地震を教訓にして防災機能を備えた施設であったり、多目的な機能を持つ複合施設とするなど、創造的な復旧を行ってはいるとは思いますが、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○企画部長（岩清水伸二君） 市では、昨年の熊本地震におきまして、約2,900棟の家屋が全半壊したほか、総合体育館や集会所なども大きな打撃を受け、使用できない避難施設もございました。

このようなことから、昨年度末に策定した第2次宇城市総合計画においては、「いざ、復興へ。市民生活を最優先するまちづくりを目指して」を念頭に、熊本地震や豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組みながら、これから市が目指す中長期のまちづくりのビジョンを示しております。

一方、熊本地震の経験から、防災センター、防災公園、避難路などの地域の防災施設の整備も必要と認識しております。このため、市の最上位の計画でございます第2次宇城市総合計画に沿った災害に強い安全・安心なまちづくりを進めていくため、今年度新たに宇城市復興まちづくり計画を策定し、地域の皆様の御意見を伺いながら、防災拠点の整備などについても具体的な画を描いてまいりたいと考えております。今議会におきましても、宇城市復興まちづくり計画の策定に掛かる費用を計上し、今年度末までの計画策定を目指してまいります。

その上で、次年度以降その計画に沿って地域の皆様が安心できる防災施設の整備が早期に完了しますよう、具体的な取組みを進めてまいります。

○1番（高橋佳大君） 今年度、新たに宇城市復興まちづくりの計画を策定されているとのこと、できれば各町ごとに防災センター、防災公園、避難道路などの整備をお願いいたしたいと思ひます。

時間もあと数分ありますが、これで私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時56分

第 4 号

6月19日 (月)

平成29年第2回宇城市議会定例会（第4号）

平成29年6月19日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第3号 | 平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第4号 | 平成28年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第5号 | 平成28年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第6号 | 平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第7号 | 平成28年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第8号 | 平成28年度宇城市市民病院事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第9号 | 平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第9 | 承認第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号） |
| 日程第10 | 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号） |
| 日程第11 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号） |
| 日程第12 | 議案第37号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第38号 | 宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第39号 | 宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第40号 | 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第41号 | 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 |

		1号)
日程第17	議案第42号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
日程第18	議案第43号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第19	議案第44号	平成29年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第45号	平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第21	同意第8号	農業委員会委員の任命について(坂本 一雄氏)
日程第22	同意第9号	農業委員会委員の任命について(川村 良行氏)
日程第23	同意第10号	農業委員会委員の任命について(前田 雄司氏)
日程第24	同意第11号	農業委員会委員の任命について(本崎 弘氏)
日程第25	同意第12号	農業委員会委員の任命について(城尾 孝児氏)
日程第26	同意第13号	農業委員会委員の任命について(亀山 久氏)
日程第27	同意第14号	農業委員会委員の任命について(吉良 邦夫氏)
日程第28	同意第15号	農業委員会委員の任命について(河野 一氏)
日程第29	同意第16号	農業委員会委員の任命について(田口 昭也氏)
日程第30	同意第17号	農業委員会委員の任命について(中山 秀光氏)
日程第31	同意第18号	農業委員会委員の任命について(本郷 幸弘氏)
日程第32	同意第19号	農業委員会委員の任命について(植田 耕清氏)
日程第33	同意第20号	農業委員会委員の任命について(百家 美代子氏)
日程第34	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(遠山 明美氏)
日程第35		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1番 高橋 佳大 君	2番 高本 敬義 君
3番 大村 悟 君	4番 星田 正弘 君
5番 福永 貴充 君	6番 溝見 友一 君
7番 園田 幸雄 君	8番 五嶋 映司 君
9番 福田 良二 君	10番 河野 正明 君
11番 渡邊 裕生 君	12番 大嶋 秀敏 君
13番 尾崎 治彦 君	14番 河野 一郎 君

15番 長谷誠一君
17番 入江学君
19番 堀川三郎君
21番 石川洋一君

16番 永木伸一君
18番 豊田紀代美君
20番 中山弘幸君
22番 岡本泰章君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	本間健郎君
企画部長	岩清水伸二君	市民環境部長	松本秀幸君
健康福祉部長	清成晃正君	経済部長	吉田裕次君
土木部長	成田正博君	教育部長	緒方昭二君
会計管理者	戸田博俊君	総務部次長	成松英隆君
企画部次長	木下堅君	市民環境部次長	上原久幸君
健康福祉部次長	那須聡英君	経済部次長	中村誠一君
土木部次長	坂園昭年君	教育部次長	蛇島浩治君
三角支所長	内田公彦君	不知火支所長	辛川広倫君
小川支所長	園田敏行君	豊野支所長	木村隆之君
市民病院事務長	吉澤和弘君	農業委員会事務局長	重田公介君
監査委員事務局長	中村久美子君	財政課長	天川竜治君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（入江 学君） 日程第1、一般質問を行います。

18番、豊田紀代美君の発言を許します。

○18番（豊田紀代美君） 18番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、先般御通告を申しあげておきました大きくは4点について、質問をさせていただきたいと思っております。

早速質問に入りたいと思っております。大きな1点目、教育についてでございますが、小さな1点目、平岡教育長が御就任され、約2か月半が経過いたしました。地方教育行政の最高責任者としての平岡新教育長に、宇城市民は大きな期待を寄せております。

今回の一般質問をするにあたり、ネットで2015年6月5日の2年前の平岡教育長のインタビュー記事を拝読いたしました。その内容は、サッカーを中心とするものですが教育全般に通じる内容で、強い衝撃を受けました。以前ウイングまつばせで御講演を拝聴した経緯もありますが、同様に感銘を受けました。これまでサッカーをとおして帝京高校、筑波大学のキャプテンを務められ、選手としても、そして監督としても日本一に輝かれ、さらにはJリーガーを43人輩出されております。

伝説の成功体験をお持ちの平岡新教育長に、本市の教育ビジョンについてお考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○教育長（平岡和徳君） 私の教育理念の一つには、「諦めない才能を磨いて子どもたちを輝かせる」というものがあります。その取り組みにおきまして、教育は人間形成上のその途上にある児童生徒に対して、常に適切でなければならないというものがあります。

私自身が教育行政の役割を追求し、宇城市の未来に向けて何をすべきか、こういったことを熟慮断行することで、日々変化する教育問題にスピード感や機動性を持って、前に進めていきたいと考えております。

そして、平成28年度に制定されました宇城市教育大綱の基本理念であります「地域と触れ合い、個性を發揮する人づくり。市民みんなの可能性を信じて」というものを念頭に掲げ、豊かな心、そして確かな学力、健やかな体の育成に誠心誠意取り組んでいきたいと考えております。

そしてそこから、チーム宇城市としての子どもたち一人ひとりの人材を、人の財

産としての人財に進化させる中で、地方創生を担う子どもたちの成長を見守り続けていきたいと考えております。

私たち大人が今を変えなければ、未来は変わりません。子どもたちが生きる未来を私たちが諦めるわけにはいかないのです。そういった意味で今後は、私自身が地方教育行政の最高責任者としての強い使命感を持って、子どもたちの未来に触れているという深い自覚を教育ビジョンの中心に据えながら、日本一子どもが輝く進化する宇城市を目指していきたいと考えております。

- 18番（豊田紀代美君） ただいま平岡教育長より、地方教育行政の最高責任者として強い使命感を持ち、日本一子どもが輝く進化する宇城市を目指す力強い御答弁を頂戴いたしました。

そこで、目指される具体的な成果指標なり、目標についてお尋ねをいたします。さらには、中学・高校の連携において形式的ではなく、サッカーを通して交流ができるような具体策はないものかお尋ねをいたします。

- 教育長（平岡和徳君） 具体的には、本物と会う機会を増やすということです。子どもたちは大人の本物のオーラに出会うことによって進化して、輝きを増やすと思っております。

子どもの可能性を引き出す場面や場所、こういったものをどの地域よりも多くつくり出すことによって、夢を持って24時間をデザインし、人生をプロデュースできるという、そういう児童生徒の育成を目指したいと考えております。

それには、私たち大人が本気のオーラというものをつくり出して、繰り返すようですけれども子どもたちの未来に触れているという深い自覚を持って、日々輝くことが大切です。私たち大人が本気のオーラを持って生き生きと輝き、児童生徒一人ひとりの可能性をオール宇城市で大切に見守ることが、子どもたちの個性を輝かせ、宇城市の未来を進化させていくものと感じております。

また、中高の連携につきましてですが、本市に教育長として着任しましてまだ2か月余りですので、今の時点での具体案については説明が少し難しいところがあります。ただ、今の時点で中学校においては校長面談の中で、高等学校においては出向いて管理職と情報交換を行う中で、それぞれ学校の状況把握に努めているところです。

今後は、中学校、高等学校の情報を共有し、管理職や部活動の顧問との連携を深めながら、学校の垣根を越えた宇城市ならではの特別なプランを構築していくことになるだろうと考えております。

- 18番（豊田紀代美君） 今の時点での具体案についてはお示しいただきませんでした。が、中学校には校長面談で、高校には既に小川高校、それから松橋高校にいち早

く出向かれたとお聞きしております。連携を深めていただき、学校の垣根を越えた宇城市ならではの特別プランの構築に大きな期待を寄せております。

そこで、宇城市の子どもたちが宇城市内の高校に魅力を感じて進学するよう、平岡教育長のリーダーシップをもってお取り組みいただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 私自身も今おっしゃったように、豊田議員と同じように宇城市の子どもたちが、宇城市内の高等学校に進学するよう大きな期待を寄せているところでもあります。

そういった中で、各中学校での学力向上であったり、進路保障につきましては、校長先生方のリーダーシップのもと、一人ひとりの適正を確認しながら丁寧に対応されています。校長先生方のお考えの中心も、本市にある県立学校への多くの生徒が進学することを望まれておられ、その実現に向けて生徒、保護者に対して積極的にアプローチをしていただいております。

また、県立学校側もホームページの充実や広報誌の発行、またはそういった情報発信の工夫をしながら業務改革に具体的に務めておられ、地域からの信頼を獲得するために学校運営の刷新を全職員を通して取り組まれておられるところです。

私といたしましては、この5つの中学校と、2つの県立学校の取組みを正確に把握しまして、そのパイプ役を心がけて、相互関係がスムーズに前進できますよう丁寧かつスピード感を持って、地域にPRしていきたいと思っております。

そういった動きを私自身が日常化することによって、小学校、中学校、高等学校の連携した教育活動の帯の構築が前に進み、宇城市の活性化につなげていけるのではないかと考えているところです。

○18番（豊田紀代美君） 宇城市立の5つの中学校と、2つの県立高校についても丁寧かつスピード感を持って地域にPRしていただけるとのことでございました。感謝を申し上げます。

また、小・中・高校の連携した帯の構築に努めるともございました。そこで、本市の小・中・高校において、平岡教育長プロデュースによるサッカー教室を是非開催していただきたいと強く思いますが、質問が4回目になりますので、御答弁が頂戴できません。非常に残念ですが、取り組んでいただける強い意志があれば大きく領いていただければそれで結構でございますので、是非。

（教育長、頷く）

○18番（豊田紀代美君） 教育長、ありがとうございます。平岡教育長に置かれましては、宇城市の教育行政の最高責任者として、日本一子どもが輝く、進化する宇城市を目指されて御尽力を賜りますようによろしく願いをいたしておきます。

次に大きな2点目、行政改革についてでございますが、小さな1点目、窓口業務を中心とした業務改革の取組みについて、先日の高本議員の質問と重複をいたしており、大枠は総務部長の御答弁で理解をいたしました。が、視点を変えてお尋ねをいたしたいと思っております。5点ほど一括して質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

1点目、交付税の算定で、トップランナー方式が平成28年度から導入をされているとお聞きしておりますが、対象業務についてお尋ねをいたします。

2点目、県内他市での民間委託の取組み状況についてお尋ねをいたします。

3点目、個人情報の保護対策は万全なのか、どうか。

4点目、最終的には何人ぐらいの窓口業務の民間委託をお考えなのか。

5点目、期待される財政効果の試算について、以上5点について総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（本間健郎君） 交付税の算定の話がありましたので、ちょっと交付税について触れたいと思っております。

地方交付税については、税収の少ない自治体にとっては必要不可欠な財源となっております。基本的には標準的な行財政運営に必要な経費を算定いたしまして、市税等で賄えない部分が国から交付されるという制度になっております。本市では大体100億円程度で収入の40%ぐらいを占めている財源になっています。

その中で、今回トップランナー方式という言葉が出ております。このトップランナー方式というのが民間委託などの行政改革を進んでいる自治体に合わせた算定をやっていきますといったことで、標準的な算定という部分について行革が進んでいる自治体のレベルで交付税が算定されるというような取組みになっています。

そういった中で、平成28年度から対象業務となったものについてですけれども、まず、学校用務員の事務、道路維持補修清掃、それと本庁舎の清掃、本庁舎夜間警備、庁舎内の案内受付電話交換、公用車運転、一般ごみ収集、学校給食の調理・運搬、それと体育館の管理、競技場管理、プール管理、公園管理、人事給与福利厚生業務、住民税・福祉関連の情報システムの運用、以上16業務について平成28年度からトップランナー方式が導入されております。本市においても、実際民間の活力を利用している業務もありますけれども、まだまだといったような状況でございます。

それと、県内他市の民間委託の状況についてのお尋ねですけれども、熊本市を除く宇城市以外で12市ございますけれども、上天草市が平成25年4月から本庁支所業務を、玉名市が平成26年8月から支所業務を、山鹿市が平成27年7月から本庁業務、窓口業務関係ですけれども民間に委託しております。また、八代市では山

間部において、郵便局においてこれを委託しているという状況がございます。

次に、個人情報の保護をどうするのかというお尋ねですけれども、個人情報保護条例の見直しによります罰則規定の整備や、業者選定時の仕様書へ個人情報保護や接遇等を記載し、受託者へ徹底いたさせまして、また、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、リスクの軽減を図ってまいりたいと考えております。

窓口業務の民間委託をどれくらい今回考えているのかというお尋ねですけれども、最終的には30人程度は民間委託が可能ではないかはこちらでは考えております。移行期間を3年から5年を掛けて段階的に実施していきたいという方針でございます。

次に、期待される財政効果についてのお尋ねですが、仮の算定といたしまして、最終的に窓口職員30人が民間委託に置き換わるといたしまして、正職員の人件費、退職費とか共済費諸々含めまして、1年間800万円と想定いたしますと、30人で2億4,000万円になります。それを半分ぐらいを再配置というか他の業務の多いところに回したと仮定しますとその半分で1億2,000万円になります。それに、民間の経費になります委託料が大体1億円程度というところで、大体1億2,000万円ぐらいの財政効果というのがあるのかなと考えております。

とにかく、今回の民間委託は宇城市の根幹収入であります地方交付税の段階的な縮減の中で、住民サービスを維持するために内部の業務改革を進めることにより、財源と現在増加しております業務量に対応しようとするものでございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○18番（豊田紀代美君） 総務部長に御答弁で1点目は平成28年度から16業務について導入がされているということ、2点目が民間委託状況については了解をいたしました。3点目の個人情報保護対策においても罰則規定の整備や仕様書記載で受託者への徹底、さらには端末へのアクセス制限等で徹底的なリスク管理をされるということで理解をいたします。

また、4点目、3年から5年をめどに30人程度を民間委託可能と判断されているということを知りました。5点目はその試算について御説明をいただきましたが、減額効果が見込まれるということでございますので了解をいたしました、その件につきましては。

今、本市は権限委譲、それから地方創生といった行政需要が増大している中であって、昨年の熊本地震の発生で新たな災害対応業務により業務量が増大し、震災からの復旧・復興に優先的にマンパワーを注がれた状況や、職員の皆さんの懸命な頑張りについては高く評価をさせていただき、しっかりと把握をいたしております。

しかしながら、地方交付税のトップランナー方式の導入による歳出効果など、業

務改革を進めなければ市民サービスを維持することが難しく、厳しい状況にきていることも理解せざるを得ません。今後、業務改革の方策として、窓口業務の見直しや庶務業務の集約化、それを推進され、必要な職員規模を確保しながら復旧・復興の業務に加速をされ、歳出の効率化、住民サービスの向上に最大限御努力をしていただくように強くお願いをいたしておきます。

次に小さな2点目でございますが、先日ネットの総務省のホームページで、宇城市が業務改革モデルプロジェクトに関わる事業委託団体に決定したとありました。RPAを活用した窓口業務・内部管理業務改革であり、最新のモデルとして採択されたとありました。本議会の補正予算の委託料にも1,620万円が計上されております。具体的な事業の内容について、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（本間健郎君） 議員御質問のとおり、総務省の業務改革モデルプロジェクトに係る提案事業に、本市が提案した事業が採択されております。

平成29年度には、二十弱の団体の応募がありまして、決定された団体は全国で7団体ありまして、うち県内では本市のみの一団体となっております。この業務改革モデルプロジェクトに係る提案事業は、平成28年度から平成30年度の3年間で、各年度において全国で6団体程度国が委託して行われる事業でございます。

事業内容といたしましては、地方自治体におけます窓口業務、内部管理業務について民間企業の協力の下、業務全体を根本から見直して再構築し、それを実現するための手法を活用しながら、ICT化、オープン化、アウトソーシングなど、住民の利便性向上につながる業務改革に取り組む自治体を支援するとなっております。

本市の提案では、RPA等を活用した窓口業務改革といたしまして、遠隔地において審査等ができる仕組みを導入し、支所の事務を効率化させること。マイナンバーカードの活用等による申請書等の簡素化をさせることで、内部管理業務についてRPAによる業務自動化の検証をすることなどを予定しているというところでございます。

このRPAというものは、ロボティックプロセスオートメーションの略でございます。業務を処理する一連の過程をパソコン上のソフトウェア型ロボットに学習させて、自動化する仕組みのことでございます。この事業を通じて、更に業務改革を推進していこうというものでございます。

○18番（豊田紀代美君） 総務部長に御丁寧な説明をいただきましたが、大変申し訳ありませんが、いまいち理解ができません。ロボティックプロセスオートメーションを含めて、具体的にイメージできるように簡潔に再度御説明をお願いをいたしたいと思っております。

○総務部長（本間健郎君） 具体的にとのことですので、2点ほど例示させていただきます。

ます。

遠隔地において審査できる仕組みの導入はということで、本庁と支所をパソコン内にテレビ電話システムを導入し、支所に来られた住民の相談を直接本庁の担当職員に相談できるようなシステムを構築し、より専門的な相談ができるようにしていきたいということを目指しております。

それと、また住民票を取りに来られた場合、マイナンバーカード等を提示するだけで、マイナンバーカードを読み取ることで、申請書が基本部分で自動的に作成され、現在行っている申請書の記載が不要になるなど、市民の利便性の向上が図られることをイメージして取り組むところでございます。

- 18番（豊田紀代美君） 大変ありがとうございます。総務部長に2点ほど例をあげて御説明をいただきました。支所においても、より専門的な相談等を本庁とのパソコンを利用したテレビ電話で相談ができ、またマイナンバーを提示するだけで申請書の記載がなしで住民票等が取れるようになることは、高齢者の方々にとっても簡単に利用可能になると思います。市民の利便性、サービス向上につながるものだと理解をいたしました。市民の皆様への積極的な啓発をよろしく願いをいたしておきます。

次に大きな3点目、道路整備についてでございます。小さな1点目の宇城市立豊福小学校前の市道内田・御船線の道路拡幅について、土木部長にお尋ねをいたします。

- 土木部長（成田正博君） 市道内田・御船線、国道3号から市民病院へ入っていく道路のことでございますが、その道路拡幅整備事業につきまして、国道3号の豊福交差点から豊福小学校の南側、豊福神社横の小花豊福小学校線までの区間、延長160メートルを国の交差点改良事業に合わせまして、平成25年度から改良工事に着手しております。

この区間は、学校の通学路、市民病院へのアクセス道路などとして広く利用されている路線でございますが、歩道がなく、危険な状態でございますので、社会資本整備交付金を活用しまして、通学路の危険箇所解消対策として取り組んでおります。

平成27年度までに国道3号から約50メートルを実施いたしました。昨年度は交付金配分額や熊本地震等の影響によりまして、事業が行えませんでした。今回の計画の概要でございますが、現状4.5メートルの幅員のものを新たに車道と分離しまして、2.5メートルの歩道を学校側に設け、車道部分は2車線の車道幅員7メートル、全体で9.5メートルの道路へ拡幅いたします。

なお、施行区間が埋蔵文化財包蔵地に含まれていましたことから、事前の発掘調査を行いました。埋蔵物はありませんでしたので、残りの予定110メートル区間の工事

を早期に発注したいと考えております。

- 18番（豊田紀代美君） 土木部長御指摘のとおり、この区間は学校の通学路として、豊福小学校の児童たちのみならず、中学生の自転車通学路でもあります。さらには、救急指定病院である宇城市民病院の救急車の搬送のアクセス道路でもあり、長年危険箇所として地域全体で道路の拡幅を要望いたしておりました。

国道3号の豊福交差点から、豊福阿蘇神社横の小花豊福小学校線までの延長160m、今御説明いただきましたように50mは既に実施がされておりますが、今回の110m、学校側に2.5mの歩道を含む、全体的には9.5mの拡幅をやっていただく。本年度早期しゅん工を目指すということで理解をいたしました。土木部長にお礼を申しあげたいと思います。

傍聴席にも今日はたくさんの地域の方がお見えになっております。喜んでおいででございます、だと思えます。守田市長にお礼を申しあげたいと思います。ありがとうございます。

次に小さな2点目、多目的広場、旧自動車運転免許試験場跡地の市道権現前線から希望の里敷地内道路整備の進捗状況について、これも土木部長にお尋ねをいたします。

- 土木部長（成田正博君） 旧試験場跡地、多目的広場の東側から、希望の里敷地内の道路まで取り付けるためには、約280mの道路整備が必要になってきます。

これまで、熊本県及び県警、公安委員会と協議相談を行い、法令上の問題や制約につきまして、条件面の整理を進めてきたところでございます。昨年の4月に権現前線、道路測量設計業務委託としまして、現地の測量、道路詳細設計、交差点設計の発注を行っております。しかしながら、平成28年度は震災や豪雨の影響もありまして、目に見えるような進捗はございませんでしたが、昨年10月には測量を行いました図面を基に、公安委員会と希望の里敷地の管理者であります熊本県健康福祉部障害者支援課との取付け協議を行ったところでございます。

公安委員会と協議する中で、道路の接続で交通量が増えることから、国道3号までの一連の道路として計画し、4か所の交差点を含めた検討の必要が新たに生じました。現在、委託工期を延長しまして、測量と交差点部の詳細設計を追加して行っております。将来の通行車両増を見据え、国道3号から熊本南病院までの全体計画を精査しまして、医療施設や福祉施設、公園など地域拠点施設のアクセス機能向上のために、安心して安全な道路整備を行ってまいります。

- 18番（豊田紀代美君） 土木部長御指摘のように、道路接続で交通量が増えることから、国道3号までの一連の道路として計画に4か所の交差点を含めた測量と、交差点部の詳細設計を追加されることは理解ができました。

ただ、この多目的広場は、熊本県のだ真ん中、そして九州のだ真ん中に位置をいたしております。近くにインターもあり、交通アクセスも非常に恵まれております。平岡教育長にも御尽力をいただきまして、小中高のサッカー県大会や九州大会の誘致、さらには高齢者スポーツでは圧倒的な人気のグラウンドゴルフの県大会や九州大会の開催も可能になると考えております。

宇城市の特産品の販売や、各種イベントの開催で、大きな経済効果も期待できると確信をいたしております。医療施設や福祉施設等の拠点施設へのアクセス機能の充実や、宇城市の防災公園としてもこの約280㍍の道路整備は必要不可欠だと判断をいたしております。

この件につきましては、3回目の一般質問になります。執行部の御努力で、前回より協議項目も相当進んできております。あとは公安委員会との協議を残すところでございますが、一日も早い道路整備ができますよう執行部には特段の御努力をお願いしたいと思っておりますが、再度土木部長に御答弁をお願いいたします。

○土木部長（成田正博君） 豊田議員御指摘のとおり、多目的広場の利用者は年々増加していくものと予想されます。そういった市民の利用度や、費用対効果を考慮した市民サービスへの取組みは、是非必要なことと思っております。

土木部としまして、公安委員会との協議終了後、速やかに測量設計業務委託や用地交渉等に取り組み、早期着手を目指していきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 市長にもどうぞよろしくお願いをいたしておきます。

大きな4点目、震災対策についてでございますが、小さな1点目。昨年4月14日前震、4月16日の本震、さらには6月18日は震度4の余震、豪雨で午前4時50分に避難勧告が発令、午前8時に解除されたことを記憶いたしております。

そこで、本市における熊本地震発災後からの災害復旧事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。併せて熊本県内の状況についても御報告をいただければと思います。総務部長、お願いします。

○総務部長（本間健郎君） 災害復旧事業の進捗、あるいは県内の状況ということでございますけども、災害復旧等につきましては各部署に分かれておりますので、総務部で一括してお答えしたいと思います。

平成29年3月31日現在の災害査定決定数値で報告をさせていただきたいと思っております。本市の災害復旧事業の進捗は、道路、河川、橋りょう、下水道を合わせた公共土木施設では、査定件数が148件、うち発注件数が138件、発注率が98.2%、工事完了件数が86件で、完了率が58.1%となっております。

このほか、農地、農業用施設、林道、治山、漁港の合計で査定件数67件、うち発生件数67件、発注率で100%、工事完了件数15件で完了率22.3%とな

っております。市の全体では査定件数215件、うち発注件数が205件で発注率が95.3%、工事完了件数が101件で完了率が47.0%となっております。

また、熊本県の区市町村全体では、査定件数1万516件、うち発注件数3,801件で発注率が36.1%、工事完了件数1,317件で完了率12.5%ということになっています。

件数ベースで比較いたしますと、工事発注率では宇城市95.3%に対しまして県内36.1%、工事完了率では宇城市47%に対しまして県内12%となっております。発注率、工事完了率いずれも県内平均を大きく上回っている状況にあるということが伺えると思います。

今後とも、早期復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- 18番（豊田紀代美君） 総務部長、御報告ありがとうございます。平成29年3月31日現在の災害査定決定数値で本市の合計では、査定件数215件、うち発注件数205件で発注率が95.3%で、工事完了件数は101件で完了率が47.0%と御報告をいただきました。

熊本県内の区市町村全体では発注率が36.1%で、工事完了率が12.5%と発注率、工事完了率いずれも県平均を大きく上回っていることが確認できました。執行部や関係者の皆さんの御努力の成果だと思っておりますが、ここで改めまして本市の復旧・復興に向けての市長の思いをお示しいただきたいと思っております。

- 市長（守田憲史君） 市の工事では、発注率、工事完了率が県内平均を上回っているとはいえ、まだまだ復旧は途上にあるので、多くの地域で不便を来されているものと感じております。

また、この市町村工事ではなく、熊本県の工事におきましては、隣接他市町村に比べまして県の工事額が、金額が大変大きいものがございます。それも一重に宇城市の被災が大きかったことが伺えるところでもございます。

今後、1日も早く復旧・復興ができますように、全力で取り組んでいるところでございます。

- 18番（豊田紀代美君） 市長の短い御答弁の中にも復旧・復興に対する強い思いが感じ取れました。御苦労も多いとお察しいたしますが、宇城市民のために今後も全力でお取り組みいただきますようによろしくお願いをいたしておきます。

小さな2点目、復興基金を活用した新規事業の被災者支援について、県の6月補正に上がっている復興基金事業で、被災者に直接関係する事業についてのお尋ねをいたしたいと思っております。

- 総務部長（本間健郎君） この復興基金事業につきましても、各部署に分かれておりますので、総務部で一括してお答えしたいと思います。

これまでの復興基金事業にプラスされて、県が6月補正にあげている事業でございます。本市についてはこれからの取り組みになりますが、数点ございますので御紹介させていただきます。

まず、仮設住宅等コミュニティ形成支援事業というのがございます。仮設住宅住民等の地域コミュニティ形成活動経費として、仮設住宅等の住民が参加する自治組織に年額5万円から20万円を助成ということです。基本的に仮設住宅で自治体を結成したらその運営費を若干支援しますよというような助成になっております。

それと、被災した住民が2割以上軽減した自治組織に防犯灯電気料金の50%を助成するというので、住民が2割減った行政区が対象になるというところでございます。

それと、農地等被災農業者生活支援事業というのがございます。被災農地に今年度作付けができず、収入が大幅に減少する農業者に対しまして、借地等による営農維持支援といたしまして、借地料であったり、機械借上げ料等の経費を10㎡あたり2万2千円助成すると、また、被災農業者の雇用支援といたしまして、被災農家を雇用したJA農業法人が支払う労賃の2分の1を、月あたり9万7千円を上限に助成するというのがございます。

それに、小規模農業用水路、農道の早期復旧支援事業というのがございます。被災した小規模な農業用水路、農道について、復旧に要する経費を支援するもので国庫補助の対象にならない1か所40万円未満の事業費で、多面的支払交付金実施区域外で受益者が2戸以上の場合、材料費、機械借上料等に対し、補助率3分の2、上限26万6千円が助成されるというものでございます。

このほか、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業などの支援メニューがございますので、詳しくは今後広報紙やホームページ等で周知いたしますので、それぞれに合わせて、それぞれの担当課に御相談していただきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 総務部長より仮設住宅等コミュニティ形成支援事業や、農地等被災農家の皆さんの生活支援事業あるいは小規模農業用水路、農道早期復旧支援事業について御説明をいただきました。

今後、広報紙やホームページ等で周知をされ、それぞれの担当課に御相談をされるようにということでございますが、嘱託員会議や関係機関あるいは団体等との情報を共有され、その他の支援事業等も合わせて活用できるように徹底してよろしくお願いをいたしたいと思っております。

小さな3点目、仮設住宅やみなし仮設住宅の自宅再建見通しについてでございますが、仮設住宅やみなし仮設住宅に入居されている方々の自宅再建等について、ど

のように把握をされているのかお尋ねをいたします。

- 健康福祉部長（清成晃正君） 自宅再建等についての把握ということにお答えいたします。応急仮設住宅やみなし仮設住宅等に入居されている方を対象に、今年3月県の調査依頼を受けてアンケート調査を実施しております。調査対象者は692世帯、415世帯の回答を得ているところでございます。回答率は約60%となります。その中で、今後の住まいの規模について聞いております。

自宅を再建したいと希望している方は218世帯、全体の52.5%です。また、災害公営住宅を希望している方が60世帯14.5%となっております。これを692世帯100%に換算すると、大体100世帯になる見込みです。

それと、民間賃貸住宅を希望されている方は37世帯約9%、それにあと100戸の方々がまだはっきり決めていない方となります。回答のなかった40%の方と、その後新規に入居された方に対しては、宇城市地域支え合いセンターに依頼し、6月中に訪問調査等を行い、全体で800世帯となりますが、全世帯の意向を確認することとしております。

- 18番（豊田紀代美君） 健康福祉部長にアンケート調査結果の御報告をいただきました。今後計画をまだ決めておられない方と、回答がなかった40%と新規入居者の方に対しても、宇城市地域支え合いセンターに依頼されて6月中に訪問調査を行い、意向の確認をしていただくということで御苦労をおかけいたしますが、意向調査の徹底をお願いしたいと思っております。

調査結果を踏まえまして、今後宇城市がどのような支援をなさるのか、再度健康福祉部長にお尋ねをいたします。

- 健康福祉部長（清成晃正君） 調査結果の内容を検討し、被災者の状況により支援が必要な方について個別支援計画を作成いたします。個別支援計画で明らかになった生活再建困難世帯に対する重点的な支援については、関係各課や関係機関と緊密に連携し、支援を実施していくこととなります。

一例をあげますと、自宅の再建を希望しているが資金調達や手続きが分からない方については、不動産情報の斡旋や住まい再建に向けた各種手続きに支援を、県が雇用した専門家が宇城市地域支え合いセンターに派遣され、相談に乗るなどして個別の課題解決にあたります。支援は7月から予定しております。

- 18番（豊田紀代美君） 健康福祉部長に大変ありがたい御答弁を頂戴しました。支援が必要な方には、個別支援計画の作成、生活困難世帯には関係各課や関係機関と緊密に連携をしていただき支援の実施をする。

また、県が雇用された専門家が地域支え合いセンターに派遣をされ、個別の課題解決のために7月から支援がスタートするとの御報告をいただきました。是非、仮

設住宅、みなし住宅の皆さんに周知をしていただきたいと思います。

6月8日の熊日新聞に、越境被災者、県内16市町連携してみなし仮設巡回という記事がございました。部長も御覧になったと思いますが、宇城市のみなし仮設入居世帯は3月末で509世帯、うち被災者転入が73世帯とありました。

そこで、宇城市以外のみなし仮設住宅に入居している方への支援についても、健康福祉部長に再度お尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（清成晃正君） 市外のみなし仮設住宅に入居されている方への支援につきましては、訪問や電話での安否確認、見守り活動を行っているところです。希望者には広報紙等も郵送しております。

今、豊田議員話されましたように、自治体間でお互いのみなし仮設に入居されている方については、見守りを相互に実施しております。現在、熊本市と8件、宇土市と1件を実施しております。今後も自治体間の協議により実施してまいります。

○18番（豊田紀代美君） 宇城市外のみなし住宅、仮設住宅入居者についても既に訪問や電話で見守り活動を実施されているとの御報告、ありがとうございます。

越境被災者についても熊本市と8件、宇土市と1件実施されているということをお聞きいたしました。なかなか難しい点もあると思われそうですが、仮設住宅に比べますと、みなし仮設住宅は支援の手が届きにくいとお聞きをいたしますので、しっかりと見守り活動をお願いいたしておきます。

小さな4点目、契約期間終了後の仮設住宅の移築計画についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 応急仮設住宅につきましては、課題整理を進めながら有効活用する方向を考えていきたいと思っております。

御質問の現在の仮設住宅の移築についてでございますが、仮に移築をするとした場合、現在の建物のまま移動させることは困難でございます。一旦建物を解体して、その部材を使用して新たに建設するといった方法になるかと考えられます。この場合、解体、運搬、建築工事といった費用が発生しまして、費用につきましては新築と変わらない金額になるかと推測されます。再利用する場合は、移築も含めた他の方法もありますので、課題整理をしながら検討していきたいと考えております。

県のほうから、できるだけ解体しないでそのまま利用していただきたいと要望がありますが、様々な課題を整理しながら、入居者や市民の声を聞きながら検討していきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 土木部長の御答弁で、応急仮設住宅を移築する場合、解体、運搬、それから建築の費用が発生し、新築と変わらないほどの金額が必要となるといって御答弁がございました。大変もったいないお話ですが、新築と変わらない金額

であれば、移築については慎重に考えなければならないと思います。県からはできるだけ解体をしないで、撤去しないで利用してもらいたいとの御要望をいただいても、慎重な判断がこれには必要かなと、今お聞きして思っております。

御領仮設住宅や、曲野長谷川仮設住宅、また井尻仮設住宅には、市営の公営住宅として利用可能だと思いますが、当尾と豊野仮設住宅はグラウンド敷地であり、小川の仮設住宅は民有地でもあります。今後、早急にしっかりとした検討計画を立てていただきたいと思います。

また、仮設住宅の入居期間は基本2年間ですが、それまでに災害公営住宅の完成が間に合わないことが考えられます。その場合は対応をどうなさるのか、さらには災害公営住宅は国の補助金を活用して整備されますが、地元自治体の負担が4分の1であり、東日本大震災では特例で国の補助が8分の7まで引き上げられております。議会としましては、国に対して強く要望すべきだと考えておりますが、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 最初の御質問の災害公営住宅の建設が、仮設住宅入居期限に間に合わない場合の対応ですが、蒲島知事も豊野の仮設住宅に来られまして、「仮設住宅から追い出すようなことはしない。」とおっしゃっています。そのとおり、私も同じ考えでございます。そのためには、災害公営住宅の早期建設が喫緊の課題と考え、現在取り組んでいるところでございます。

災害公営住宅整備に対する補助の件ですが、地元負担を少しでも軽減できるように議員の皆様や他の被災自治体と一緒に、国に強く要望していきたいと考えております。

○18番（豊田紀代美君） 市長、ありがとうございます。私ども議員も、入江議長や議員各位と相共に、国に強く要望すべきだと考えております。

小さな5点目、昨年6月18日に熊本県で第1号のみんなの家が宇城市の当尾仮設住宅に完成をして、蒲島知事が視察においでいただいたことを覚えております。それから1年、仮設住宅のみんなの家の管理運営についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 熊本地震で被災された方々の痛みを和らげ、少しでも安らぎを感じていただけるよう、応急仮設住宅の集会所や談話室として、みんなの家を設置しています。

現在、6か所の応急仮設住宅のうち、当尾、小川、井尻の3か所の仮設住宅にみんなの家を設置しております。今年8月頃には御領と曲野長谷川の2か所の仮設住宅にも設置する予定でございます。

みんなの家では、昨年10月に開設されました宇城市地域支え合いセンターが、地域のNPO、外部のボランティアとの調整や各地区月2回のお茶会などを開催し

ています。熊本弁からとった「どぎゃん会」と名づけられたお茶会では、10人から30人の人が集まり、ゲームやレクリエーション運動、健康チェック、講話や花植えなどを行い、入居者同士の交流や情報交換を行っておられます。

また、月1回、熊本こころのケアセンターや、宇城総合病院、熊本災害ボランティア団体ネットワーク等を含めた災害復興支援連携会議（地域支え合いセンターが主体となっております）を開催し、復旧・復興に向けた支援策を協議しています。

○18番（豊田紀代美君） 私もこれまで、当尾仮設住宅に炊き出しに2度ほど、それから臨床心理士と心のケア活動に1回参加をいたしました。その際、地域支え合いセンターの職員の皆さんとは一緒に活動させていただきましたが、局長はじめ皆さん本当に頑張っておいででございました。

地域支え合いセンターの6月分の予定表を部長から頂戴いたしまして拝見しましたが、「どぎゃん会」、今おっしゃったとおりでございまして、各みんなの家で実施をされております。お茶会やゲーム、レクリエーション、健康チェック、講話、花植えなど、入居者同士の交流や情報交換の場所として御報告をいただきました。

先週の6月13日、松橋高校の生徒たちが当尾仮設住宅のみんなの家を訪問いたしております。入居者の人たちと一緒にペットボトルをピンに見立ててボーリングをし、ストライクが出たら生徒たちが手編みをしたアクリルたわしをプレゼントしておりました。そのほか、ハンドベルとかで交流を深めている様子がNHKのテレビで何回も放映されておりました。入居の高齢者の皆さんの笑顔が、とてもうれしく感じました。

また、当尾小学校の児童が当尾仮設住宅に行き、運動会の招待状をお持ちしたとお伺いいたしました。仮設入居者の方々が応援に来られたということも、先日の町民地区会議で当尾小学校の先生からの御報告があつておりました。

この際、地域支え合いセンターのスタッフの負担軽減のために、より多くのネットワークを広げられ、NPO団体や民間のボランティア団体の皆さんと連携を密にして、みんなの家の運営をされたらと思います。多くの利用をしていただくために、開放時間の延長についてのお考えはないのか、端的に御答弁をお願いします。

○健康福祉部長（清成晃正君） 今現在、週2回ほど午後1時から4時までの間開放しております。これは、備品等の盗難防止のため1日中開けているのができないということで、今そのように行っております。

ただ、今後利用者を増やすためには開放回数や時間延長などについても、地域支え合いセンターと協議していきたいと思っております。

○18番（豊田紀代美君） 簡潔に御答弁、ありがとうございます。是非、御検討をよろしく願いをいたしておきたいと思っております。

今回は、毎回宇城市議会議員になりまして、休まず一般質問をさせていただいておりますが、大きくは4点ほど質問をさせていただきました。

発災後、本市の復旧・復興は、まだまだ市長おっしゃるとおり道半ばでございます。これからが正念場です。本年度を復興元年と捉えて、位置付けて、市長はじめ執行部の皆さん、そして議会、宇城市民の皆さんとオール宇城市でこの難局を乗り越えなければならないと強く思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（入江 学君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第2 報告第3号 平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第4号 平成28年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第5号 平成28年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第5 報告第6号 平成28年度宇城市簡易水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第7号 平成28年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 報告第8号 平成28年度宇城市民病院事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第8 報告第9号 平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（入江 学君） 日程第2、報告第3号平成28年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第9号平成28年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第3号から報告第9号までを終わります。

-----○-----

日程第9 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）

○議長（入江 学君） 日程第9、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第2号の討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンをそれぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）

○議長（入江 学君） 日程第10、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号の討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第3号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンをそれぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）

○議長（入江 学君） 日程第11、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号の討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）を採決します。採決は押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンをそれぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第37号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第38号 宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第39号 宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（入江 学君） 日程第12、議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、議案第39号宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第15 議案第40号 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

○議長（入江 学君） 日程第15、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、順番に発言を許します。

まず、14番、河野一郎君の発言を許します。

○14番（河野一郎君） 議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料において、不知火小学校校舎建設に係る基本設計、実施設計、地質調査の業務委託費2億円が計上されております。不知火小学校校舎建設については、不知火町の方々に建設場所を決めていただくとの方針のもと、不知火校区地域連絡協議会で説明がなされ、その後検討委員会が設置をされました。

検討委員会ではアンケート調査を実施され、その結果を踏まえて協議され、現在の不知火小学校の場所が相当であるとの提言がなされております。この検討委員会からの提言を受けて、市として不知火小学校校舎建設場所をどのように判断するのか、市長にお伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 6月7日に不知火小学校校舎建設に関わる検討委員会から意見書の提出があり、その中で現在の不知火小学校の場所が相当であるとの提言を受けました。

また、検討委員会で実施されたアンケート調査の結果でも、58%の方が現在の不知火小学校の場所がよいとの回答がなされています。私としても、不知火町の皆様の意見を尊重し、現在の不知火小学校の場所に建設することといたしました。できるだけ早く校舎を建設し、子どもたちが楽しく健やかに学校生活を送ることができる環境づくりが必要であると考えております。

○議長（入江 学君） 次に、20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） ただいま議題になっております、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）につきまして質疑をいたします。

1点目、款2総務費、項1総務管理費、目20地方活性化関連経費の中で13委託料、集落人口ビジョン・集落版総合戦略作成支援業務委託料約1,400万円と、DMOマーケティング実証実験業務委託料につきまして、詳しい説明がありませんでしたので、詳しい説明を求めます。

2点目、款6商工費、項1商工費、目4観光費の委託料で、測量設計業務委託料2,000万円について、金桁温泉復活に係る予算と説明がありましたが、詳しい説明と建設までのタイムスケジュールについても答弁を求めます。

3点目、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費の13委託料の基本設計業務委託料5,000万円につきまして、ただいまの河野議員からの指摘もありましたが、予算の中で事業規模、施設の概要、積算の根拠・内訳、発注時期についての詳しい説明を求めます。また、測量設計業務委託料1億4,000万円につきましても事業規模、事業の概要、積算の根拠・内訳、発注の時期について説明を求めます。

4点目、同じく教育費、項3中学校費、目1学校管理費の13委託料の基本設計業務委託料3,300万円について、建築費の概算と先日説明がありましたけども、A案、B案のどちらで建設を予定されているのかをお尋ねいたします。

○議長（入江 学君） 答弁は質問の順番にお願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 中山議員の御質問にお答えいたします。補正予算書の17ページをお願いいたします。

17ページの目20地方活性化関連経費、節13委託料の中の集落人口ビジョン・集落版総合戦略作成支援業務委託料、それからDMOマーケティング実証実験業務委託料の内容についてでございます。この集落人口ビジョン・集落版総合戦略作成支援業務と、DMOマーケティング実証実験業務は、いずれも地方創生推進交付金を活用した事業でございます。

まず、集落人口ビジョン・集落版総合戦略作成支援業務について御説明いたします。本市の試算では、平成36年度には行政区の1割が限界集落、6割が準限界集

落になるものと見込んでおりました、集落の人口減少、それから高齢化の進行に伴いまして、地域コミュニティの維持が課題となっております。そこで、地域が抱える課題を解決し、住民自身が思い描く地域の将来像を実現するために、集落ごとに集落人口ビジョン、集落版総合戦略を作成してまいります。本年度は、松合校区をモデル地区としまして事業を進めますが、今後他の地域にも展開してまいりたいと考えております。

事業費1,418万1千円の内訳としましては、人口減少対策とコミュニティ維持のための検討会の運営、それから資料作成、地域の現状などの調査・分析、アドバイザー委託などで1,150万円、地域住民へのアンケート調査などで268万1千円を計上いたしております。

次に、DMOマーケティング実証実験業務委託について御説明いたします。三角西港が本市の観光の核となっておりますことから、三角地域で昨年度から観光マーケティングに取り組むマーケティング委員会を立ち上げまして、市場調査、いわゆる観光の消費実態調査などを実施しております。今年度はその調査を継続するとともに、新たなマーケティング活動を実施し、そのマーケティングに基づいた実証実験に取り組むものでございます。

事業費1,200万円の主なものとしましては、マーケティング委員会を支援するアドバイザー委託300万円、域内での消費額、来訪者増などの各種調査、その集計などの委託料として500万円、実証実験業務委託として100万円を計上しているところでございます。

○三角支所長（内田公彦君） 予算書23ページ、款6商工費、項1商工費、目4観光費、節13委託料の測量設計業務委託料2,000万円について御説明いたします。

三角町金桁地区の資源である金桁鉱泉の復活という目的をもって、昨年度から過疎計画にのっとり、温泉施設の建設準備を進めているところでございます。本年3月には、平成26年度まで三角老人福祉センターの浴場に使用してきました金桁鉱泉の揚水試験等の検査を実施しております。揚水試験の結果については、揚水量が1分間で140ℓで、浴槽の大きさは男女それぞれ一度に8人から10人程度が適当であると報告を受けております。

御質問の測量設計費の内容につきましては、温泉施設の建設に向けた本年度の準備といたしまして、先ほどの試験結果等を踏まえ、基本設計費600万円、実施設計費1,000万円と建設予定地の地質調査をするための地盤調査費400万円として総額2,000万円と見込み、予算を計上しております。

今後も、地域住民の方々の要望に応えるため、地域の資源である金桁鉱泉を利用した温泉施設の早期建設を目指し、事業計画を進めてまいります。

○教育部長（緒方昭二君） 28ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料の一番上の基本設計業務委託料5,000万円は、不知火小学校校舎建設に係る基本設計業務委託料です。積算根拠につきましては、官庁施設の設計業務と積算基準により積算しております。内訳といたしましては、校舎改築分が3,850万円、屋内運動場が1,000万円、プールが150万円としているところでございます。

同じく節13委託料の欄中、下から3段目の測量設計業務委託料1億4,000万円につきましては、不知火小学校校舎建設に係る実施設計業務委託料が1億3,500万円、不知火小学校及び豊福小学校2校にエアコン設置する空調設備設置工事実施設計業務委託料が500万円です。不知火小学校校舎建設実施設計業務委託料の積算根拠につきましては、官庁施設の設計業務委託料と積算基準により積算しております。

内訳としましては、校舎改築分が8,100万円、屋内運動場が2,500万円、プールが400万円、校舎等の解体が2,500万円としているところでございます。

なお、発注時期につきましては、平成31年6月に発注をしたいと思っております。規模につきましては校舎につきましては約5,800平方メートル、また屋内運動場につきましては1,000平方メートルを考えているところでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料のうち、一番上の基本設計業務委託料3,300万円は、松橋中学校屋内運動場建設に係る基本設計業務委託料でございます。積算根拠につきましては、不知火小学校と同様に、官庁施設の設計業務と積算基準により積算しているところでございます。

基本設計業務委託料3,300万円の内訳といたしましては、屋内運動場分が2,300万円、武道場分が1,000万円としているところでございます。発注時期につきましては、平成30年10月に発注したいというところで今見込んでいるところでございます。屋内運動場の規模といたしましては2,300平方メートル、武道場としては940平方メートル程度現在計画しているところでございます。

なお、A案、B案のどちらを選択かということでございます。A案につきましては体育館、また武道場別々に並走で建てるというのがA案でございます。また、B案につきましては、体育館に一体型として武道場を建てるというのがB案でございます。現在、体育館、武道場別々に建てるA案を検討しているところでございます。

○20番（中山弘幸君） まず、集落ビジョンにつきましてですが、これはこれまで松合をされてきましたけども、今後これを、松合を継続して発展じゃなく、また

新たな集落をしていくということですか。そこを確認します。それと、あとは結構です。

それから、金桁温泉ですけども、これは予算書には測量設計とありましたので、測量分の造成工事か何かの分かと思っておりましたけども、基本設計料が600万円で、実施設計が1,000万円、あと地盤が400万円ということでした。要するに、温泉施設の基本設計料と実施設計料が入っているということですけども、だったらもうちょっとこの予算書の書き方を設計委託料と書かないと、測量設計とあるのでそこは分からないという指摘が1点と、それともう実施設計に今度は入っていくわけですけども、現在、水質の調査がっておりますけども、例えば経営的なシミュレーションでありますとか、試算とか、例えば経営母体をどうするのかといった基本的なことは検討されているのか、その点をお尋ねいたします。

それと、小学校費ですけども、場所は現在の小学校ということで理解しました。それと、この内訳も測量設計の方が今の説明では建築の実施設計料という説明がありましたけども、そこちょっと納得がいかないというか、測量設計が1億4,000万円とあったでしょう、予算書には。でも、今の説明では、実施設計という説明がありましたが、そこの辺りをちょっと説明をお願いします。

それと、中学校の体育館の発注の時期が、平成30年の10月ということでしたが、これは建築の工事の発注ですか、今の説明。この設計のじゃなく、平成30年の、実施設計ですか。その確認をお願いします。

それと、事業規模の面積はありましたけども、金額ベースのがありませんでしたので、金額ベースが分かっていたら金額ベースの説明を加えてお願いいたします。

○議長（入江 学君） 中山議員、金桁からでいいですか。

○20番（中山弘幸君） はい、どうぞ。

○企画部長（岩清水伸二君） 金桁鉱泉の今後の運営体制と申しますか、そういったことに検討は行っているかという質問だったかと思えます。

今回、基本設計をまず行いまして、施設の規模とか構造とか、そういったものを決めまして、それから実施設計という流れになっていきますけれども、基本設計ができた段階で施設の全容が判明しますので、それと合わせて運営体制を検討してまいりたいと思っております。現在のところはまだ検討は行っておりません。

○教育部長（緒方昭二君） まず、不知火小学校の委託料につきましては、基本設計業務委託料が5,000万円でございます。また、不知火小学校の実施設計業務委託料につきましては1億3,500万円ほどでございます。

続きまして、松橋中学校の発注時期でございますけど、これにつきまして先ほど平成30年10月と申しあげたのは、工事の発注時期でございます。

また、工事の内訳ということでございます。工事全体では、これは解体費、改築費込みでございますけど、松橋中学校につきましては約9億6,300万円を見込んでいただいております。うち解体についてが9,000万円と、これは新築工事につきましては体育館等で7億円でございます。

小学校につきましては、工事費全体で18億3,000万円を見込んでおります。そのうち仮設校舎を2億円、解体につきましては1億円でございます。あと、校舎につきましてはの新築工事が10億4,000万円、体育館が3億2,000万円、プールが1億4,000万円、外構につきまして3,000万円見込んでいただいております。

○議長（入江 学君） 中山議員、詳細は委員会でもた付託されますので、もう一つ何かありましたら簡潔に。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。じゃあ、設計費ということですね。測量設計だから、私は外構とか、その辺と理解しておりますけども、実施設計費ということですね、この1億4,000万円は。

○議長（入江 学君） 教育部長、簡潔に。

○教育部長（緒方昭二君） 1億4,000万円につきましては、先ほど話しましたとおり不知火小学校の建設に係る実施設計業務委託料が1億3,500万円、また、不知火小学校、豊福小学校2校にエアコン設置する空調設備設置工事実施設計業務料が500万円でございます。1億4,000万円の内訳は以上でございます。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。以上で終わります。

○議長（入江 学君） 次に8番、五嶋映司君の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 議案第40号宇城市一般会計補正予算（第1号）の款2総務費の項1総務費、目19熊本地震振興基金事業、節19地域コミュニティ施設支援事業補助金と、自治公民館整備補助金について、それともう一つ款6商工費、項1商工費、目4観光費、節19フラワーフェスタ実行委員会補助金の2点について質疑を申しあげましたが、事前に執行部から資料、説明を受けまして了解いたしましたので、質疑を取り下げます。

○議長（入江 学君） これで、議案第40号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第16 議案第41号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第42号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第43号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)

日程第19 議案第44号 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第45号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(入江 学君) 日程第16、議案第41号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から、日程第20、議案第45号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。

これから、質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第45号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)までにつきましては、お手元に配布しております平成29年第2回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第21 同意第8号 農業委員会委員の任命について(坂本 一雄氏)

日程第22 同意第9号 農業委員会委員の任命について(川村 良行氏)

日程第23 同意第10号 農業委員会委員の任命について(前田 雄司氏)

日程第24 同意第11号 農業委員会委員の任命について(本崎 弘氏)

日程第25 同意第12号 農業委員会委員の任命について(城尾 孝児氏)

日程第26 同意第13号 農業委員会委員の任命について(亀山 久氏)

日程第27 同意第14号 農業委員会委員の任命について(吉良 邦夫氏)

日程第28 同意第15号 農業委員会委員の任命について(河野 一氏)

日程第29 同意第16号 農業委員会委員の任命について(田口 昭也氏)

日程第30 同意第17号 農業委員会委員の任命について(中山 秀光氏)

日程第31 同意第18号 農業委員会委員の任命について(本郷 幸弘氏)

日程第32 同意第19号 農業委員会委員の任命について(植田 耕清氏)

日程第33 同意第20号 農業委員会委員の任命について(百家 美代子氏)

日程第34 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(遠山 明美氏)

○議長(入江 学君) 日程第21、同意第8号農業委員会委員の任命について(坂本一雄氏)から日程第34、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について(遠山明美氏)までを一括議題とします。

これから、質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第8号から、諮問第1号までは委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号から、諮問第1号までは委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第35 休会の件

○議長（入江 学君） 日程第35、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日20日火曜日から26日月曜日までは、議事整理及び各常任委員会の審査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、明日20日から26日まで休会することに決定しました。

なお、24日及び25日は市の休日のため休会であります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時44分

第 5 号

6月27日 (火)

平成29年第2回宇城市議会定例会（第5号）

平成29年6月27日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第37号 | 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第38号 | 宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第39号 | 宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第40号 | 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第41号 | 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第42号 | 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第43号 | 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第44号 | 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第45号 | 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 同意第8号 | 農業委員会委員の任命について（坂本 一雄氏） |
| 日程第11 | 同意第9号 | 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏） |
| 日程第12 | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について（前田 雄司氏） |
| 日程第13 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏） |
| 日程第14 | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命について（城尾 孝児氏） |
| 日程第15 | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命について（亀山 久氏） |
| 日程第16 | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命について（吉良 邦夫氏） |
| 日程第17 | 同意第15号 | 農業委員会委員の任命について（河野 一氏） |
| 日程第18 | 同意第16号 | 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏） |
| 日程第19 | 同意第17号 | 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏） |
| 日程第20 | 同意第18号 | 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏） |
| 日程第21 | 同意第19号 | 農業委員会委員の任命について（植田 耕清氏） |
| 日程第22 | 同意第20号 | 農業委員会委員の任命について（百家 美代子氏） |
| 日程第23 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（遠山 明美氏） |

日程第 2 4

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 5

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 高 橋 佳 大 君	2 番 高 本 敬 義 君
3 番 大 村 悟 君	4 番 星 田 正 弘 君
5 番 福 永 貴 充 君	6 番 溝 見 友 一 君
7 番 園 田 幸 雄 君	8 番 五 嶋 映 司 君
9 番 福 田 良 二 君	10 番 河 野 正 明 君
11 番 渡 邊 裕 生 君	12 番 大 嶋 秀 敏 君
13 番 尾 崎 治 彦 君	14 番 河 野 一 郎 君
15 番 長 谷 誠 一 君	16 番 永 木 伸 一 君
17 番 入 江 学 君	18 番 豊 田 紀代美 君
19 番 堀 川 三 郎 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 浅井正文君
教育長 平岡和徳君	総務部長 本間健郎君
企画部長 岩清水伸二君	市民環境部長 松本秀幸君
健康福祉部長 清成晃正君	経済部長 吉田裕次君
土木部長 成田正博君	教育部長 緒方昭二君
会計管理者 戸田博俊君	総務部次長 成松英隆君
企画部次長 木下堅君	市民環境部次長 上原久幸君
健康福祉部次長 那須聡英君	経済部次長 中村誠一君
土木部次長 坂園昭年君	教育部次長 蛇島浩治君

三角支所長	内 田 公 彦 君	不知火支所長	辛 川 広 倫 君
小川支所長	園 田 敏 行 君	豊野支所長	木 村 隆 之 君
市民病院事務長	吉 澤 和 弘 君	農業委員会 農事務局長	重 田 公 介 君
監査委員事務局長	中 村 久美子 君	財 政 課 長	天 川 竜 治 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第37号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第2 議案第38号 宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第39号 宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンタ
ー条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第40号 平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第41号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）

日程第6 議案第42号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）

日程第7 議案第43号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号）

日程第8 議案第44号 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第45号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（入江 学君） 日程第1、議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を
改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第45号平成29年度宇城市下
水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

去る6月19日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報
告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果につ
いて、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。総
務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過
並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件2件、予算案件1件の合計3件の議
案であります。

委員会を6月20日、大委員会室において開催しました。

委員会には全委員が出席し、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関
係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の経過と論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「観光施設に位置付けることによって、旧宇土郡役所の管理・保全・活用はどのようになるのか。」との質疑に対し、執行部から「今後は市が管理・保全を行っていく。J E I Sが使用する事務室及び教官室は行政財産の目的外使用としてJ E I Sとの契約を見直すが、観光客には今までどおり事務室と教官室以外は公開していく。」との答弁がありました。

次に、議案第39号宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。委員から「コミュニティーセンターを廃止し、レポートを有効活用するということだが、地域住民から開館の要望は出ていないのか。」との質疑に対し、執行部から「利用者数は年々減少している。昨年の震災後から閉館しているが、住民の要望は何も届いていない。」との答弁がありました。

委員から「跡地の利用は何か決まっているのか。」との質疑に対し、執行部から「土地は794.56平方メートルあり、利用についてはまだ何も決まっていない。」との答弁があり、委員から「住民の期待もあるので是非誠意を持って進めていただきたい。」との意見がありました。

次に、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。歳出の総務費、防犯カメラ設置工事費について、委員から「三角駅前に2基設置とのことだが、その経緯と設置後の管理はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部から「警察からの依頼で設置するもので、市内の設置数は23基となり、一部を省き市が管理している。」との答弁がありました。

委員から、「防犯カメラは犯罪の抑止、物証に有効であり、安全・安心な市にしていくため、今後防犯カメラ設置については市から警察に要望していただきたい。また、防犯カメラ設置の年次計画をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、総務費の窓口業務委託料について、委員から「総務省がいう民間委託業務は非常に幅の広いものとなっているが、今回、どこの部署を民間委託しようとしているのか。市の行政改革大綱の進め方の柱に市民協働とあるが、市民に公共サービスのあり方を問う、意見を聞くことがなかったと思うが、すり合わせ、事前の協議・経緯についてお尋ねしたい。」との質疑に対し、執行部から「現在住民票はコンビニで発行しており、来庁者の申請受付、入力業務等は民間委託できると考えている。部長会に報告し、職員労組とも協議を済ませている。市民環境部、支所と協議をし、また担当者と現状の問題点について協議を進めている。市民サービス向上のため、行政改革大綱に沿って進めている。」との答弁がありました。

委員から「災害復興に係る人員確保という説明であったが、再任用職員や任期付職員を採用する等の対策があるのでは。」との質疑に対し、執行部から「任期付職員については、現在も鹿児島県からの派遣職員や民間の職員をお願いしている。再任用職員については、今後職員数と業務量を考え検討していく。」との答弁がありました。

討論では、「震災復興のために人員確保という理由付けであったが、再任用職員の有効活用や新規職員の採用等の対策を取るべきであり、個人情報管理や不正請求等の対応も不安である。」との反対討論がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であり、これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件2件、予算案件1件の3議案につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（堀川三郎君） 建設経済常任委員会審査報告を行います。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を6月20日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第38号宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「平成29年度に要望している急傾斜地崩壊危険箇所はどこにあたるのか。」との質疑に対し、執行部から「三角町の済生会みすみ病院周辺の高々崎地域と、豊野町山崎地域の2地域を県に要望している。」との答弁がありました。これに対して、委員から「今後も対策工事を行う予定はあるのか。」との質疑に対し、執行部から「急傾斜地の整備率は20%程度と低い状況であるため、今後も対策工事を行う必要が出てくると予想している。」との答弁がありました。

次に、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の商工費について、委員から「今回の補正予算でふるさと祭り実行委員会補助金が計上されているが、各町の補助金の内訳はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部から「松橋町が270万円、小川町が225万円、豊野町が200万円、不知火・海の火まつりが337万円を計上している。」との答弁がありました。これに対して委員から「不知火・海の火祭りが他の祭りと比較して高く計上してある。松橋ふる

さと祭りを例でいくと、花火代は企業と各家庭の協賛金で運営しているが、不知火・海の火祭りも同様に自主努力をした上でのこの補助金額なのか。」との質疑に対し、執行部から「松橋は一家庭500円、小川一家庭300円、豊野は一家庭200円の寄附と企業からの協賛金で運営されている。不知火・海の火祭りについては、平成28年度の実績では会社、法人など105社から計126万1,118円の協賛金で運営されている。」との答弁がありました。

次に、住宅費について、委員から「災害公営住宅建設予定地の文化財発掘調査はどれぐらいの期間を想定しているのか。」との質疑に対し、執行部から「建設予定地である松橋の憩いの家跡地を2つの地域に分け、1つの地域は27日間、もう1つの地域は65日間を想定しており、10人体制で行う予定である。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件1件、補正予算案件4件につきましては、全て原案可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を6月21日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について、委員から「不知火保育園の民営化の進捗状況は。」との質疑に対し、執行部から「6月に保護者への説明会を2回実施している。今後の予定としては、10月までに募集要綱を確定し、11月から募集を行い、今年度内に移管先を決定し、平成30年度引継期間、平成31年4月より移管する予定。」との答弁があり、それに対し委員より「説明会での保護者からの意見は。」との問いに、「特に大きな反対の声はなく、非常勤職員の雇用条件や処遇に対する質問や、先に民営化を行った松橋保育園と河江保育所の状況の確認が多かった。」との答弁がありました。

次に、委員から「待機児童支援助成事業補助金について、待機児童との関係はあるのか。また、待機児童の状況は。」との質疑に対し、執行部から「現在、待機児童は0人であるため、補助対象者もない状況であるが、今後入所希望に対応できるように想定したものである。」との答弁がありました。

次に、委員から「施政方針の中にもある、さしより野菜事業の進捗状況は。」との質疑に対し、執行部から「本年度からの事業のため、まずは先進地の視察を行い、関係団体等と協議を行っていく。」との答弁があり、それに対し委員から「市民を巻き込んだ形で取り組んでいただき、市民の意識付けとなるように推進してほしい。」との意見がありました。

次に、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金について、委員から「年度によって上限があるようだが、今の状況は。」との質疑に対し、執行部から「継続者が5人、新規申請者を1人として当初予算を計上していたが、今年度は既に5人の新規申込みがあっており、今後も増える見込みである。」との答弁がありました。

次に、議案第42号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員から「提案があっている補正予算については、国の軽減判定システム設定誤りとのことだが、対象となるのはいつからか。」との質疑に対し、執行部から「払戻しに関わる部分については制度発足の平成20年度から、追加徴収に関わる部分については時効の関係で2年分が対象となる。」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました補正予算案件3件につきましては可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（入江 学君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（入江 学君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、高本敬義君ほか1人から、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）に対する修正の動議が提出されております。高本議員に修正案の説明を求めます。

○8番（五嶋映司君） 今の委員長報告に対する質疑はどの時点でおやりになるでしょうか。

○議長（入江 学君） この後します。

○8番（五嶋映司君） 分かりました。

○議長（入江 学君） 高本議員に修正の説明を求めます。

○2番（高本敬義君） うき未来21の高本です。ただいま議題となっております議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議について提案理由の説明をさせていただきます。

この議案は、平成29年度の一般会計補正予算の歳入歳出からそれぞれ2,400万9千円を減額して、歳入歳出それぞれ合計を370億5,734万4千円とするものであります。今回の補正予算に総務費の一般管理費として窓口業務の民間委託780万9千円及び業務改革モデルプロジェクト委託料1,620万円などが計上されておりますけども、自治体の窓口業務といいますのは住民の基本的な人権に関わる重要な窓口、市役所の顔でもあります。そういう業務を担っている窓口業務に関連して、これを民間委託することに反対し、原案から減額するものであります。

そもそも、窓口業務、これを民間委託するということは、行政サービスの根幹を揺るがすものといえると思います。この間、本議会の一般質問、さらには総務文教常任委員会において質問、お尋ね等もしてきましたけども、庁内、庁外、それと議会との十分な議論・検討がなされているとは少し疑問を持たざるを得ない。そう判断をいたしました。こういう状況の中にあって、このまま窓口の民間委託を進めるということになると、行政に対する市民の方々の信頼も失うことになりはしないかという疑念も持っております。

さらに、国からの委託事業として、プロジェクト事業が予算に計上してありますけども、実施要項等を拝見しますと基本的に窓口業務を改革する、その具体的な方策としては総合窓口を導入する。そしてアウトソーシング、いわゆる外注、民間委託等へ一体的に推進する、こういうのがプロジェクトの研究調査の大きなテーマとなされております。

またもう1点は、庶務、人事とか給与、福利厚生、旅費等々ありますが、そういう内部管理業務の改革につきましては、各職員がそれぞれにそのシステムに入力できるような、そういう業務のフロー、枠組みに見直していこう、見直してください。そして各課の庶務業務を集約化してください。それがテーマです。その先に、大きなテーマは何かというと、集約した業務はアウトソーシングを積極的に活用しましょうという、これが補助実施要綱の大きなテーマとなっています。ということは、近い将来、今回補正も出してありますが、来年度からこの補助事業も1年でしょうから、今年度で結論を出して、来年度から大きくその方向に舵を切っていくということになりはしないかということで、非常に心配をし、危惧をしているところです。

2015年の骨太方針で公的サービスを産業化するという、こういう方針が打ち

出されました。それを追い打ちするように、後追いするように、総務省は民間の委託状況が全国の自治体でどの程度行われているかというのを調査しております。今実際、25業務だったと思いますが、総務省の規定にある民間委託ができる業務ということで、それについての調査によると最も民営化が進んでいないのは療育とか、身体障害者の手帳交付のところですが、2%とか3%。一番進んでいるのは狂犬病予防の注射を打った折に交付される証明書の交付、その委託が約20%ぐらいです。こういうこの25の業務の中にあっても、非常にバラツキがあり、またそんなに進んでいるわけでもありません。その調査の総括的な後ろの方に考察ということで書いてある部分においても、一概に財政的なメリットがあるという自治体もあれば、そうでもないというところもあれば、本庁だけでメリットがあるというところもあれば、支所だけでメリットがあるというところもある。いろいろあるという実態です。それと、よくある話ですが一旦民営化すると、安かろう、良かろうはそう長くは続かない。相手も仕事をされている方々を雇用していかなきゃいけない。そういう反面、やっぱりそんなに長い年月、ずっと安い傾向が続くということではないという、そういう考察もあっております。

先ほど、今回のプロジェクトの要綱の中身を言いましたが、要は公的サービスの産業化を進めるということで、経済界のために住民自治、地方自治、この自治体を空洞化させていってしまう、そういうことを非常に心配します。

庶務の進め方の一つに、総合窓口をつくりなさい、そのことを検討しなさいというのがあります。皆さんも御存じと思いますが、宇城市は合併直後に果たしてこの宇城市、6万人の宇城市にとって総合窓口がいいのか、今みたいに各業務ごとで対応した方がいいのかというのを庁舎内外含めて検討があったと思います。結果的にはこの6万人規模の宇城市においては、業務ごとの、各課ごとの受付対応、そういう窓口業務の方がいいだろうという判断を下してあります。

それは、結果的には経済界からいくと、大都市にはメリットがあると。しかし、小規模都市にはメリットがない。だから、1つの課だけをとっても、それではメリットがないから、総合窓口でいろんな業務を寄せてください。そこに私たち民間はのっていきましょうという、そういう基盤をつくることをこの補助事業の中で宇城市がしていかなざるを得ないと、そのことも非常に問題があると思います。

それと、先の国会で自治体の窓口業務、この場合は公権力、これを出していいか、交付していいか、その判断を含めた公権力を含めて、地方独立行政法人たる者に委託することができるという法律が改正されました。今すぐ、この宇城市の今検討しようとして始められているこの窓口業務が、即この地方独立行政法人のスタイルに移行していくとは思われませんが、非常に問題のあるこの独立行政法人の運営形態であ

ります。しかし、近い将来必ず出てくると思います。しかもこの地方独立行政法人というのは、市が独自に判断をして設置することができます。しかし、一旦設置すると、そこは首長がその理事長を任命したり、運営計画を聞いたりしてやっていきます。議会は関与ができないシステムになっていきます。そういうところにこの民間委託というのが先々動いていく危険性がある、可能性がある。そのことも非常に心配な点であります。

今回の窓口業務民間委託に関して、執行部側は交付税のトップランナー方式による交付税減額のことを懸念して、それを理由の一つに挙げられてもおりました。もともと地方交付税は皆様御存じのように、宇城市なら宇城市、この自治体における直接徴収されている地方税、それと同じ趣旨の、国が徴収している地方交付税で、自治体の独自の財源というのはいろんな議員方の研修会でもよく研修があつていると思いますが、そのことの趣旨をもう一度再認識すべきではないでしょうか。

トップランナー方式、いわば地方交付税の算定基準を国がこう変えましたという算定基準の変更であります。それが変わったからといって、その交付税に関してそうしなければならないという決まりはありません。そう思いませんか。一般財源です。縛られることはありません。ですから、その交付税がきて、それを民間委託にするか、直営とするか、その判断は個々の自治体に委ねられています。それが地方自治の一番の原則だろうと思います。良い、悪いは別にして、皆さんの協議、市民の協議、執行部との協議の元に進められていた結果であれば、それは民主主義の中ですから、その方向で進んでいかざるを得ない所はあると思います。

先ほどの常任委員長の報告にもありましたが、もう1つの執行部の民間委託の理由として人材確保、災害対応等々の人材確保が必要だからという説明がありましたが、それは重々分かりますけども、今回のこの4月の人事異動に向けても、何らかの対応はできなかったのだろうかという疑問もあります。再任用職員がおります。再任用職員を復興に人材が必要ということであれば、直接的にその復興の部署に配置するというだけでなく、間接的にいずれかの職場に人員補充することで復興への人員確保が1人でも2人でも可能になる、そういう可能性はあると思います。

それと、任期付の職員も、今県外からも何人かおいでいただいているということですが、本当に切羽詰まって、やっぱり頑張つて復興しないといけないということであれば、何らかの人事の対応はすべきであつたろうと思います。今後に向けても、このことは課題になると思いますので、十分執行部としても検討していただきたいと思っています。

最後になりますが、窓口業務の民間委託は先ほども申しましたけども、公的サービスを産業化して、地方自治体を空洞化させるものだと私は思っています。住民の

基本的な人権を守って、窓口業務の行政サービスの水準を低下させない、そういう意味で窓口業務の民間委託に反対し、地方自治を守り、住民自治を守る。そのために今回の補正予算を減額する修正動議を提出したところであります。議員諸氏の御理解を是非お願いして、提案理由とさせていただきます。

○議長（入江 学君） 修正案の説明が終わりました。

これから、委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。まず、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（五嶋映司君） 今、高本議員の修正動議の説明の中でかなりの部分があったんですけども、まず、委員長に説明いただきたいのは、今高本議員がおっしゃった業務委託の部分です。業務改革モデルプロジェクト委託料、このことに関してのどういう内容で、どういう議論がなされたのか。その辺がこの報告書の中にありませんから、議論があったのか、なかったのかを含めて委員長にお答えいただければと思います。

もう一つ、窓口業務委託料は、この報告書によると住民票だけのように書かれておりますが、これは住民票だけの費用として議論されたのかどうか。その辺も確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） 五嶋議員の質問に対して、委員長である私が少し報告をさせていただきます。

先ほど委員長報告したとおりです、基本的には。民間委託の部分に関しては、コンビニで4月からやっているということの業務を、今のところはその業務だけを本庁に持ってくるということで、そこで何か問題があったのかということを経験させていただきましたけども、今のところ4月からのコンビニの業務に対して何も問題もないし、何の報告もあがっていないと。もしあがってきたらその時には議論すべきであるけれども、現状ではコンビニでやっている住民票交付等々を本庁でするのは何の問題もないということで、委員会では議論したところです。

あとの、すみません先ほどいくつか質問がありましたけども、ちょっと言葉だけでは分からなかったのもう一度、部分があれば質問を受けたいと思います。

○8番（五嶋映司君） 業務改革モデルプロジェクト委託料1,620万円、この件は議論されたのかどうか。

○総務文教常任委員長（溝見友一君） その件に関しては委員からの質問事項というのはありませんでした、その件に関してだけでは。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

これで、質疑を終結します。

次に、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第37号宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第38号宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第38号宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第39号宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第39号宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対

ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。まず、原案に対する討論を行います。通告がありますので、発言を許します。2番、高本敬義君。

○2番（高本敬義君） 先ほど、修正動議で討論させていただきましたので取り下げます。

○議長（入江 学君） はい。8番、五嶋映司君。

○8番（五嶋映司君） 8番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま議題になっております議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論いたします。高本議員が先ほど修正動議の中で述べられた部分と重複する部分があるかもしれませんが、どうかお許しをいただきたいと思います。

予算書13ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料に計上されている業務改革モデルプロジェクト委託料と、窓口業務委託料、予算書では約2,400万円。市長の施政方針によれば2,457万円は、それが実行されれば市民の暮らし・福祉を守ると同時に、安心・安全を担保するという地方自治体の役割を逸脱する要素を含んだものとなっています。

その第一は、窓口業務は市民と直接に接し、市民の悩みや行政のひずみなどの苦情を受入れ、さらには日々市民が行う日常活動に必要な諸証明の発行など、非常に重要な分野です。市民から相談を受けた問題の解決のために、行政のどの分野に誘導するか判断を求められるなど、行政を熟知している必要があります、その自治体の顔としての資質が問われる分野でもあります。その部分を商品化して、請負や委託などの競争により、さらなる合理化を求める材料にすることは、利害に捉われず公僕として住民に奉仕するという自治体の本質から逸脱することにつながります。

第二は、先にもとらわれず述べたとおり、窓口業務は市民の個人情報に一番多く接する部分でもあります。個人情報の漏洩問題はよく報道でも耳にするように、あらゆる分野で発生しています。同一職場に雇用形態も賃金体系も違う人たちが同一労働をするという環境では、トラブルが発生する可能性が高いともいわれます。特に、マイナンバーの導入を進め、日常としてマイナンバーに係る業務の中でのこのような雇用形態は、個人情報の流出の危険を否定できません。

第三は、宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、良質な雇用を創るための稼ぐ力を高めることを目標に定めておりますが、合併後、職員数の削減に伴って、非常勤職員の雇用が拡大し、その金額は平成27年度の決算で6億8,000万円にもなっており、宇城市自体が良質でない雇用を創り出す実態となっており、この予算の実行により、更にこのような雇用を拡大する方向を強めることとなります。

第四は、この予算の議会での提案のあり方です。この予算は行政改革の一貫として、総務部所管で総務常任委員会に審議が付託されておりました。ところが、この予算は基本的には市民環境部所管の窓口で具体化される業務がほとんどではないかと思っております。とすれば、市民環境部所管でも審議されなければ、具体化の際の問題点が場違いなところで議論されるということになってしまいます。各委員会の付託は、ひとくくりの補正予算ということで、民生常任委員会でもこの予算の審議は可能と捉えておりましたが、付託案件ではないとのことで審議できませんでした。このことは、この予算の執行がもたらす結果や業務量の変化など、実務を担当する部門での議論を拒否したこととなります。議会軽視にもつながるものでもあります。

以上述べた4点で、この補正予算には市民のためよりも行政運営を先行させるという誤りがあり、反対をいたします。私の主張を御理解の上、議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 以上で、通告による討論は終わりました。

次に、修正案に対する討論を行います。修正案に反対者の発言を許します。

○21番（石川洋一君） 21番、新志会の石川でございます。先ほど高本議員から修正案の説明がありましたけども、かなり意見が長くて、何をどう反対するか今悩んでおりましたけども、2点です。

まず、業務改革プロジェクトについてお話がございましたけれども、これはやはり国の経済財政運営と、改革の基本方針に基づいて総務省が4月10日に募集要綱を発出されまして、全国で7つの団体が応募されて、提案されたと同っておりまして、その中の1つが宇城市の提案ということであると聞いております。

提案の中身は御承知のとおりですけれども、市役所の業務全体を根本から見直して再構築して、ICT化やアウトソーシングなどで住民の利便性向上につながる業務改革を推進するものと伺っております。しかも、事業の実施期間は平成28年度から平成30年度の3年間に限った事業です。総務省が委託料として全額支出をして、提案のあった業務を宇城市に委託し、実施するもので、提案した市としましては、これ以上有益な財源はないと思っております。

また、国がモデル事業の委託先としてふさわしい団体として選定をいただいた宇城市の提案事業を宇城市議会が反対したということでは、今後の市と国の関係に少

なからぬ影響があると思われます。

次に窓口業務ですが、今回、窓口業務の民間委託は本庁・支所の戸籍、住民基本台帳業務などのうち、民間委託が可能な業務で受付、引渡し、端末操作、交付などあくまで判断行為等を伴わない事実上の行為、又は補助的な業務を想定されていると伺っております。

また、今年度は既にコンビニ交付が始まっている戸籍等の業務の中から委託したいとの考えであることで、人の関与がない機械によるコンビニ交付と民間委託した窓口業務は本質的には同じであると思えます。

また、仮に窓口業務が民間委託されましても、職員がいなくなるわけではなく、これまで同様、決定業務等には専門的な市職員があたるものでありまして、職員と市民の接点がなくなるということはないと思えます。

一方で、国・県から権限移譲や地方創生といった行政需要が増大している中であって、昨年の熊本地震により、災害から復旧・復興業務が新たに出てきており、これらに優先的に職員を配置する必要があると考えております。窓口業務の民間委託により、これらの業務に配置転換ができるとなると、住民サービスを維持する上でも職員を有効に配置できるものと大いに期待をいたしております。

宇城市の根幹的收入である地方交付税の段階的縮減が進む中で、住民サービスを維持するために不断の努力により業務改革を推進し、財源を捻出しようとする執行部の方針を私は支持いたします。よって、本予算案に反対をいたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 修正案に賛成者の発言を許します。

○11番（渡邊裕生君） 11番、渡邊裕生です。今、議題になっております議案第40号の修正案について賛成の立場で討論をいたします。

ただいま高本議員から趣旨説明がありましたように、この業務委託はお聞きになったように、大変大きな問題をはらんでおります。16業務の民間委託や指定管理、庶務業務の集約化、情報システムのクラウド化への移行が前提となっており、特に窓口業務の民間委託などについては、市民との重要な接点を変えていくことになり、市の今後のあり方を左右する重要な事案です。にも関わらず、議会への事前説明がなされていない中での予算計上は、重大な議会軽視といえます。執行部と議会が車の両輪とするならば、議会も十分にこのトップランナー方式を含む今回の提案に対して、理解を深める時間を確保し、研修や視察など十分にこのことを理解した後に、改めて予算計上をしていただくことを願います。

国民健康保険や年金、戸籍や住民基本台帳など、社会保障の根幹や、権利の証明に関する地方自治体の重要な職責です。例えば徴収の猶予、減免や親族関係を巡る

届出の受理・不受理など、それぞれの法令趣旨に添った専門的知識・経験を有する判断に満ちた事務であります。こうした事務は、専門的な職員によってこそ担うるものですし、外部委託が進んでいないことは制度としての必然性があると思えます。これを一くりに定型的な窓口業務として外部委託を推進することは、制度の根幹をゆがめるものです。財政面から改革を促し、誘導することには問題があると思えます。

地方自治体は、公共サービスの実施方法について、自ら判断する権利を有しています。議会といたしましても、今述べました窓口業務の委託以外のアウトソーシングの内容と範囲についても十分議論し、理解した上で判断すべき重要な案件だと思えますので、どうぞ議員諸氏の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） 修正案に反対者の発言を許します。

○12番（大嶋秀敏君） 12番、うき幸友会の大嶋でございます。ただいま、議題になっております議案第40号の窓口業務修正案に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

宇城市は合併当時、基金が少なく、借金が大変多くて夕張市のようになるのではないかとわれておりました。そこで、行財政改革なくしては先に進めないのではないかということになったと思えます。職員の削減、資産の売却、施設の統廃合や民営化、そしてまた今年の4月から始まったコンビニでの交付、窓口業務の民営化は、県内では上天草市、玉名市、山鹿市、八代付近の山間部などでも進められております。宇城市も経費節減やサービスの向上のため、是非進めていただきたいと思えます。

そういうことで、修正案に対して反対でございます。議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） これで討論を終結します。

これから、議案第40号平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を採決します。まず、議案第40号に対する高本敬義君ほか1人から提出された修正案について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本修正案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する各委員長報告は原案可決です。原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第41号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第41号平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第42号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第42号平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第43号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第43号平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第

1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第44号平成29年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第44号平成29年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第45号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第45号平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(入江 学君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第10 同意第8号 農業委員会委員の任命について(坂本 一雄氏)

○議長(入江 学君) 日程第10、同意第8号農業委員会委員の任命について(坂本一雄氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したが

って、討論なしと認めます。

これから、同意第8号農業委員会委員の任命について（坂本一雄氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第8号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第8号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第11 同意第9号 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏）

○議長（入江 学君） 日程第11、同意第9号農業委員会委員の任命について（川村良行氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第9号農業委員会委員の任命について（川村良行氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第9号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第9号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第12 同意第10号 農業委員会委員の任命について（前田 雄司氏）

○議長（入江 学君） 日程第12、同意第10号農業委員会委員の任命について（前田雄司氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第10号農業委員会委員の任命について（前田雄司氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第10号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第10号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 同意第11号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）

○議長（入江 学君） 日程第13、同意第11号農業委員会委員の任命について（本崎弘氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第11号農業委員会委員の任命について（本崎弘氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第11号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第11号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第14 同意第12号 農業委員会委員の任命について（城尾 孝児氏）

○議長（入江 学君） 日程第14、同意第12号農業委員会委員の任命について（城尾孝児氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第12号農業委員会委員の任命について（城尾孝児氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第12号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第12号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 同意第13号 農業委員会委員の任命について（亀山 久氏）

○議長（入江 学君） 日程第15、同意第13号農業委員会委員の任命について（亀山久氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第13号農業委員会委員の任命について（亀山久氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第13号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（入江 学君） 起立多数です。したがって、同意第13号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第16 同意第14号 農業委員会委員の任命について（吉良 邦夫氏）

○議長（入江 学君） 日程第16、同意第14号農業委員会委員の任命について（吉良邦夫氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第14号農業委員会委員の任命について（吉良邦夫氏）を採決し

ます。採決は起立によって行います。同意第14号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第14号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第17 同意第15号 農業委員会委員の任命について(河野 一氏)

○議長(入江 学君) 日程第17、同意第15号農業委員会委員の任命について(河野一氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第15号農業委員会委員の任命について(河野一氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第15号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第15号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第18 同意第16号 農業委員会委員の任命について(田口 昭也氏)

○議長(入江 学君) 日程第18、同意第16号農業委員会委員の任命について(田口昭也氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第16号農業委員会委員の任命について(田口昭也氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第16号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第16号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19 同意第17号 農業委員会委員の任命について(中山 秀光氏)

○議長(入江 学君) 日程第19、同意第17号農業委員会委員の任命について(中山秀光氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第17号農業委員会委員の任命について(中山秀光氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第17号は、これに同意することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第17号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第20 同意第18号 農業委員会委員の任命について(本郷 幸弘氏)

○議長(入江 学君) 日程第20、同意第18号農業委員会委員の任命について(本郷幸弘氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第18号農業委員会委員の任命について(本郷幸弘氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第18号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第18号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第21 同意第19号 農業委員会委員の任命について(植田 耕清氏)

○議長(入江 学君) 日程第21、同意第19号農業委員会委員の任命について(植田耕清氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第19号農業委員会委員の任命について(植田耕清氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第19号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第19号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第22 同意第20号 農業委員会委員の任命について(百家 美代子氏)

○議長(入江 学君) 日程第22、同意第20号農業委員会委員の任命について(百家美代子氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第20号農業委員会委員の任命について(百家美代子氏)を採決します。採決は起立によって行います。同意第20号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、同意第20号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(遠山 明美氏)

○議長(入江 学君) 日程第23、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について(遠山明美氏)を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について(遠山明美氏)を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(入江 学君) 起立多数です。したがって、諮問第1号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長(入江 学君) 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(入江 学君) 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第25 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長(入江 学君) 日程第25、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第103条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで、平成29年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 入 江 学 様

総務文教常任委員長 溝 見 友 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第37号	宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第39号	宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第40号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議会議長 入 江 学 様

建設経済常任委員長 堀 川 三 郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第38号	宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第40号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第43号	平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	平成29年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議会議長 入江 学 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第40号	平成29年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第41号	平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第42号	平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
	【以下余白】	

平成29年第2回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名											17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11										12	13	14	15	16
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	承認	21	0
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第3号)	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	承認	21	0
議案第37号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第38号 宇城市急傾斜地の崩壊による災害防止工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第39号 宇城市立郷土資料館条例及び宇城市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第40号に対する修正案 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	●	○	●	●	●	●	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	議長のため表決には加わりません。	●	棄	○	●	●	否決	4	16
議案第40号 平成29年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	棄	○	○	原案可決	17	3
議案第41号 平成29年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第42号 平成29年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第43号 平成29年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第44号 平成29年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第45号 平成29年度宇城市下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
																	議長のため表決には加わりません。								
																	議長のため表決には加わりません。								
																	議長のため表決には加わりません。								
																	議長のため表決には加わりません。								
																	議長のため表決には加わりません。								